平成１９年　第３回

宿毛市議会定例会会議録

平成19年９月５日開会
平成19年９月18日閉会

宿毛市議会事務局

平成十九年第三回宿毛市議会定例会会議録

平成１９年第３回宿毛市議会定例会会議録

目　　　　次

第　１日（平成１９年９月５日　水曜日）

議事日程……………………………………………………………………………　1
本日の会議に付した事件…………………………………………………………　2
出席議員……………………………………………………………………………　2
欠席議員……………………………………………………………………………　3
事務局職員出席者…………………………………………………………………　3
出席要求による出席者……………………………………………………………　3
開　　会（午前１０時００分）
○日程第１　会議録署名議員の指名……………………………………………　5
○日程第２　会期の決定…………………………………………………………　5
（諸般の報告）
○日程第３　議案第１号から議案第３４号まで………………………………　5
（提案理由の説明）
市　　長……………………………………………………………………………　5
散　　会（午前１０時１８分）
陳情文書表…………………………………………………………………………　9

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第　２日（平成１９年９月６日　木曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第　３日（平成１９年９月７日　金曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第　４日（平成１９年９月８日　土曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第　５日（平成１９年９月９日　日曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第　６日（平成１９年９月１０日　月曜日）

議事日程……………………………………………………………………………　１１
本日の会議に付した事件…………………………………………………………　１１
出席議員……………………………………………………………………………　１１
欠席議員……………………………………………………………………………　１１
事務局職員出席者…………………………………………………………………　１１
出席要求による出席者……………………………………………………………　１１
開　　議（午前１０時００分）

○日程第１　一般質問……………………………………………………………………　１３
１　松浦英夫議員……………………………………………………………………　１３
市　　長……………………………………………………………………　１６
教 育 長……………………………………………………………………　２０
松浦英夫議員……………………………………………………………………　２０
市　　長……………………………………………………………………　２３
松浦英夫議員……………………………………………………………………　２５
市　　長……………………………………………………………………　２５
松浦英夫議員……………………………………………………………………　２６
２　岡﨑利久議員……………………………………………………………………　２６
市　　長……………………………………………………………………　２９
総務課長……………………………………………………………………　３１
岡﨑利久議員……………………………………………………………………　３２
市　　長……………………………………………………………………　３２
岡﨑利久議員……………………………………………………………………　３３
３　中平富宏議員……………………………………………………………………　３３
市　　長……………………………………………………………………　３６
教 育 長……………………………………………………………………　４０
中平富宏議員……………………………………………………………………　４２
市　　長……………………………………………………………………　４５
教 育 長……………………………………………………………………　４６
中平富宏議員……………………………………………………………………　４７
教 育 長……………………………………………………………………　４８
中平富宏議員……………………………………………………………………　４８
市　　長……………………………………………………………………　４９
４　浅木　敏議員……………………………………………………………………　５０
市　　長……………………………………………………………………　５４
浅木　敏議員……………………………………………………………………　５７
市　　長……………………………………………………………………　５９
税務課長……………………………………………………………………　６０
浅木　敏議員……………………………………………………………………　６１
市　　長……………………………………………………………………　６１
浅木　敏議員……………………………………………………………………　６２
延　　会（午後　３時４４分）

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第　７日（平成１９年9月１１日　火曜日）

議事日程……………………………………………………………………　６３

本日の会議に付した事件……………………………………………………………………… ６３
出席議員……………………………………………………………………………………… ６３
欠席議員……………………………………………………………………………………… ６３
事務局職員出席者…………………………………………………………………………… ６３
出席要求による出席者……………………………………………………………………… ６３
開　　議（午前１０時００分）
○日程第１　一般質問………………………………………………………………………… ６５
１　有田都子議員……………………………………………………………………………… ６５
市　　長……………………………………………………………………………………… ６７
教 育 長……………………………………………………………………………………… ６９
有田都子議員………………………………………………………………………………… ７１
市　　長……………………………………………………………………………………… ７４
教 育 長……………………………………………………………………………………… ７４
有田都子議員………………………………………………………………………………… ７５
○日程追加　議案第３５号…………………………………………………………………… ７５
（提案理由の説明）
市　　長……………………………………………………………………………………… ７５
質疑…………………………………………………………………………………………… ７６
委員会付託省略……………………………………………………………………………… ７６
討論・表決…………………………………………………………………………………… ７６
散　　会（午後　２時２９分）

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

第　８日（平成１９年９月１２日　水曜日）

議事日程……………………………………………………………………………………… ７９
本日の会議に付した事件……………………………………………………………………… ７９
出席議員……………………………………………………………………………………… ７９
欠席議員……………………………………………………………………………………… ７９
事務局職員出席者…………………………………………………………………………… ７９
出席要求による出席者……………………………………………………………………… ７９
開　　議（午前１０時００分）
○日程第１　議案第１号から議案第３４号まで…………………………………………… ８１
質疑…………………………………………………………………………………………… ８１
１　松浦英夫議員……………………………………………………………………………… ８１
教育次長兼学校教育課長…………………………………………………………………… ８１
建設課長……………………………………………………………………………………… ８１
松浦英夫議員………………………………………………………………………………… ８２
２　野々下昌文議員…………………………………………………………………………… ８２

福祉事務所長……………………………………………………………………… ８３
産業振興課長……………………………………………………………………… ８４
建設課長…………………………………………………………………………… ８５
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長………………………………………… ８６
野々下昌文議員…………………………………………………………………… ８７
福祉事務所長……………………………………………………………………… ８７
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長………………………………………… ８７
野々下昌文議員…………………………………………………………………… ８７
委員会付託省略（議案第１４号から議案第２３号まで）……………………… ８８
委員会付託（議案第２４号から議案第３４号まで）…………………………… ８８
散　　会（午前１０時４３分）
議案付託表………………………………………………………………………… ８９

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第　９日（平成１９年9月１３日　木曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第１０日（平成１９年9月１４日　金曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第１１日（平成１９年9月１５日　土曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第１２日（平成１９年9月１６日　日曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第１３日（平成１９年9月１７日　月曜日）　　休会

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

第１４日（平成１９年9月１８日　火曜日）

議事日程…………………………………………………………………………… ９１
本日の会議に付した事件………………………………………………………… ９１
出席議員…………………………………………………………………………… ９１
欠席議員…………………………………………………………………………… ９１
事務局職員出席者………………………………………………………………… ９１
出席要求による出席者…………………………………………………………… ９２
開　　議（午前１０時００分）
○日程第１　議案第１号から議案第３４号まで………………………………… ９３
（議案第１４号から議案第２３号まで）
討論・表決………………………………………………………………………… ９３
（議案第２４号から議案第３４号まで）
委員長報告
総務文教常任委員長……………………………………………………………… ９３

産業厚生常任委員長……………………………………………………………… ９４
質疑
（議案第２４号から議案第３１号まで及び議案第３３号並びに議案第３４号）
討論・表決…………………………………………………………………………… ９５
（議案第３２号）
討論・表決…………………………………………………………………………… ９５
（議案第１号から議案第１３号まで）
決算特別委員会設置・付託……………………………………………………… ９５
決算特別委員の選任………………………………………………………………… ９６
○日程第２　陳情第２号外２件…………………………………………………… ９６
（陳情第２号及び陳情第４号並びに陳情第５号）
委員長報告
総務文教常任委員長……………………………………………………………… ９６
産業厚生常任委員長……………………………………………………………… ９６
質疑
（陳情第２号及び陳情第５号）
討論・表決…………………………………………………………………………… ９７
（陳情第４号）
討論
浅木　敏君（反対）……………………………………………………………… ９７
表決……………………………………………………………………………………… ９９
○日程第３　委員会調査について………………………………………………… ９９
継続調査……………………………………………………………………………… ９９
○日程第４　意見書案第１号及び意見書案第２号……………………………… ９９
質疑・討論・表決…………………………………………………………………… ９９
（閉会あいさつ）
市　　長……………………………………………………………………………１００
閉　　会（午前１１時３７分）
委員会審査報告書……………………………………………………………………１０２
陳情審査報告書………………………………………………………………………１０４
閉会中の継続調査申出書……………………………………………………………１０６
意見書案第１号………………………………………………………………………１０９
意見書案第２号………………………………………………………………………１１０

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

付　　　録

一般質問通告表……………………………………………………………………付－１
議決結果一覧表……………………………………………………………………付－２

議　　案……付－２
陳　　情……付－４

平成１９年
第３回宿毛市議会定例会会議録第１号

１　議事日程

第１日（平成１９年９月５日　水曜日）

午前１０時　開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
○　諸般の報告
第３　議案第１号から議案第３４号まで

議案第　１号　平成１８年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第　２号　平成１８年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　３号　平成１８年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　４号　平成１８年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　５号　平成１８年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　６号　平成１８年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　７号　平成１８年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　８号　平成１８年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第　９号　平成１８年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１０号　平成１８年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１１号　平成１８年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１２号　平成１８年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第１３号　平成１８年度宿毛市水道事業会計決算認定について
議案第１４号　平成１９年度宿毛市一般会計補正予算について
議案第１５号　平成１９年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について
議案第１６号　平成１９年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第１７号　平成１９年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第１８号　平成１９年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第１９号　平成１９年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第２０号　平成１９年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第２１号　平成１９年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第２２号　平成１９年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第２３号　平成１９年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第２４号　政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２５号　宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２６号　宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２７号　宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２８号　宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２９号　宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第３０号　高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第３１号　高知県市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について

議案第３２号　幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第３３号　宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議案第３４号　沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第１号から議案第３４号まで

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１５名）

１番　今城誠司君
２番　岡﨑利久君
３番　野々下昌文君
４番　松浦英夫君
５番　浅木　敏君
６番　中平富宏君
７番　有田都子君
８番　浦尻和伸君

9番	寺田公一君	１０番	宮本有二君
１１番	濵田陸紀君	１３番	山本幸雄君
１４番	中川　貢君	１５番	西村六男君
１６番	岡崎　求君		

－－－－－－・・－－－－－－－・・－－－－－－

4　欠席議員（　１名）

１２番	西郷典生君

－－－－－－・・－－－－－－－・・－－－－－－

5　事務局職員出席者

事務局長	夕部政明君
次長	岩本昌彦君
議事係長	岩村研治君

－－－－－－・・－－－－－－－・・－－－－－－

6　出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	西野秋美君
収入役	中上晋助君
企画課長	岡本公文君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部　勇君
会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木　隆君
商工観光課長	立田　明君
建設課長補佐	黒萩幹男君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松　泰君
教育次長兼学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	有田修大君
学校給食センター所長	小野正二君

千寿園長	村中 純君
選挙管理委員会事務局長	野口孝夫君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時００分　開会

〇議長（宮本有二君）　これより平成１９年第３回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８１条の規定により、議長において浅木　敏君及び中平富宏君を指名いたします。

日程第２「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〇議会運営委員長（山本幸雄君）　おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請によりまして、去る９月３日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査いたしました結果、本日から９月１８日までの１４日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告といたします。

〇議長（宮本有二君）　おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から９月１８日までの１４日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から９月１８日までの１４日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

西郷典生君から、会議規則第２条の規定による欠席の届出がありました。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

本日までに、陳情１件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託をいたします。

会議規則第６２条第２項の規定により、一般質問の通告の期限を９月６日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３「議案第１号から議案第３４号まで」の３４議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

〇市長（中西清二君）　おはようございます。

本日は、平成１９年第3回宿毛市議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ご提案を申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第１３号までの１３議案は、平成１８年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

議案第１４号は、平成１９年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で2億５，０４２万3，０００円の増額をしようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、人事異動に伴う人件費の調整等を除きまして、総務費の住民基本台帳ネットワークシステムＣＳリプレース導

入事業委託料として５５０万円。民生費の住宅改造支援事業費補助金として２６６万４，０００円。障害児を育てる地域の支援体制整備事業費補助金として１２３万７，０００円。農林水産業費の森の腕たち育成事業費補助金として２９３万３，０００円。土佐の魚流通販売促進事業費補助金として１８７万５，０００円。土木費の住宅明渡し強制執行予納金として１５０万円。がけくずれ住家防災対策事業費として６９１万６，０００円。災害復旧費の現年土木施設災害復旧費として１億３，７７６万４，０００円などでございます。

一方、歳入で増額する主なものは、地方交付税が７，５７０万３，０００円。公共土木施設災害復旧費国庫負担金が９，３７５万７，０００円。繰越金が３，０６２万１，０００円。市債が５，９１５万２，０００円。

減額するものといたしましては、地方特例交付金の特別交付金が１，０６７万９，０００円などでございます。

議案第１５号から議案第２２号までの８議案は、平成１９年度の各特別会計補正予算でございます。

議案第１６号から議案第１８号まで、議案第２０号及び議案第２１号は、いずれも人事異動に伴う人件費の調整などの必要最小限の経費を補正しております。

議案第１５号は、平成１９年度簡易水道事業特別会計補正予算でございます。

人事異動に伴う人件費の調整を含め、総額で１，２０５万５，０００円を増額しようとするものでございます。

主な内容につきましては、平成１８年度決算に伴い、繰越金が生じたことによる増額補正でございます。

議案第１９号は、平成１９年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

人事異動に伴う人件費の調整を含め、総額で８万円を減額しようとするものでございます。

主な内容につきましては、下水道事業債の特別措置分２，２３０万円が借り入れ可能となりましたので、一般財源から地方債に振りかえるものでございます。

議案第２２号は、平成１９年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算でございます。

総額で１，６４９万４，０００円を増額しようとするものでございます。

主な内容につきましては、保留地処分金２，２１２万７，０００円を工事請負費等に充てて事業を推進しようとするものでございます。

議案第２３号は、平成１９年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

人事異動に伴う人件費の調整を含め、総額で５４７万８，０００円を増額しようとするものでございます。

主な内容につきましては、東部広域簡易水道の水中ポンプが老朽化しておりますので、取りかえるための予算でございます。

議案第２４号は、政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、証券取引法等の一部を改正する法律が平成１９年９月３０日に、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による郵政民営化法等が平成１９年１０月１日より施行されることに伴い、「金融商品」や「金融機関」等の語句の整理が行われますので、国に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第２５号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成１９年８月１日に施行され、育児休業を取得した職員の職

務復帰後の給与の調整規定の改正や、１日に２時間以内とされていた部分休業を緩和するなどの改正が行われましたので、国に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第２６号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正は、雇用保険等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されることになりましたので、国に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

平成１９年１０月１日施行予定の内容は、採用後、短期の勤務で退職した職員の退職手当について、受給資格を６月以上から１２月以上に改正しようとするものでございます。

また、平成２２年４月１日施行予定の内容は、船員保険の一部が雇用保険制度に統合されることに伴い、本市の条例も一部改正し、整備をしようとするものでございます。

議案第２７号は、宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この内容につきましては、これまで母子家庭にのみ助成をしていました医療扶助を、父子の家庭にも適用しまして、平成１９年１０月分医療費より「ひとり親家庭医療費」に改めまして助成をしようとするものでございます。

議案第２８号及び議案第２９号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例及び宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を、それぞれ改正する条例でございます。

内容につきましては、いずれも入居者や市民の安全を守るため、暴力団員に市営住宅等を使用されることのないよう制限をすることにより、暴力団員を排除しようとするものでございます。

議案第３０号及び議案第３１号は、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約並びに財産処分でございます。

内容につきましては、春野町と高知市が平成２０年１月１日に合併することに伴う規約の変更、並びに財産処分について地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第３２号は、幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約でございます。

内容につきましては、税の公平性と自主財源の確保を目的として、同組合に「租税債権の管理に関する機構」を新たに設置し、専門的、効率的な徴収体制を整備するために規約の変更をする必要が生じましたので、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第３３号は、宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款でございます。

内容につきましては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による郵政民営化法等が平成１９年１０月１日より施行されることに伴い、定款から「郵便貯金」の語句を削除するなどの整理を行うこと。また、理事、監事の定数について、不慮の事故等で欠ける場合に対応するため、それぞれの定数に「以内」を設けるため、公有地の拡大の推進に関する法律第１４条第２項の規定に基づき、同公社の定款の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第３４号は、沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについてでございます。

内容につきましては、沖の島町弘瀬字弘瀬３３０番２地先から、同所７９７番２地先に至る４８１．７９平方メートルを、漁港施設用地として公有水面を埋め立てることについて、県知

事より意見を求められていますので、公有水面埋立法第３条第４項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君）　これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、９月６日及び９月７日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、９月６日及び９月７日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

９月６日から９月９日までの４日間は休会し、９月１０日午前１０時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前１０時１８分　散会

陳情文書表

平成１９年第３回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	付託委員会
第　５号	平成 19. 8. 31	市道二ノ宮野地線および平井蕨尾線の早期改良について	団　体	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成１９年９月５日

宿毛市議会議長　宮　本　有　二

平成１９年
第３回宿毛市議会定例会会議録第２号

１　議事日程

第６日（平成１９年９月１０日　月曜日）

午前１０時　開議

第１　一般質問

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１５名）

１番	今城誠司君	２番	岡﨑利久君
３番	野々下昌文君	４番	松浦英夫君
５番	浅木　敏君	６番	中平富宏君
７番	有田都子君	８番	浦尻和伸君
９番	寺田公一君	１０番	宮本有二君
１２番	西郷典生君	１３番	山本幸雄君
１４番	中川　貢君	１５番	西村六男君
１６番	岡崎　求君		

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員（１名）

１１番　濵田陸紀君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	夕部政明君
次長	岩本昌彦君
議事係長	岩村研治君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	西野秋美君
収入役	中上晋助君
企画課長	岡本公文君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部　勇君

会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木 隆君
商工観光課長	立田 明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松 泰君
教育次長兼学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	有田修大君
学校給食センター所長	小野正二君
千寿園長	村中 純君
選挙管理委員会事務局長	野口孝夫君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時００分　開議

○議長（宮本有二君）　これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

濵田陸紀君から、会議規則第２条の規定による欠席の届出がありました。

日程第１「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

４番松浦英夫君。

○４番（松浦英夫君）　４番、松浦でございます。ただいまから、通告に従いまして、市長並びに教育長に対しまして一般質問を行います。

まずは、市長の選挙公約についてお伺いをいたします。

市長は、平成１５年１１月３０日に行われました選挙において、多くの公約を掲げ、選挙戦を戦い、８，４０１名もの市民からの支持を得る中で、平成１５年１２月２６日に第１６代宿毛市長に就任して以来、早いもので、任期も余すところあとわずかとなりました。

任期中の議会対応につきましても、定例の本会議は本議会を含めて、１２月定例議会の２回のみであります。

市長は、６月定例議会において、西村議員の一般質問に答える中で、任期満了に伴うこの秋の市長選挙に、再選を期して出馬の意思表明が行われました。就任後初めての定例議会となりました平成１６年第１回の定例議会におきまして、１５年１１月の選挙公約に掲げました中の１つであります宿毛湾港への航空母艦の設置構想に対しまして、議会から警告決議が提出され、賛成多数により可決されるという波乱の船出でありましたが、土佐くろしお鉄道の脱線事故に伴う対応、市町村合併の問題、あわせて宿毛佐伯フェリーの経営破たんに伴う運航休止と、フェリー航路再開の取り組み、国の三位一体改革に伴い、地方交付税が大幅に削減されるという大変厳しい財政状況の中での行政執行と、財政の健全化に努められると、多くの山積する課題に対して、若さと行動力をもって、市民の中に飛び込んでいき、直接、住民との対話活動を行う中で、課題の解決と市民が安心して生活のできるまちづくりに、大変努力をされましたことに対しては、一定の評価をいたすところでございます。

そこでお伺いをいたします。

市長は、市長選挙に臨むに当たり、多くの公約を掲げて選挙戦を戦ってまいりました。その公約についてでありますが、市長は、選挙公約については、どのように考えておるのか。あわせて、公約の重みというものをどのように考えておるのか、お伺いをいたします。

市民に対して、約束をいたしました公約というものにつきましては、その実現をしていくという義務と責任があるのではないかと考えます。よって、到底できないようなことは、公約として掲げないと思います。

市長におかれましては、この４年間、公約の実現のために誠心誠意努力をされたことと存じます。そこで、その評価についてお伺いいたします。

市民からの直接の評価につきましては、選挙という形であらわれると考えます。市長として、みずからが掲げた公約について、市長自身はどのような評価をいたしておるのか。そしてまた、公約の達成度については、どのように思っておられるか。

あわせて、この４年間の市政運営について、どのように総括をいたしておるのか、お伺いをいたします。

総括をするということは、大変重要であると考えます。評価をする点、あるいは反省する点も多々あろうかと存じます。そのことを、今後

の市政運営方針に生かしていくことが重要であると思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、宿毛市生涯福祉計画について、お尋ねをいたします。

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとで異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで、一元的に提供する仕組みに改めるために、障害者自立支援法が、昨年４月１日に施行されました。

この障害者自立支援法では、これまでの支援費制度の所得に応じた負担、いわゆる応能負担から、利用したサービスに応じた負担、応益負担となり、サービス費用の原則１割負担を障害者に求めることになり、負担に耐えられず、退所を余儀なくされた方が、宿毛市においても「幡多希望の家」や「ワークセンターすくも」等の施設において、数名ほどおります。

この点につきましては、本議会においても議論がなされましたことは承知をいたしております。

そのように、この法律には多くの問題点がありまして、私自身も大変疑義を持っておるところであります。

障害者自立支援法では、障害者の障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化するとともに、従来の福祉施設や事業体系を、障害福祉サービスと地域生活支援事業に再編することなどが定められました。

同時に、障害者の自己決定と自己選択の尊重、実施主体の市町村への統一と３障害にかかる制度の一元化、地域生活移行や終了支援等の課題に対応したサービス提供態勢の整備を、基本的な理念とする障害福祉計画の策定が市町村に義務づけられ、本市においても、平成１８年度末に関係する行政機関を初め、施設関係者、並びに市内の障害者団体から、２０名により策定委員会を立ち上げ、平成１８年度から平成２０年度までの第１期計画が策定をされました。

本計画の作成のために、事務局としてご尽力されました職員の方々に対しまして、心から敬意を表します。

宿毛市障害福祉計画の中に、障害者及び障害児が、その有する能力及び適性に応じ、自立した地域生活、または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を、効率的、効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、市民が相互に、人格と個性を尊重し、安心して暮らしのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、相談支援事業を初め、１１項目にわたる地域生活支援事業が明記されております。

そこで、その中の１つの相談支援事業について、お伺いをいたします。

私といたしましては、この事業は障害者等からの相談に応じる中で、情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者が抱える問題を解決し、障害者が地域で自立をし、安心をして日常生活や社会生活を営むことのできる社会を実現するために、最も重要な事業であると考えております。

そこで、策定から今日までの相談状況、及び相談内容について、お伺いをいたします。

次に、相談支援機能強化事業の相談体制についてでありますが、市町村における相談支援事業が、適正かつ円滑に実施されるよう、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する中で、相互支援機能の強化を図るとなっておりますが、このことについて、どのような体

制となっておるのか、お伺いをいたします。

並びに、この計画に基づいた各種事業について、多くの市民へピーアールを行うことで、周知の徹底を図ることが重要であると思います。今後の取り組みについて、どのように考えておるのか、お伺いをいたします。

次に、沖の島の歴史や文化の発信について、お伺いをいたします。

沖の島は、高知県唯一の有人の離島であります。黒潮にはぐくまれた海の宝庫であり、手つかずの美しい自然環境など、豊富な観光資源は、宿毛市にとりましては、貴重な財産であります。

歴史的にも大変由緒ある、貴重な島でもあり、多くの伝説とロマンに満ちた島であります。

今昔物語の中に、「土佐国の南の沖に妹兄の島とてありとぞ人語りし」と書かれておりますように、その歴史は古いものがあります。

また、島を二分する土予国境論争が起きたことでも、全国的にも有名なところであります。

あの小さな周囲約２３キロメートルほどしかない沖の島本島は、土佐藩と伊予藩に分かれ、母島と鵜来島、久保浦、古屋野は、伊予宇和島領で、長浜、弘瀬は土佐領でありました。

そのため、幾度となく国境争いが起こり、野中兼山当時、これがついに幕府への訴状となり、大問題となります。

国境問題が解決をした翌年に、野中兼山が出した１７条にわたる弘瀬浦掟の中に、弘瀬在所中、他所へ嫁すべからざることと書かれておりますように、弘瀬と母島での婚姻はほとんどなく、お互いの行き来もありませんでした。

先ほど申し上げましたように、母島や鵜来島は伊予宇和島領であり、今でも言葉は南予地方の言葉であります。あわせて、今も残る母島の祭りには、牛鬼や五ツ鹿が出るなど、風俗や風習にも多くの違いがあります。

沖の島の歴史や文化については、宿毛市や高知県等の関係者により、多くの研究がなされておりまして、宿毛市史の中にも書かれております。

私の知るところでは、愛媛県に三間史談会という会が、土予国境問題についての研究をいたしております。

また、私の恩師であります山下徳数氏が中心となって、わが故郷土佐沖の島という郷土誌を、昭和５７年と５８年にわたり、２巻を出版いたしております。

そのほかに、何冊かの島の歴史を調査して出版されております。市内でも、その歴史を研究している方もおられます。

最近では、若者の手で離島を元気にしていこうとの思いから、沖の島や鵜来島の在住者や、出身者の若者２５名が、このほど、沖の島２世会を結成されました。

その中に、沖の島の方言について調べてみたいと、沖の島の文化について研究をしていこうとの動きも出てまいりました。

そこで、宿毛市が中心となって、このような関係者の協力をいただく中で、先ほども申し上げましたように、歴史的にも文化的にも貴重な沖の島でありますので、１冊の本にまとめ、後世に記録として残すことは大切であると考えますが、教育長の所見を求めます。

次に、市内各地から古い歴史のある多くの民具が集められ、保管をされておるとお聞きします。

その中には、沖の島の母島地区からも、今から約１５０年ほど前の江戸末期、安政７年（１８６１年）につくられたというおみこしを初め、島独特のたくさんの民具が含まれております。弘瀬の三浦家には、宿毛市の保護有形文化財に指定されております貴重な古文書や、楽面が残されておりますし、昔、庄屋でありました母島の沢近家にも貴重な古文書が残されております。

また、２年ごとの８月１６日に行われます弘瀬地区のお盆の行事であります、別名を「鎌倉おどり」と言われております傘鉾についても、歴史的に大変貴重な行事であります。ことしは２年ぶりの開催年でございまして、私も弘瀬地区の皆さんが、この貴重な伝統ある盆の行事を、どのように引き継いでおるのか。そしてまた、そのために地区の皆さんが、どのようなご努力をしているのか等について、勉強するつもりで参加をさせていただきました。

当日は、宿毛歴史館の職員も、この伝統ある行事を記録として残すために、取材に訪れておりました。大変いいことであると思います。

また、全国各地の盆踊りの行事を研究いたしております筑波学院大学の教授を初め、高知県の歴史民族資料館の職員も参加をされ、最後まで熱心に研究をしておりました。

これら沖の島の歴史や文化を知る上で、重要であると思いますので、島の空き家となった民家等を利活用する中で、それらを一堂に集めての観光センターを兼ねた沖の島郷土資料館のような施設をつくり、保存をする中で、後世に残し、伝えてはいかがでしょうか。

その資料館の一部に、母島の徳法寺の杉本家が、永年にわたり沖の島周辺の海で収集しましたスギモトイモガイを初め、世界的に有名な貝の展示場とすることにより、沖の島における１つの観光施設となるのではないかと考えますが、市長の所見を求めます。

１回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本有二君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、おはようございます。

松浦議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、最初に選挙公約ということで、るるお伺いいたしまして、松浦議員から一定の評価をするというお言葉もいただきました。まことにありがたいことでございます。

私、先ほど松浦議員のお話もありました、１５年１２月２６日から市役所へ入っておりまして、ことし末が任期でございます。

今までのやってきたものについてとか、選挙公約についてはどうかというお話でございます。

もちろん、皆様方も議員になられるときに、選挙公約というものを掲げられ、また、選挙で選ばれる方は、全員が公約、近ごろはそれをきちんと具体化したマニフェストというふうなものも発行されたりしておるわけでございますが、この公約というものは、やっぱり一番重みのあるものだと。余り軽々なことを文書にしたり、するわけにいかないんじゃないかなということは思っておりまして、公的な立場になったときには、そういうことを実現していくということが、一番大切なことだというふうに、私自身も思っております。

松浦議員から、この質問が出るということで、私も選挙時に配布したものについて、ちょっとこのように、今、出してきますと、大きな形では、市民優先、行政の実現であるとか、民間経営感覚を導入した効率的な行財政運営、それから、情報公開、説明責任の徹底で、透明でむだのない市政運営といったものを、大きな３つの柱に掲げておりました。

そういったことについて、この４年間でどうやってきたかということも、ここでお話をしろということでございます。

ただ、評価につきましては、私自身が、余りこれを評価するということには、なかなか我田引水のような形になりますので、ちょっと無理かなと思いますが、私自身がこの３つの大きな柱の中では、やはりこれをやっていくことによって、時代も変わっております。財政的にもおかしくなっている。そしてまた、政府の掲げた

三位一体改革等々ございまして、やはり開かれた市役所ということが一番大切なことだろうというふうなことを思いまして、まずは、１つは、市の職員の意識の変革というものが一番大切ではなかろうか。

一応、行政の長になったわけでございますので、これは長が幾ら声を振り絞っても、なかなかできないものがあります。これは、職員全体でやっていっていただかなきゃいけないし、また、予算を立てるためには、その議会のご協力もいただかなきゃいけない。そんな中で、やはりこの３つの大きな柱を実現していくためには、市の職員の意識の変革というものをしていただかなきゃいけなかったというのが、私が今、感じているところでございまして、これにつきましては、市の職員、ここにも幹部職員が控えてはおりますが、皆さんがこういった形について、理解を非常にしていただいて、一定の成果ができつつあるんじゃないかなというとは、今、思っております。

そういったことで、一つひとつにつきましては、どういったことをやっていったということは、これはまた議員の皆様や市民の方々が、一定の評価をして、例えば、もっとこれやれとかいうふうなご提言が、またこれからあるんじゃないかなというふうなことを思っております。

先ほども、なったとたんに、フェリーが廃止と言いますか、倒産をいたしました。そして、次の年はくろ鉄が事故を起こしたというふうなこともございました。非常に、お金の要るようなことが、たくさんあったというのが、非常に印象にあります。

お金が要ることですから、財政的な困窮度については、ほかの自治体にも負けないようなところがありましたので、だから、一層、透明でむだのない市政運営をしていかなきゃいけない。市政の運営の中にも、ただ予算があるから使うんだということじゃなくて、民間の経営感覚というものは、やっぱりこれに取り入れて、貸借対照をやっていかないと、この財政難は乗り切れないんじゃないかな、そういうふうなことも思いまして、今までずっと過ごしてきたわけでございます。

大体、そういった形で、１２月までまだ時間は少しはありますが、こういった方針をずっと貫いていきたいし、まだ道半ばと申しますか、これが来年になると、もうひとつ具体的、再来年になると、もうひとつ具体的になるというものも、今、計画はしておるわけでございまして、なかなか４年間で、それがすべてできるというふうにはならなかったところが、ちょっと気がかりな面はございます。

なかなか歴史のある宿毛市でございますから、私がかわった４年間ですべてが変わるということは、なかなかならないと思いますが、少しずつは変わっているんではないかなという、一定の自分の認識でございます。

そんなことで、よろしゅうございましょうか。

ちなみに、くろしお鉄道の事故がございました話が出ましたので、ここで１つだけ宣伝をさせていただきたいんでございますが、くろしお鉄道がことしで、１０月で１０周年になります。１０周年の間に、ああいった事故もございましたし、非常に、最初の方はよかったんですが、赤字が続いているというふうな状況でございます。

また、宿毛駅の賑わいというものも、やっぱりやっていかないと、皆さんが鉄道が赤字だから、赤字だからということばっかりを言葉として出してたんじゃ、やっぱり沈み込むというふうなことで、宿毛駅の賑わいを少し、昨年度からやっております。

これも、もう少し形をしっかりしたものにもっていかなきゃいけないというふうに思ってお

ります。

１０周年でございまして、今月末の土曜日に、１０周年記念行事を、駅で開催をいたします。そしてまた、その夜には、宿毛大使になっていただいておる中尾ミエさんと、モト冬樹さんのジョイントコンサートを、この１０周年記念行事として開催する予定にしておりますので、ぜひ、この場を借りまして、市民の皆様に、昼も夜もご参加をお願いしたいというふうなことを、ちょっと宣伝をさせていただきます。

次に、宿毛市障害福祉計画でございますが、るる、障害福祉計画、松浦議員の方から、障害者自立支援法に始まりまして、福祉計画の、障害者の福祉計画についてのお話をいただきました。

私自身も、障害者自立支援法には、もう少し障害者の立場にもっと立った形の法律にすべきではなかったかなというふうなことを、この障害者自立支援法ができたときに思っておりまして、応能から応益というふうなことが、果たして障害者の方にとっていいのかどうかいうことは、一定の疑問は持っておりますが、法律には従わなきゃいけないということでの取り扱いをさせていただいておるわけでございます。

具体的にご質問がありました相談支援事業についてでございます。

まず、１点目の相談状況でございますが、これは、福祉事務所におきまして、障害福祉担当職員３名が、計画の策定から対応しておりまして、７月末現在までの相談件数でございますが、障害種別に申し上げますと、まず、精神・知的障害につきましては、家庭訪問による相談件数が延べ６３件ございました。

それから、福祉事務所窓口への来所、来ていただいた相談件数が、延べ７８件。電話相談が延べ７９件というふうになっております。

また、委託先の地域活動支援センター、相談支援事業所かけはしにおけます相談件数は、家庭訪問が延べで１７件、来所相談が延べ４０件、電話相談が、日中で延べ８７件、夜間では延べ７７件となってます。

さらに、市内の福祉施設に所属しております２名の専門職員がございますが、この専門職員により、高知県が実施しているところの在宅者への相談支援体制整備事業、いわゆるアドバイザー事業でございますが、これは延べ１３９件というふうになっております。

また、身体障害につきましてでございますが、ご本人及びその家族が福祉事務所窓口に、直接来所されて相談を受けるケースが多くて、これは延べ４００件というふうになっております。

以上が、相談件数でございますが、その内容でございますが、各種障害手帳の申請、それから障害福祉サービス、障害者医療等に関する手続とか、サービス内容に関する相談等というふうになっております。

また、就労や疾病、日常生活における相談等にも対応をしているところでございます。

それから、相談支援体制でございますが、本年度から福祉事務所に新たに専門職であります保健師１名を配置いたしまして、専任の障害福祉担当職員を３名というふうなことにしまして、体制の強化を図っておりました。

各専門機関との調整、それから個々に応じた、総合的な支援が行われるように努めているという状況でございます。

特に、精神分野では、地域生活支援センター相談支援事業所かけはしへ業務委託をしまして、必要な情報の提供及び助言等、障害者への生活支援を行っているというふうなことになっております。

次に、福祉計画並びに計画に基づいた各事業につきまして、市民へのピーアール、周知の徹底、今後の取り組みでございますが、策定した

障害福祉計画及び障害者計画につきましては、宿毛市のホームページに掲載する予定で取り組んでおります。

また、各種事業とか制度につきましては、福祉事務所の窓口にパンフレットを置きまして、手帳の交付時や、相談に来た人に情報提供を行っている、そのほか、精神科を持つ医療機関への周知を行っております。

今後は、養護学校とか、更生施設等の福祉施設にも広げた、きめ細かな周知を徹底してまいりたいというふうに思っております。

相談事業、支援事業につきましては、障害者が自立して、地域で安心して暮らせる社会を実現するために、最も重要な事業であると考えております。

今後とも、積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

それから、次に沖の島の歴史・文化関係でございますが、松浦議員もおっしゃっていただきました、この沖の島、鵜来島は、高知県では唯一の離島、有人離島でございまして、私も就任以来、国土交通省管轄の全国の離島センターへ行ったり、全国の離島の協議会にも加入しております関係で、東京に行ったときは、そちらの方にも頻繁に顔を出しております。

そんなことから、昨年度から幹事を務めろということで、やらせていただいて、離島に関するいろんな情報、そして有利な、何かいろいろな事業展開ができないかということで、努力をしてきたつもりではございます。

新たな提案で、歴史・文化の発信ということで、いろいろ市の古民具とかの関係もありまして、歴史資料館、郷土資料館をつくってはどうかというふうなご提案かと思います。

私自身も、実は昨年度、いろいろな地域の盆踊り、祭り等、文化的に、非常に貴重なものがたくさんあるということで認識をしまして、こういったものは、今、この少子高齢化の中で、宿毛の歴史・文化を残していかなきゃいけない。また、以前のような形で、人の数がふえてきた。そして祭りが復活できる、また盆踊りが復活できる、そういったものについて、このまますたれさせると、そのままになってしまう。復活のときに、どうするんだということで、実は、昨年、各地域の盆踊りとか、祭りとか、そういった文化的、無形文化とか有形文化ございますが、そういったものについて、やっぱりいろいろな科学的な機器があるわけですから、そういったもので、映像で残しておく。

例えば、祭りでありましたら、最初の神事から始まりまして、みこしが出て、それからおさまるまでを、ずっと映像に残しておくことは必要じゃないかということで、ようやく実現、ことしをしまして、各地区長さん方々のご協力をいただきまして、そういったものについて、たくさん残していこうというふうな取り組みをしたところでございます。

詳細は、また教育長の方から聞いていただければいいと思います。

そしてまた、沖の島２世会の取り組みも、今、ご紹介もいただきまして、私も新聞報道で、こうやって２世会というふうな形で、若者たちが沖の島をこうやって盛り上げてくれるということは、非常に大切ですばらしいことだというふうなことを思っておりまして、私も、宿毛市域全体もそうですが、沖の島も、特に有人離島ということで、この観光的な資源もありますし、これをますます発展させていかなきゃいけないという気持ちは持っております。

持っておりますが、ご提案をいただいた沖の島郷土資料館は、なかなかちょっと今、結論を申しますと、財政的に、困難じゃないかなというふうなことを思っております。

というのは、今、沖の島開発総合センターの

ホール等へ、写真、パネルとか貝類を展示しております。また、先ほどの杉本さんの貝類も、私、お寺へ行きまして、見せてもいただきました。非常に貴重なものだというふうに思っております。

そういったことで、沖の島にそういった文化財等がたくさんあるということも承知をしておりますが、また、郷土資料館を沖の島につくるということになりますと、すぐ、私は財政的なことを言うと怒られるのかもしれませんけれども、予定をやっぱり立てていかなきゃいけない。今すぐ、だから郷土資料館をつくることについては、防虫対策だとか、いろいろな施設の保安管理というものも考えた上で、取り組めるということになろうかと思いますので、今すぐには、なかなか難しいということを答弁させていただきたいと思います。

また、沖の島総合開発センターの展示等を見直すということはできますので、こういったことを充実させて、時期が来ましたら、つくれればそういったものに転化していきたいというふうなことは思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　教育長。

○教育長（岡松　泰君）　教育長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

沖の島の歴史・文化を本にまとめて、後世に記録として残してはどうかというご質問でございますが、議員ご指摘のように、沖の島には豊かな自然の中で、その地独特の歴史がありまして、その中ですばらしい文化が脈々と受け継がれておりますことは、議員のお話のとおりでございます。

沖の島の歴史や文化等につきましては、これまで沖の島地域とかかわりの深い方々を中心に、本や小冊子にまとめられております。

伝統文化の保存や検証につきましては、市内における祭事等についても、先ほど市長が申しましたように、後継者がないことを理由に、やむを得ずその伝統行事が中止や廃止に追い込まれておる地域もあると聞いております。

今年度からは、各地域の皆さんの協力を得ながら、市内の祭りなど、伝統文化をビデオ撮影するなど、記録保存事業を進めてまいっております。

そうした事業の一環として、先日、開催をされました松浦議員もお話にありました弘瀬の傘鉾にもお邪魔をいたした次第でございます。

伝統行事にじかに接する中で、地域の皆様の伝統を、地域の伝統を守り、伝えようという熱心な、責任感のような思いを感じ、頼もしく、また頭の下がる思いでございます。

沖の島につきましては、市民の皆様の主体的なかかわりが必要不可欠でありまして、島民主役の沖の島へのこだわりが、特に重要であろうと考えております。

ご質問の中に、島内に島の文化を研究しようという動きが出てきたとのことでございますが、大変喜ばしいことであり、今後の伝統文化の保存検証につきましては、地域の方々と連携をしながら、行政としてしなければならないことを検討していきたいと考えております。

ご提案の本へのまとめ等の問題につきましては、過去のすぐれた取り組みもございますので、地域の方々や、各研究団体の方々との連携を大切にいたしまして、教育行政としても、製本への取り組みを進める方向で考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　４番松浦英夫君。

○４番（松浦英夫君）　再質問をいたします。

市長は、４年前の選挙において、いわゆる一石三鳥となるとして掲げた航空母艦１隻で、防波堤となり、あわせて防災基地の役割を果たし、観光資源として活用できるとして、公約に掲げ

た宿毛湾港への航空母艦による防波堤計画につきまして、議会では、多くの反対意見が出される中で、先ほど申し上げましたように、市長に対する警告決議が賛成多数で可決をされました経緯がございます。

警告決議は、法的には拘束力はございませんが、議会が可決されたということは、市長の公約に対して、異議があるとの議会としての意思表示でなかろうかと思います。

片方、有権者の過半数以上の方々から、市長の考え並びに公約について、支持をいただいたものであると思います。

このように、市民の皆さんの考えと、議会の対応が明らかに違う場合の対応につきまして、市長はどのように考えるのか。そしてまた、どのような対応をしてきたのか、お伺いをいたします。

そしてまた、この４年間に実現しなかったこの計画については、来る１１月の市長選挙の公約として掲げる用意があるかどうか、伺いいたします。

人のうわさも七十五日ということわざがありますように、私の知る範囲内では、選挙以降、市内でこの問題については、話題となっておりません。しかし、市長の重要な公約でありますので、今後も研究をしていくのか、断念をするのか、いまだに明確な意思表示がなされておらないとお聞きをいたしますので、所見を求めます。

その他、公約として掲げた主な中に、雇用対策としての花卉栽培の推進、あるいは、宿毛湾港の後背地への家電リサイクル工場の誘致、この計画等についても、この４年間ではいろいろと努力はされたと思いますけれども、実現をすることができませんでした。

そこで、今後さらに、このような事業を推進していくために、公約として掲げる意思があるのか、お伺いをいたします。

あわせて市長の答弁の中にありましたように、市政運営についての関係でありますけれども、情報公開を進め、説明責任の徹底を図る中で、透明でむだのない民間経営感覚を導入していくとのことであります。

この４年間の取り組み状況について、もう少しその内容についてお示しをいただきたいと思います。

今日の宿毛市を見た場合に、ますます人口が減っていくという現状の中での過疎化と高齢化対策、社会的弱者の生活を守るための福祉対策。片方、若者が安心して働ける場所が少なく、あわせて少子化が進んでいる現状を受けての雇用対策と少子化対策。近いうちに起こると予想される南海地震において、災害要支援者対策を含めて、１人でも多く人命を守るための防災対策等々、当面する重要な課題が山積しておるものと考えます。

大変厳しい財政状況が予想される中にあって、今後４年間の市政運営等について、どのような考えで選挙に臨もうとしておるのか、市長の考えなり、決意についてお聞かせをいただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

障害者自立支援法の趣旨は、今までの施設を中心とした福祉から、地域で支え合い、安心して生き生きと暮らせる社会の実現を目指すノーマライゼーションの理念に基づいた、地域生活を行うことのできるシステムを確立することであります。

しかし、現実には、就労支援の強化とか、居宅生活の支援等、地域での自立した日常生活を営む上で、障害者やその家族にとりまして、多くの課題を控えております。

そういった課題や問題点を解決していくためにも、ますます相談支援事業が重要となってまいります。

先ほど、市長の答弁の中で、わずか３カ月でありましたけれども、多くの相談事例があります。それだけ障害者の皆さんが、地域で生活するために、多くの課題を抱えておる証拠ではないかというふうに思います。

宿毛市障害福祉計画では、先ほどの答弁にありましたように、福祉事務所の窓口とかけはしに委託するという部分でありますけれども、市長の答弁をお聞きしますと、精神障害の部分については、かけはしという答弁であったかのように思いますけれども、自立支援法の中では、３障害一体であるという中で、すべてかけはしと市役所の窓口ではないかなという、私の認識がありますが、その点、ご答弁をお願いをいたします。

先ほど申しましたように、障害者自立支援法では、知的・身体・精神の３障害にかかる制度の一元化が図られました。幸いにして、宿毛市内には知的障害者福祉の面では、西南福祉協会、重症児心身障害児・者福祉の面では、幡多福祉会があります。

そしてまた、かけはしは、そういった面では、精神障害者に対するノウハウについては、確たるものがございます。

それぞれの施設において、専門的な知識を発揮して相談事業を行っておる事実も、今、わかりました。そういった面で、ぜひ知的障害、精神障害、そういった知恵と能力を持った皆さん方を取り込むことによって、相談体制の強化が図れるんではないかというふうに考えております。

ぜひ、今すぐという部分ではございません。これも先ほど言いましたように、１８年から２１年度ということで、次の計画策定時の段階で、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

市長として、このことについて、何か所見があればお願いをいたします。

次に、宿毛市離島振興計画の中にも、沖の島の歴史書の作成とか、沖の島特有の文化の保存と文化活動への支援が明記されております。

先ほど、教育長の方から、この本の分野については、取り組んでまいりたいということでありましたので、本当にありがとうございます。よろしくお願いをします。

市長は、これまでの議会答弁の中で、中心市街地の活性化対策として、何点か挙げておりますが、その対策の１つに、観光客の呼び込みと、町に潤いと元気を取り戻すための方法といたしまして、地場産品の販売コーナー、郷土民具展示場等の構想についても、実現に向けて取り組みたいとの考えを表明をされております。

そこで、この構想のミニモデルケースと位置づけて、ぜひ、財政的にも大変厳しいことは承知をいたしておりますけれども、真剣な取り組みをしていただきたい、再度お聞きをいたします。

私といたしましては、１つに沖の島の観光資源になるのではないか。あわせて、沖の島を元気づけようと、今、若者が立ち上がっております。しかし、若い人の働く場が非常に少ない現状の中で、島での雇用の創出につながるものと考えております。

あわせて、宿毛市の当初予算では、沖の島特産品開発事業といたしまして、７３万９，０００円が計上されております。沖の島独特の特産品の開発に取り組んでおることもお聞きをいたしております。

ここで開発された特産品の販売コーナーを併設することも考えられます。

そして、沖の島には、先ほども申し上げましたように、いろんな伝説が数々あります。そしてまた、県内、市内でも文化財を、先ほど答弁がありましたように、文化財等について研究を

されておる皆さん方も、多々あります。

　そうした中で、文化財めぐりのようなツアーを計画する中で、観光客を呼び込むことができないのかなという思いがいたしますので、その点、ご所見を求めます。

　いずれにいたしましても、どのような計画をつくるといたしましても、やはり主体は住民であろうと思います。行政は、それをサポートしながら、情報の提供等、支援活動が求められます。市長の再度のご所見をお願いをいたします。

○議長（宮本有二君）　市長。

○市長（中西清二君）　松浦議員の再質問にお答えいたします。

　４年前のお話が、生々しく思い出されてくるようなお話でございました。

　航空母艦、私、集会の中でそういう、例えば、例えば航空母艦を持ってきて、こういう観光政策をすればいいと言ったことが、すべて公約であるというふうにとられてもおりますし、例えば、後の話に出てきました、湾港にリサイクルポートというのがございまして、そのときは、リサイクル工場を持ってきて、そういった形での雇用対策ができるんじゃないか、そういうことも申し上げました。

　これ、まず先に、湾港のリサイクル工場というのは、当時、いろんな港でリサイクルをしていかなきゃいけないというのがありまして、リサイクルポート構想がありました。それをわかってたもんですから、そういった工場が、各地域、全国にそういったものができているということで、そういった話をさせていただきました。

　湾港、今のところ、いまだにあのとおり、企業誘致もなっておりません。

　が、今、県と市とお話をさせていただきながら、企業誘致を今、もうそろそろできるかなというふうなところに来ておりますということを、まず具体的な話として、報告をさせていただいておきます。

　それから、非常に厳しい、真ん中に挟まれるような形で、市民は賛成でおまえ通したのに、議会の反対があったらやめるのかというふうなことでございます。

　議員の皆様も、市民の方々から選ばれ出て、この我々執行部が、こうしたいということについて、ご審議をお願いするし、またいろんな提言をしていただいている。そしてまた、市民は、私に対して投票していただいて、そこで選んでいただいたというふうなところで、市民が賛成じゃないかということ。そして、議会はじゃあ反対のとき、どうするかというふうなことでございます。

　非常に、ハムレットの心境でございますが、私、執行部を預かりますからには、やはり議会の拘束的なものはないかもしれませんが、議員の皆様が市民の代表として出てこられる、この方々が、こういう構想については、警告をするというふうな話のときには、これはやはり受け入れざるを得ないんではないかなというふうな、自分としては、当時、判断をしまして、これについての警告は、自分なりにきちんと受け入れているというつもりでございます。

　それを、受け入れないからとなりましたら、次の機会には、恐らく市民の方々から、私は反対されるんじゃないかなというふうなことは思いますが、非常に難しいところでございまして、できるだけ、私としては、市民の皆様にも、議会の皆様にも賛成してくださる執行をしていかなきゃいけないんじゃないかなということでございます。

　非常に、公約としての話で、こちらで反対されるということになりましたら、執行部になったからには、この賛成をしていただく努力をするということも、ひとつ大切だなと思いますが、一応、警告決議ということでございますので、

それについて、こうしたい、ああしたいと、投げかけはまだしていないところでございまして、それを怠慢か言われると、ちょっと怠慢かもしれませんが、返答がちょっと厳しいかなと。自分が今、非常に困っております。正直な気持ちはそうでございます。

次の公約として、掲げるかどうかにつきましては、やはり皆さん方のご意見やっぱり聞いての形にならないといけませんし、例題的に挙げて、その航空母艦というものが、ここの、日本にはまだないわけでございますので、そういう構想だけでございまして、実現性があるかどうかというと、一定、実現あるのかも、私は、例えば外国の話でございますので、外国の例にとった話をさせていただきましたから、これを努力すればなるかどうか、これもまだはっきりわかりません。

だから、不明の部分がたくさんございますということは、ここではっきり申し上げておきます。努力すればなるかもしれません。そこのところは、まだはっきり、相手のある話ではありません。

ただ、公約の重みというものは、よく存じ上げているつもりでございます。そういったことで、ここに入りましたら、まず何をやっていかなきゃいけないか。市民優先として、透明性があること。それから、民間経営感覚はあることは、どういった形で物事を進めていくのが一番いいか。

やはり、中に入りますと、財政的な問題が非常に強くのしかかってきております。その中で、市民の皆様に、何をサービスするのが一番、市民の皆様のためになるかということの判断もしなきゃいけないということでございまして、次の４年間をどうやっていくのかというふうな公約をどうするのかということでございますが、今は市政の課題に山積みなものですから、その部分に取り組んでおりまして、まだ選挙に対する公約というものを、まとめ切れていないというのが、実情でございまして、こういった形での、済みません、中途半端な答弁かもしれませんが、こういった状況でございます。

次に、障害福祉計画の関係の中で、相談事業というものの大切さというのは、私も福祉事務所長も、福祉関係に携わるものは、非常に重要なことと思っておりますし、この障害者にかかわらず、市民からの相談というものは、非常に、我々、きちんと受けとめなきゃいけないというふうに思っておりますし、対応をどこに、例えば行政のものですから、それぞれ専門家ではないと思います。専門でなければ、じゃあその専門家のところに持っていかなきゃいけないんじゃないか。

そういったことで、相談事業も、障害者は３障害一体だというふうな法律になっておりますが、私どもに精神科医がおるわけではございません。そういった形で、窓口として、どちらに言っていけばいい。今、かけはしの問題もございました。そういった、やっぱり道を誤っちゃいけませんので、そういった、あなたはかけはしに行ってくださいとか、そういうことを振り向ける仕事も、１つの仕事かなというふうに思っておりますので、特に３障害一体であるから、市役所が全部ということではなくて、障害福祉計画を立てるときにも、皆様方からいろいろご協力をいただいて、それぞれ施設の代表が集まっていただいて、そういう計画を立てております。

そういった計画を立てた経緯もございますし、これからもそういった、専門の方々に、いろいろなご意見をいただきながら進めてまいりたいと、このように思っております。

それから、沖の島の問題ですが、これは、私先ほど申し上げました。離島センターの方へ行

きまして、いろいろな、得な事業を勉強してまいっております。できることとできないこととありますが、もうアイランダーということで、全国へ今、沖の島をようやく売りつつあります。

　そういった状況の中で、議員のご提案は、非常にすばらしい提案だというふうには思っておりますが、なかなかそこら辺が、さっと、先ほど申しました郷土資料館ということでの結びつきというのは、なかなか財政的な面もございます。

　最優先に、今、しなきゃいけないところもございますし、むだのない形での財政使用しなきゃいけないということで、非常に、この郷土資料館というもの、大切な１つではございますが、そちらにまだ振り向けるいうふうな形ができていないというところでございます。

　先ほど、沖の島２世会の皆さんが、いろいろと地域の伝統文化を継承するというふうなこと、そしていろんな事業を、これからやっていくということも聞いております。そういったものについて、我々はできることを、まず支援していく、そういうふうな積み重ねの中で、郷土資料館へ結びついていけばいいのかなと、こんなふうに思っておりますので。

　以上でございます。

○議長（宮本有二君）　４番松浦英夫君。

○４番（松浦英夫君）　今、公約の関係で、市長の方から答弁をいただいたわけですけれども、研究をしていくのか、断念をするのか、という質問に対して、白紙撤回ではない。努力すれば、可能性があるということで、まだ市長の頭の中に、こういった問題を考える、これからの行政執行の中で考えていくという考えでありますけれども、そういった反対意見も十分あることを踏まえて、対応をしていただきたいというふうに思います。

　それと、公約がまとまっておらないというお話でございますけれども、ある新聞を見ますと、自由民主党の宿毛支部が、中西市長さんを推薦をしたという新聞報道を拝見をいたしました。

　自由民主党の皆さん、考え方が違いますので、そこらあたりはあれですけれども、政党が候補者を推薦をするという話になれば、やはり政党としては、その候補者が掲げる公約について、吟味をする中で、推薦をしていくのが普通の方法ではないかなという思いがいたします。

　自由民主党、もし市長が憲法改悪に反対をしますという公約を掲げるならば、自由民主党推薦はいたさないというふうに考えます。そういった面で、公約ができてないのではなく、できておるんじゃないかなという思いがいたしますので、質問をさせていただきます。

　この点だけです。

○議長（宮本有二君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、松浦議員の再質問、再々質問でございますが、公約、済みません。本当にまだつくっておりません。そういった形で、文書にして、例えば今、自由民主党の方々のお話出ましたが、そこでこういう公約でありますということを、まだ表明はしておりません。そういったことは、正直に申し上げておきます。

　それから、先ほど答弁抜けてたものがございます。情報の公開とか、民間経営感覚とかいうところがありますので、その具体的なものでございますが。一応、情報の公開は、特に当時は合併の協議会がございました。そのときにも、合併協議会の傍聴者の方には、何も資料が配付されてないで、ただ聞いているだけというようなことがございましたので、やはりこういったことは、どういったものが協議されているかについて、来られた方に物を出して、どういった内容ですよということを、目で見てももらうということも大切だということで、議案書の配付

とか申しましたし、早めにやはり、地区長さん方に、こういったことがなされるんですよといったことでの配付というふうなことも、してまいったつもりでございます。

それから、職員との情報共有をしなきゃいけないということも思いまして、それまで月１回、市長と庁議メンバーというんですか、こんなことがあったようですが、これは、月１回じゃおくれるということもありまして、私は週に１回、庁議を開いておりまして、また、課長補佐との会議も、月１回しております。また、係長さんを集めたりして、これも月１回の会議をしております。

そういったことで、情報を共有したり、公開するということ。それで、広報とか、もっともっと充実させようじゃないか。市民の皆様に必要なことを、大きな見出しで出してほしいということもやっております。

それから、ホームページにつきましても、この議会の場でも、もっと充実しろというふうなご指摘もいただきまして、もともとご指摘をされる前にやっとかなきゃいけないということで、新しい情報を、また将来に向かっての宿毛市の情報を発信すべきだというふうなことも、取り組んできたつもりでもございますし。

それから、民間経営改革というふうなことを申し上げました。これ、一定、国民宿舎「椰子」につきましても、これは民間の感覚でやってもらわないと、なかなかこの赤字は解消できないということで、指定管理者等への導入も、実現をさせていただきました。

こういったことを、個々に余り挙げると、少し、代表的なところを挙げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　４番松浦英夫君。

○４番（松浦英夫君）　先ほど、私の質問の中で、自由民主党という名前を使わせてもらいましたけれども、これは、一般的に政党が推薦を、候補者をするときの普通のルールであるかなという思いの中で、自由民主党の名前を出させてもらいましたけれども、自由民主党はどういう考えで市長やったか、それは政党が違いますので、その判断について、私がとやかく言うことはございません。一般論として、推薦をする手続の中での一般論として、申し上げたということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上で一般質問終わります。

○議長（宮本有二君）　２番岡﨑利久君。

○２番（岡﨑利久君）　皆様こんにちは。２番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めての一般質問ということで、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

初めに、台風の被害状況について、お聞きいたします。

本市におきまして、７月には台風４号が、８月には台風５号がと、次々と台風が襲来しております。近年の地球温暖化の影響により、台風の規模も大きくなり、被害も大きくなりつつあります。

台風４号に至っては、上陸時の中心気圧が９４５ヘクトパスカルで、７月に上陸した台風としては、観測記録が残る１９５１年以降で、最も強かった台風であります。

そこで、本市において、今回の台風により、被害状況はどうであったのか、お伺いいたしたいと思います。

次に、防災意識の普及、啓発の推進について、お聞きいたします。

阪神・淡路大震災から１２年がたちました。振り返ってみますと、この間、国内ではさまざまな、大きな地震が発生をしております。２００４年１０月には、新潟中越大地震、２００５年３月には、福岡には地震がないといわれなが

ら発生をした、福岡西方沖地震、２００７年３月には、能登半島地震、２００７年７月には、新潟県中越沖地震などがあります。

また、海外においても、多くの国に被害をもたらしたインドネシアスマトラ島沖地震による津波災害、２００５年１０月には、死者７万人、被災者３００万人を出したパキスタン大地震、そして２００７年８月に発生したペルー地震など、国内はもとより、海外にも大きな地震が発生をしております。

震災を経験した神戸市では、現在、小中学生は、大震災以降に生まれたり、あるいは記憶がない子どもたちがほとんどであるということから、大震災を教訓に、防災意識を育てるため、学校で通年、さまざまな取り組みを行っております。

しかし、時間の経過とともに、子どもたちに当時の体験をどうやって伝えていくのか、風化との戦いが厳しさを増しているようであります。

大震災を経験した神戸ですら、その事実が風化されようとしている現状を見ると、災害経験者の少なくなった本市の市民にとって、災害意識の向上を図る活動など、非常に厳しいことではないかと思われます。

地震防災の最終目的は、地震被害の最小化であるということは言うまでもありませんが、防災対策を実現させるための基本は、災害イマジネーションを持つ人を多くふやすことだといわれています。防災に対する自助、共助、公助の割合は、７対２対１とも言われ、それだけに市民への防災教育や防災訓練が必要であると同時に、地域のかかわりを生かした仕組みが長期的な防災に必要不可欠であります。

このような観点から、質問をさせていただきます。

まず、自主防災組織の登録状況について、お聞きをいたします。

本市は、平成１５年度に、各地区における自主防災の結成を呼びかけ、防災訓練などの活動を展開中でありますが、突発的に発生する地震に対し、発生直後の救援活動など、自助、共助の果たす役割は大きなものであります。

そこで、現在、本市地区内の自主防災組織の登録数並びに現在の自主防災組織率について、お伺いをいたします。

次に、防災リーダーの育成について、お聞きをいたします。

阪神・淡路大震災当時の兵庫県知事が、災害が必ず来ると考えることは、必ずしもゆかいなことではないから、備えることを心理的に避けてしまいがちになる。備えをすべての人にということは難しい。防災の旗を振るリーダーをふやすことが大事であると述べたそうであります。

そういった中で、神戸では防災リーダー育成施設を設け、多くの防災リーダーを育成しております。本市におきましても、平成１９年度、行政方針の表明の中で述べられています自主防災組織リーダー研修会を開催する予定になっております。各自主防災組織ごとに、早い段階での防災リーダーの育成をする必要があると思いますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

次に、災害時要援護者対策について、お聞きいたします。

災害が発生し、避難をしなければならない際に、手助けが必要な高齢者や身体障害者が、どこの家にいるのかというデータを把握して管理し、救助の体制を確立しておく必要があるのではないでしょうか。

台風による豪雨で床上浸水した際に、寝たきりの老人が家の中で水死するという痛ましい事故が、過去にありました。豪雨ばかりではなく、地震、津波、地すべり、火災と災害はいろいろあり、発生の予測しがたいものもあります。災

害が発生した場合、避難をしなければならないかどうか、避難をしなければならないとき、手助けを必要とする方がどこの家庭におられるのか、これはその場になってから調べるのでは、手遅れであります。

日常から、そういったことを調査していなければなりません。手間ひまをかけて調査しても、活用されないかもしれません。むしろ、活用されないことが望ましいのであります。

去る８月２９日、高岡郡津野町に視察に行ってまいりました。

高岡郡津野町では、高齢者対策が大きな課題となっていて、同町の高齢化率は、２００６年４月時点で３７．８パーセントという高い割合となっております。

こうした状況下で、もし南海地震などの災害が発生をしたらどうなるでしょう。多くのお年寄りが、自力で逃げることができず、取り残されることになりかねません。被災者の救出、救援には、消防、警察、役場など、複数の公的機関の力が必要になります。

同町では、災害時の各期間の連携をスムーズにしようと、２００６年６月、公的支援を一本化するネットワーク組織、津野町安心・安全ネットワーク会議を、県内で初めて発足をさせました。ネットワークには、社会福祉協議会、役場、警察署、日赤特殊奉仕団、消防署など、１０以上の公的機関が参加をしています。

市民にしてみれば、万が一のときに助けてもらう公的機関に区別がありません。高齢者の情報を詳しく把握しておけば、いざというときの対応がスムーズに行えるはず。ネットワークでは、２００６年７月に、安心・安全見守り台帳と題した個人情報カードを作成をいたしました。

カードは、Ａ４サイズの厚紙に、自分の氏名、生年月日、血液型、親族の緊急連絡先などを記入しますが、情報はそれだけではなく、掛かり付け医の氏名、持病、服用薬、日ごろ頼りにしている人、友人の氏名、連絡先、自宅の見取り図、避難場所など、かなり詳しい情報を記入します。

作成に当たっては、町内に住む７０歳以上のひとり暮らしのお年寄りと、８０歳以上の夫婦、約３５０世帯の全員にカードを配布し、回収した原本は事務局が保管し、コピーを台帳にまとめ、各機関で保管をしているそうです。

市長は、災害時、要援護者のデータを把握し、管理し、救助体制を整備しておくことについて、いかがお考えかをお伺いいたします。

最後に、地域担当職員制度の導入について、お聞きをいたします。

地域担当職員制度とは、余り聞きなれない制度でありますが、平成１７年６月より、香美市、旧物部村で、平成１８年４月より、吾川郡仁淀川町で、平成１９年６月より、幡多郡黒潮町で導入した制度であります。

これは、職員が本来の業務とは別に、割り当てられた地域の住民から、直接要望をくみ取ろうとするものです。班長を中心として、各地域に４名から５名が１組になって、担当する町内会の集会に参加し、または個別訪問を行い、地域の問題点や要望を聞き、担当の部署に上げるというものであります。

去る８月３０日、仁淀川町に視察に行ってまいりました。本県では、２番目に地域担当職員制度を導入した町であります。

そもそも導入するきっかけは、町長が平成１７年８月に、地域担当職員制度を導入すると明言をして、現実に平成１８年４月より、地域担当職員制度が導入をされました。

平成１８年８月より、８月から９月までに実施をした地域訪問で、約１３０件の要望が寄せられたとお聞きをいたしました。その要望の中で、タクシーに頼りきりの移動手段なので、地

域巡回バスの検討をしてほしいとの町民の声がありました。

平成１９年８月６日、その要望が現実のものとなり、町内ほとんどの集落と、町中心部などを結ぶ有料のコミュニティーバス、３０路線を運行させることになりました。

行政は、最大のサービス産業であるといわれておりますが、サービス産業であるならば、主権者である住民の苦情、要望を庁舎の中で座って待つのではなく、サービス業の従業員がこちらから出向いていって、要望をくみ上げるという姿勢が、本来のあり方かもしれません。

とするならば、本市においても、導入すべき制度かと考えますが、市長の地域担当職員制度の導入について、いかがお考えかお伺いをいたします。

以上で、１回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮本有二君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、岡﨑利久議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、台風の被害状況でございます。

本市におきましては、これまで、７月の台風４号、８月の台風５号によりまして、被害が発生しております。

特に、７月の台風４号につきましては、河川の堤防決壊の恐れ、また土砂災害の恐れがあるとの理由によりまして、施設で２つ、そして１世帯、合計３６名に避難勧告をいたしましたが、幸いにも大事には至りませんで、両台風による人的被害も発生はしておりません。

台風における公共施設、農作物等の被害状況は、詳細につきましては、担当課長の方から、後で申し上げさせていただきます。

次に、防災意識、防災組織関係でございますが、３点ほどございました。

まず、自主防災組織の組織数、組織率のご質問でございます。いつ起こるかしれない南海地震ということで、確率は非常に高いということを聞いておりまして、市民の皆様も、非常な認識を、たくさん、今持っていただいているんじゃないかなというふうなことを思っております。

先ほど、岡﨑議員から、災害イマジネーションを持つ人を多くふやすということは大切だということでございます。それを持たせるためには、行政として、どういうふうな努力をしていくかということも大切だということも、私も思っております。

予防すること、災害予防すること。発生時の見回り対策、そして受災の後をどうするかというふうなことを、３つの点から考えていかなきゃいけない。こういうふうなことの観点から、自主防災組織をつくっていただくのが、地域の助け合いとして、一番いいんじゃないかということでございました。

組織数、組織率でございますが、５６の自主防災組織が、現在、８月１日付でございますが、組織されまして、組織率としては、７１．３パーセントございます。

そのうち、津波の浸水が予測されている地域につきましては、３３の自主防災組織が組織されておりまして、この津波の浸水予測地域につきましては、８１．９パーセントの組織率というふうに、一般のところよりも少し高めに設定をされております。

皆様の、地域の方々のご努力で、こういった形に、数値となってあらわれております。

自主防災組織につきましては、大災害時に被害を少なくするために、非常に有効であるということで、先ほど申しました市内全域で組織化をしていただき、地域の防災力の向上に努めていただく。今後も引き続き、組織化の推進とか、活動の活性化に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

いろいろな災害時におきましては、消防署であるとか、昨日も運動公園の方で、地域の消防団の皆様が、操法の訓練、訓練と言うか、操法大会を開催していただきまして、日中の非常に暑い中、大会ということでございまして、消防操法の日ごろ訓練しているところ、披露もしていただきました。

こういったことで、地域の消防団の方、そしてまた、自主防災組織の皆様、そういった方々が、みんなが力を合わせた形での防災に取り組みをしていくことが肝要かなというふうに思っております。

続きまして、防災リーダーの育成でございます。宿毛市といたしましても、自主防災組織のリーダーの育成については、大変重要なことであるというふうに思っております。

これまでも、高知県主催によります自主防災組織のリーダー研修会に、宿毛市の自主防災組織の代表者等もご参加をいただいておるところでございますが、より多くの自主防災組織の代表の方にご参加をいただき、今後の自主防災組織の活動に生かしていただくため、本年度は宿毛市独自で自主防災組織リーダー研修会を実施することとしています。

また、議員各位おられますが、ぜひリーダー研修会にもご参加をいただきまして、地域におけるけん引役として、地域防災力の向上にご協力も、この場を借りまして賜りますよう、お願いも申し上げたいと思います。

続きまして、災害時要援護者対策についてのご質問でございます。

岡崎議員おっしゃいましたように、災害時要援護者を、データを把握するということは、非常に大切なことというふうに思っております。データの把握管理、救助体制の整備でございますが、まず、自主防災組織の身近なところでの情報の把握、救助体制の整備というものが有効ではないかなというふうなことを思っております。

９月２日に実施いたしました県下一斉の震災対策訓練の一環によりまして、本市におきましても、１７地区、約１，０００名の方が、これは津波避難訓練にご参加をいただいたところでございます。

ある地区におきましては、車いすを利用している方を、実際に地域の方々が協力をしていただきまして、高台に一緒に避難するといった訓練も見受けられております。

また、平常時から、地域で高齢者などの実態把握に取り組むなど、既に災害時要援護者対策に取り組んでいる自主防災組織もございます。

南海地震による津波被害が予想される本市におきましては、緊急時に即座に対応することのできる地域住民に、防災の取り組みをしていただくこと。つまり、自主防災組織として、高齢者などの避難対策に取り組んでいただくことが、被害を少なくするためにも、非常に有効な手段だと考えられております。

まず、地域全体でそういった機運をつくっていただくことが必要ではないかと、いうふうに考えております。

それを補完する形で、災害時要援護者の行政情報を活用していくことが、重要じゃないかなというふうに思っております。

災害時要援護者対策の問題でございますが、これは県、それから市町村で組織します南海地震等に関する市町村課題検討会におきましても、ワーキンググループを設置しまして、個人情報の問題であるとか、支援のネットワークなどにつきまして、平成１９年度、２０年度の２カ年で検討する予定としております。

防災担当部局と福祉部局が連携を図りながら、その検討結果を、今後の災害時要援護者対策に生かしていきたいと、このように考えておりま

す。

次に、地域担当職員制度のことでございますが、これを導入する考えはないかということでございますが、この目的でございますが、岡﨑議員もおっしゃいましたように、地域住民の方々と行政職員とが、直接話し合いの場などを持って、住民の意見や、それぞれの地域の課題や問題点を聞き、その課題や問題点を改善させるなど、住民意見を行政施策に反映させていこうとする制度であるというふうに思っております。

また、この制度を取り入れられております多くの自治体では、ともすると、行政はそれぞれの課などの部署同士の連携が希薄になる傾向がございまして、そういう縦割行政に陥りやすくなるのではといわれますが、そういった弊害を解消するためにも、所属の課を超えた職員により、チーム編成をさせ、自治区や校区などを単位として、それぞれのチームに担当地域を割り当て、その地域からの直接意見聴取などをして、行政サービスに反映させていかれているように聞いております。

行政において、最も大切なことは、住民の方々と行政が力を合わせて、地域や集落づくりに取り組んでいくことだというふうに考えております。

そのためにも、地域の皆さんの要望とか、意見、問題点をいかに的確に把握して、把握した問題点や課題に対して、改善すべきところがあれば、市民の方々と行政が協働により、改善していくことが大切であるというふうに考えてもいます。

制度として、地域担当職員のチームを編成して、対応していくことも１つの有効な方法ではあるとは思いますが、私自身は、日ごろから職員も市民であるというふうな考えのもとに、自分の地域のことを一番よくわかるんじゃないか。その地域の人たちと、その地域に住んでいる職員は、よく問題点を把握をする立場にあるんじゃないか。

そういうことで、市民としての、そこに住んでいる市民としての立場のことが言えるんじゃないか。

ともすると、自分の課に関係ない、よその課のところに対して、市役所に入ってからものをいうことが、なかなか難しいんじゃないかとは思いますが、私自身は、それぞれの職場で、それぞれの職をすることはもう当然でございますが、その自分の住んでいる地域のことについても問題点があれば、ほかの課に、自分の職場ばかりじゃなく、ほかの課に行ってお話をするのが、地域の方々の代弁にもなるんじゃないかというふうなことを申し上げております。

そういったことで、各職員、地域に出向いたとき、仕事で、ほかの仕事で出向いたときに、住民の方々の意見が、そのときに聞かれるんであれば、そのところでお話を聞いて、いろいろな改善点を図っていくということも、ぜひ取り組んでほしいということも、庁議等、先ほど申し上げました庁議等で話しております。

そういった取り組みでやっておりますので、特にその地域担当職員制度という形での導入は、今のところ考えておりません。

実際にそういった中身が、効果が上がればいいのかなというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　総務課長。

○総務課長（出口君男君）　総務課長、２番議員の一般質問にお答え申し上げます。

７月１３日から１５日にかけて襲来しました台風４号及び、８月２日、３日にかけて、本市に影響のありました台風５号の本市における被害状況について、ご報告申し上げます。

台風４号につきましては、道路災害１３件で

ございまして、被害総額１億２，８３０万円、河川の災害１１件、被害総額５，０４０万円、農道災害２件、被害総額１８０万円、それから農地災害４件、被害総額４７０万円、がけ崩れ住家災害５件ございまして、被害額が１，１９７万円。それから、農産物の被害でございますが、面積２１ヘクタールで、被害額５２０万円。台風４号による被害総額合計では、２億２３７万円となっております。

次に、台風５号におきましては、河川災害が２件ございまして、被害額３９０万円。農作物被害５３１．１４ヘクタールで、被害額が１，４２８万円でございます。それから、施設被害、これはハウスでございますけれども、０．５９ヘクタール、被害額１７７万円。

台風５号における被害額合計では、１，９９５万円となっております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　２番岡﨑利久君。

○２番（岡﨑利久君）　２番、再質問をいたします。

まず、台風４号、５号の被害状況については、わかりました。

まだ、がけ崩れなど復旧をしてない地域もあります。生活の不便を感じている住民の方々もいらっしゃると思いますので、早期復旧をお願いしたいと思います。

次に、自主防災組織についてでありますが、自主防災組織の登録数が５６で、組織率７１．３パーセントということですが、平成１８年４月１日付の調査によりますと、全国平均が６６．９パーセント、高知県平均が４０．９パーセントでございます。

本市の自主防災組織率は、７１．３パーセントですので、高知県平均よりも高い結果となっているようであります。

高知県が作成する南海地震に備える基本的方向と、当面の取り組みの中で、平成２１年度末までに、県内全域の自主防災組織率を１００パーセントにするという目標が掲げられております。

本市においても、平成２１年度末までに、自主防災組織率１００パーセントを目指して頑張っていただきたいと思います。

次に、防災リーダー育成についてであります。

私の考える防災リーダーとは、いざ災害が発生をした際に、地域住民の先頭に立って、周囲の人に行動を呼びかけ、的確に指示をし、地域の災害対応活動を推進する方だと思います。

現在、防災リーダーといえば、各地区の地区長さんであると認識をしているのですが、地区長さん以外にも、手助けできる方を育成しないと、区長さんの負担ばかりが多くなる可能性がありますので、その点、どのようにお考えなのか、再度質問をいたしたいと思います。

次に、災害時要援護者対策についてであります。なかなか難しい対策だとは承知しておりますので、先ほど、津野町の取り組みを述べさせていただきました。各自治体の取り組みを参考にして、本市特有の災害時要援護者対策を講じていただきたいと思っております。

次に、地域担当職員制度についてですけれども、先ほど、市長の答弁がありましたので、ほぼ納得することができました。どうもありがとうございました。

以上で再質問を終わります。

○議長（宮本有二君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、岡﨑利久議員の再質問にお答えいたします。

台風の関係でございますが、復旧のお話ございました。まだがけ崩れがありまして、そこがまた、再度来るんではないかというふうなところもございますし、早め、早めの対応をしていくつもりでございます。危険な箇所から、この

間も災害査定官も来てくれておりますので、そういったところから、早めに手をつけていきたいと、このように考えております。

それから、自主防災組織率でございますが、これ、私も組織率ばっかりの話してもしょうがない。これは自主防災でございますので、地域の方々が、本当に災害のときに助け合っていただきたいということから始めているものでございますので、組織ができたからいいというものではありませんし、組織ができたから、その活動をして、訓練をしたり活動していただかなきゃいけない。

非常時に皆さんが助け合うというのが、自主防災組織でございますので、我々としては、地域の方々に、反対にみんなに組織をしていただきたい。この１００パーセントを一日でも早くやっていただきたいというのが、行政としてのお願いでございますし、また、これを１００パーセントになるように、早期になるように、行政としても頑張って、皆さんとお話をさせていただきたいと、このように思っております。

それから、防災リーダーの件でございます。岡﨑利久議員のおっしゃるとおりでございまして、各地区長さん、今でもいろいろな地区のお世話役として、非常に負担がかかっておることは、十分承知しております。これにまた、防災リーダーもやれとか、あれもやれ、これもやれというのでは、なかなか地区長さんも大変でございます。

したがって、先ほどの研修に、地区長さんの推薦する方々であるとか、そういった、その場において活動していただける方を推薦もしていだたいて、こういったリーダー研修会に参加をしていただきたい、このように考えております。

それから、要援護者対策でございます。市としても、独自の対策と申しますか、みんなで知恵を絞りながら、また皆様方からもいい案がございましたら、それも教えていただきながら、対策について、真摯に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　２番岡﨑利久君。

○２番（岡﨑利久君）　市長、大変わかりやすい答弁、ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本有二君）　この際、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時４１分　休憩

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

午後　１時０１分　再開

○副議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

６番中平富宏君。

○６番（中平富宏君）　６番、一般質問をいたします。

通告に従いまして、順次、質問をしてまいりますが、先に行われました松浦議員の一般質問と、一部重複する部分がございます。執行部におかれましては、重複した部分の答弁はご指摘をいただき、簡潔な答弁をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

初めに、市長の政治姿勢について、お聞きいたします。

次期宿毛市市長選挙が１１月２５日の投票と決まり、次期選挙に向けての意気込みを聞ける最後の議会となりましたので、この４年間の総括とあわせて、何点か市長にお聞きしたいと思います。

市長は、６月議会の一般質問の中で、次期選挙への出馬表明をされ、同じ６月に行われました自民党宿毛市支部大会において、支部推薦を受けておられます。

先ほど、推薦は公約に対して行うものではな

いかといったお話もありましたが、推薦については、この４年間の市長の政治姿勢、その努力が認められ、十分な話し合いのもと、全体として、良の評価をいただいたあかしだと、私自身は思っております。

しかしながら、昨今の非常に厳しい地方財政の流れのせいか、宿毛市の経済は一向に伸びてきておりません。この３月にも、質問をいたしましたが、宿毛市の基幹産業の１つである水産業の衰退が目立ってきております。

市長は、選挙公約の１つとして、「片島の火を消すな」をキャッチコピーに、旧宿毛市漁協市場周辺の振興策を挙げていたと思います。

その後、旧宿毛市漁協はすくも湾漁協と合併をし、新たにできた田ノ浦市場も順調に稼動している今、まず、このことについての４年間の取り組みと、今後の構想について、お聞きをいたします。

２点目に、市長は、さきの議会において、２期目に向けての質問に対して、産業起こし、雇用の確保など、いろいろな課題がある。もう少し実を結ぶまでは、きちんとしなくてはいけない。任期後も、市民のための行政を、引き続きやっていきたいと答弁されております。

これまでの４年の間に、どういった種をまき、これからの４年間でどう実を結ぶのか、また、公約はまだまとまっていないとのことですが何を目的として、次期選挙に出馬するのか、あわせてお聞きをいたしたいと思います。

３点目に、首長は、選挙で公約を挙げ、その結果について、随時、市民に報告すべきだと、私は考えております。

最近は、ローカルマニフェストといった言葉をよく使いますが、市民と約束をした公約を、ホームページ上に載せ、進捗状況を広く市民に公表するつもりはないか、お聞きをいたします。

続いて、子育て支援について、お聞きいたします。

私は、今年３月に子育て支援の１つとして、現在、国の補助事業で整備を行っている、（仮称）すくもなかよし公園の整備を、計画どおりすべきではないかと質問をいたしました。

そのとき、市長から、市も負担金として１５パーセント出しており、行政としても要望を出していく。皆さんが話し合って決めた計画を、カットすることはやめていただきたいと答弁をいただいております。

まず、この件について、その後の経過を市長にお聞きしておきたいと思います。

宿毛市の人口は、近年、急速に減少しており、平成１４年８月に、２万５，１７１人だった人口が、ことしの８月には２万３，８８４人と、５年間に１，２８７人減少しております。

また、昭和４５年に、当時の人口２万５，０２８人に対して、１年間に３７７人産まれていた赤ちゃんが、昨年は１７５人しか産まれておらず、人口の４．６パーセント減に対して、出生数は５３．６パーセントの減少となっております。宿毛市の将来を考えたとき、何としても人口の減少をとめる必要があり、その１つの対策として、出生率を上げる必要があります。

出生率を上げるための対策については、いろいろと言われておりますが、私は、子どもを育てることによる金銭面への負担の軽減とともに、親が子どもを産み、育てることに対しての喜び、楽しみを持たせてあげること。逆に言えば、両親の不安要素を取り除き、精神的な負担の軽減を図ることが必要だと考えております。

このことを踏まえて、子育て支援について、何点か質問をしていきたいと思います。

まず、１点目は、保育園の統廃合についてであります。

宿毛市は、宿毛市行政改革大綱集中改革プランに基づき、保育所の統廃合を行おうとしてお

ります。私自身、統廃合は避けて通れない道だと考えておりますが、統廃合をすることで不便にするのではなく、残った園の内容を改め、親への利便性を図り、より高度な保育サービスに努めていくべきだと考えております。

例えば、宿毛市の延長保育は、夕方６時までですが、近隣の四万十市や愛南町では、夕方７時までの延長保育や、土曜日午後保育があります。特に愛南町立保育園と本市保育園とのサービスの内容を比べたとき、その差は歴然であります。

私は、統廃合を機に、サービス内容の変更を行い、全園での開園時間、閉園時間の延長及び、土曜日の受け入れを行うべきと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。２点目は、認定子ども園についてであります。

今年３月の認定子ども園に対する一般質問に対して、市長は、子どもの数が少なくなって、定員数を割る保育所ばかりである。認定子ども園ができると、保育料が自由設定となるため、公立保育所に影響が出る恐れがあると思っている、と答弁をしております。

ほかの自治体では、財政難を乗り切るために、こぞって公立保育所の民営化に取り組んでおります。しかしながら、地方に行くほど採算がとれず、民営化が進んでいないのが現状であります。

そんな中、民間が保育園をしたいというなら、宿毛市は協力すべきだと、私は考えております。

今、認可をとろうとしている市内の施設は、認定子ども園のサービスとして、親の仕事の有無に関係のない受け入れ態勢、時間外保育、土曜保育、一時預かり、育児相談などのサービスを挙げており、また、今年度中に園舎の耐震補強も実施する予定になっていると聞いております。

子育てを支援する意味においても、親の選択肢をふやしてあげるべきであり、女性が安心して、子育てをしながら働ける環境の整備を整えることが、市民１人当たりの所得の向上、ひいては宿毛市の活性化にもつながっていきます。

これから先、集中改革プランどおりの統廃合を行ったとしても、７つの公立保育所があります。これに、現在ある民間の２つの私立保育所と、今からできようとしている幼保一元化の認定子ども園を加えた中で、サービスの充実を図っていくべきであり、決して公を守るために民をつぶすべきではないと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

３点目は、小中学校の備品購入費についてであります。

１９年度当初予算において、施設修繕費は小学校が１７０万円、中学校が１００万円、管理備品購入費は、小学校が８００万円、中学校が４８０万円、学校配当備品購入費は、小学校が１００万円、中学校が５０万円であります。

これは、小学校１１校、中学校６校の予算であり、わかりにくいと思いますので、片島中学校を例に挙げますと、維持修繕費は年間３万８，０００円、備品購入費の中で、教材以外に使えるお金は、年間２４万８，０００円であります。これだけであります。

これでは、１年間の学校運営を行うには少なすぎ、学校の備品購入にＰＴＡ会費を使っているのが現状だと聞いております。さらに、部活動に必要な公の備品も、学校側では用意することができず、保護者の負担で購入する場合がほとんどだと聞きました。体育部、文化部を問わず、部活動は人間を形成する上において、大変重要であり、また部活動の応援をすることが、子育てをする中での保護者の楽しみにもなっております。

保護者は、経済的に大変苦しい状況の中で、ＰＴＡ会費を払い、部活動に必要な個人の備品

を買い、その上に公の備品を買うためにお金を出し合いながら、頑張って子どもを育てております。

中には、お金がかかるので、子どもの希望する部活動をさせてあげることができなかったという親さえいるというふうに聞いております。

私は、みんなが使い、学校の備品となる公のものについては、教育委員会が予算化を図るべきだと考えます。今後、備品購入費の拡充した予算化を行い、保護者の経済的な負担を軽減してあげる必要があると考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

４点目は、小中学校の耐震補強について、お聞きいたします。

この夏休みに咸陽小学校の耐震補強工事が実施されました。私は、１８年度に咸陽小学校と大島小学校の二次診断から実施設計までを行い、１９年度には、両校合わせての耐震補強を実施する予定が、財政的な理由により、１９年度については1校の実施になったと理解をしております。

７月１６日に発生した新潟県中越沖地震の報道や、今年４月の高知県において、３０年以内にマグニチュード６弱の地震が発生する確率が５０．１パーセントから５２．３パーセントに上昇したといった報道を受け、保護者の多くは南海地震が迫ってきているといった危機感をおぼえており、学校の耐震性に大変不安を感じております。

まだ市内には二次診断及び耐震補強の必要な小学校が１１校残っております。現在、市内小中学校の耐震診断の状況はどのようになっておられるのか、また、実施設計まで完了した大島小学校の耐震補強についての予算化に向け、どのような考えで、どういうふうに取り組んでおられるのか、教育長にお聞きいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど、中平議員の方から、一応、一定の評価を受けているということをいただきまして、まことにありがとうございます。そういった言葉を聞くと、またやりがいも出てくるというふうなものでございますが。

具体的には、片島の火を消すなというふうな形でのご質問でございまして、たしかあの時は、片島の市場が田ノ浦の方へ移転計画ということで、それが既に既定方針であるというふうなお話を聞いた上での発言をさせていただいたと記憶をしております。

これは、片島にそれまで市場があって、宿毛湾のお魚がそこに、集まっておったと。それによって、市場を中心にして、例えばかまぼこ工場さんもありますし、てんぷらの方とか、片島の人たちが市場を中心とした形で生活をされているというふうに認識した上で、これが、市場が全部、また、田ノ浦へ行くと、田ノ浦の方は繁栄をすると思いますが、片島の方の衰退が、例えば宿毛の中心市街地のような形になってしまうんじゃないかという危惧を抱いた上での発言でございまして、また、私どもの地域というものは、やはり一次産業、農林水産業が中心だということでの認識を、私、持った上で、市場がなくなりますと、その周辺が寂れるんじゃないかというふうなことで、お話をさせていただいたと思います。

そのことにつきましては、宿毛湾港という重要港湾になっておる片島地区でございます。その１地域でございますが、佐伯へのフェリーが、そのうち池島の方へ移転するんじゃないだろうかとか、そういうこともございます。

今、これはまだ移設を決定という事項ではございませんが、そういった形で、市場がなくな

り、フェリーの乗り降り場がなくなれば、また非常に片島の方々が衰退していくんじゃないか。元気がなくなるんじゃないかというふうなことを思っております。

そんなことで、すくも湾漁協の市場が田ノ浦に行くのであれば、やはりそれにかわるものを、片島が港を活用するという形で、息を吹き返していただきたいというふうに、私自身思っております。

そういうことで、市民の皆様と一緒になって、賑わいのある港づくりということをやっていこうじゃないかということで、国土交通省がたまたま進めておりますが、これは地方整備局というのがあります。そういったところが、港がだんだん、ちょっと寂れていっているところについて、港オアシスというふうな事業制度を導入しようという話がございました。

そういったところで、賑わいのある港まちづくりのために、市民の皆様と協働して、港オアシス宿毛実行委員会というものを組織しました。

これには、皆さんが、いろんな方面の方々が加わってくださっているというふうに認識もしておりますし、ご協力もいただいております。

そういったことで、とれとれ市であるとか、市営定期船、これは今は最盛期では、１日に３往復いたしますが、１日２往復でございます。この間隙を縫った形で、定期船を使った宿毛湾クルーズというものもやっていいんじゃないかということで、これは地方運輸局の方に認可をいただきまして、そういった取り組みもして、お子さん方、お子さん連れの親御さんがたくさん乗っていただいたり、そういった取り組みをしていきました。

こういったことが評価されて、一応、平成１９年の３月、ことしの３月ですが、国土交通省が進めております港オアシスに登録をされまして、全国への情報発信がなされているというふうなことでございます。

これは、皆様方と官民協働で、ここの地域を賑わいのあるところにもっていこうじゃないかということが１つでございます。

それから、もう１点、私がこれをどうしても実現したいというふうに思っておりますのは、港港、それぞれ全国ありますが、それぞれやはり、港は海のそばは当然でございますが、そうしますと、海でとれる特産品、それからその地域でとれる農林水産物ですか、そういった全体のものを扱う、何と申しますか、市場的な、これは横文字で言いますと、フィッシャマンズワーフ、漁師の市場というふうな形ですが、そういったことを全国でも見聞きをして、私もきておりますので、ぜひ、もし市場が全面的に、もしと言うよりも、ほとんどいくと思いますが、全面的に田ノ浦市場の活用ということになりました場合には、片島の港湾区域、それから漁港区域も含めまして、こういったフィッシャマンズワーフ的なものを実施したいというふうな構想を持っております。

そういった形で、片島地域が活性化するようなことを、ぜひこれからもやっていきたい。今、計画ではございますが、ぜひその漁業関係者、農業関係者、そして地域の皆様に協力をいただいて、フィッシャマンズワーフ的なものをつくっていきたい、このように思っております。

それから、次に、次期の選挙に向けてでございます。先ほど、松浦議員からもご質問ございました。私もこの４年間でどうしてきたかというのは、少しは、先ほどちょっと触れさせていただきました。

とにかく、少子高齢化の中で、健康で元気なまちづくりというのが必要じゃないか、そういうふうに思っておりまして、元気都市宿毛を、やっぱりつくっていかなきゃいけない。そのためには、先ほど、午前中でも申し上げました、

この宿毛市の職員の意識も、そういった形で変わりつつありますし、変わって、やる気でやってくれてる職員もたくさんふえておるというふうに、私、認識しております。

そういったことで、地産地消の推進だとか、農林水産業の推進で地域おこしをしていくというふうなこと。そして、課題がたくさんございます。雇用のためには、宿毛湾港の背後地の土地に、ぜひ企業も誘致していただきたい。これには、もうそろそろ結論が、ことしじゅうに出るというふうに、私自身は思っておりますし、また、平田の工業団地にも、また新しい工場をつくっていただいている。そして、この部品がほとんど世界にも発信されているというところでございますし、こういった道半ばのものもございますので、ぜひ、今、行政改革集中プランというふうなものもつくっております。

市民のためになる行政を、ぜひ進めていかなきゃいけない。これが、計画段階のものもございます。後でのご質問にありましたように、小中学校、学校のこと、保育園のこともございます。こういった再編的なものも含めて、取り組んでいかなきゃいけないし、これを実を結ぶ形にしていかなきゃいけない。

いろいろ中平議員も、先ほどいろんないいご提案もしていただきました。こういったものに、いいご提案を、市民のためになることでございますから、これを推進していくのが、我々の務めじゃないかな、そういうふうなことも思って、これからも取り組んでいきたい、このように思っておるところでございます。

それから、ローカルマニフェストでございます。

これ、選挙公約というのは、午前中申し上げましたように、大変重要なことであるというふうな認識をしておりますし、選挙戦等を通じまして、その訴えたことをご理解いただいて、市民の皆様に、私が今、つかせていただいているわけですから、これまで公約が実現するように、最大限、努めてきたつもりでございます。

いろんな障害というものもございますし、それに負けないような形での、熱も持ってやらなきゃいけないというふうなことを思っております。

ローカルマニフェスト、ホームページでございますが、実は私、ホームページ持っておりませんで、どういった形で立ち上げるかも、勉強、ちょっとまだしてないものですから、そこら辺は、すぐにホームページを出せということは無理かと思いますけれども。その成果については、ぜひ皆様にも知っていただきたいなという気持ちもありまして、市長の雑感とかでも、思ったことを少しずつ出しているつもりでございます。

また、私自身、１人がやるものでもございませんし、職員みんながやってくれている。そして、こういった議会で予算も通していただけるという、皆さんのご協力あってこそできるものでございますので、そこら辺はホームページ上で、進捗状況というのはなかなか、今、はい、やりますということには、ホームページの知識がないものですから。申しわけございませんが、時間がありましたら、また勉強もさせていただきたいというふうに思います。

次に、子育て支援についての、なかよし公園でございます。

これ、民間の方々、市民の方々とみんなで話した整備計画でもございますし、これは、県の事業ではございますが、ぜひこれは市民の皆様の公園として使うわけでございます。県の事業と申しましても、これは宿毛市域のものでございますので、これについては、計画をカットしたりしないということは、申し入れもしております。

そういうことで、ことしの概算費用の算定時

におきましては、多目的広場と、残った費用でアクションスポーツ施設がことし、完成するというふうに聞いておったんですが、ことしは多目的広場だけの完成でございまして、来年度、アクションスポーツ施設と園路とか、植栽予定というふうに聞いております。

できるだけ、公園整備につきましては、おくれておりますが、市民のあれほど広いところ、大きな公園というのは、町の中にはございません。あれだけ広いものでございますから、市民の皆様が憩いの場となれるような、そしてまた、市民の皆様が発案されて、いろんな協議の場に出ている、その上でつくった公園ですので、その計画どおりに進めていっていただきたいということを、県の方に要望してまいりたいと、このように思っております。

それから、次に、保育園の統廃合でございます。中平議員から、統廃合することで不便にするんじゃなくて、残った園のサービスの充実に努めるとか、親の利便性を図っていくべきだというふうなことも、これはぜひ、そのとおりでございますし、そういった形でやっていかなきゃいけないというふうに思っているわけでございます。

社会情勢の変化に伴いまして、こちらも核家族とか、共働き家庭がふえておりまして、親の就労形態も多様化しまして、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。

このような状況から、保育園の入所につきましては、低年齢児からの入所を希望する家庭がふえる傾向がございます。乳児保育とか、延長保育、一時預かり等の多様な保育サービスの拡充というものが求められているわけでございます。

その一方では、少子化の影響を受けまして、定員を割る小規模保育所がふえています。このままでは、多様な保育サービスに対応できにくい状況にきております。

一定規模の保育所を維持することにつきましては、保育所の運営と保育ニーズに柔軟に対応していくことも必要になってきておりますので、小規模化している保育所の再編というものは、大きな課題というふうに受けとめているわけでございます。

私どもでは、１７年度に行革大綱を再編、改定をいたしまして、その実施計画である集中改革プラン、これを作成しまして、保育所の統廃合を平成２１年度を目標年次としておりまして、さらなる行革の推進に取り組んでまいるところでございます。

そういった形で、行革の集中改革プランに基づいて進めなければいけないとは思っておりますが、また、中平議員のおっしゃる全園での開園時間であるとか、閉園時間の延長とか、土曜日の受け入れということでございます。

これは、例えば低年齢の人を預かるためには、先生が１人配置しなきゃいけないとか、そういった定員の、定員と申しますか、子どもの年齢に応じた保育士の配置というものもございます。そういったことも考えていかなきゃいけないということもありまして、いろいろなニーズがたくさんあります。

そういったことを、やはりいろいろ考えながら、保育所の統廃合をやっていかなきゃいけない。

１つ、私の頭にあるのは、例えば今、保育所では、大島と宿毛が私立の保育所でございます。中平議員もおっしゃいますように、公立を守るんじゃなくてということでございますので、それであれば、大島、宿毛が定員割れをしております。そういったところに、親の選択肢というものもありますけれども、そういったところに入っていただいて、公立の方を少なくと申しますか、それを統廃合対象にしていくとか、そう

いうふうな１つ、手法もあるんではなかろうかというふうなことも思っております。

これはまた、いろいろな審議会等、今の小学校、中学校を含めた形での再編計画というものを、今、たたき台にしてやっております。

これも、小学校、中学校は教育委員会で、それから保育園は市長部局だということじゃなくて、教育の問題でございますので、すべてやはり一体となってやらなきゃいけないというふうな方向で進めているところでございます。

それから、認定子ども園でございますが、３月の議会でも答弁いたしました。保護者の就労の有無にかかわらず、保育、教育を行うとともに、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談や一時保育等を提供する施設として、就学前の保育、教育ニーズに対応する新たな選択肢として、認定子ども園の制度ができております。

保育所に入りたくても入れない待機児童がふえております、都会と申しますか、都市部では、認定子ども園を設置することによりまして、待機児童の解消につながるということも考えられますけれども、当市におきましては、保育所があって、子どもの数が少なくなって、定員を割る状況でございます。

そういった面も含めまして、公立保育所に影響が出るというふうな考えで、答弁をさせていただいたわけでございます。

いずれにしましても、現段階で新たな保育施設の設置が、非常に厳しいものがありますが、先ほど申しました親の選択肢があることは、子育ての支援につながる重要なことだというふうなことも思っております。

これもそうですが、例えば認定子ども園というのは、宿毛幼稚園でございますが、例えば、公立の保育園を廃止して、幼稚園の方に認定子ども園として、その人たちに入っていただくかとか、そういった再編ということも、１つの例かなというふうなことも思っておりますので、いろんなご意見も先ほど聞きましたし、そういったニーズをとらまえた形で、保育所の再編とあわせて、認定子ども園の検討をしてまいりたいというふうに思っております。

私の方からは、以上であったかなと思います。

いろいろな耐震の関係もございます。施設を設置するのは市長部局でございますが、今、南海地震の起こるかもしれない地震対策についてのご質問もございました。そういったものにつきましては、ぜひ、この学校の施設につきましては、早急に耐震と申しますか、耐震補強するのがいいのか、新築に、あるいは再編しまして、新築にした方が、経済的にも子どもたちの安全のためにも、いいんじゃないかというふうな観点もございます。

そういったものもとらまえた形で、教育委員会、そして市長部局と一緒になって、そういったことを取り組んでまいる予定にしております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（岡松　泰君）　教育長、中平議員の一般質問にお答えをいたします。

市内小中学校の備品購入費の予算化について、お答えをいたします。

中平議員お話の中にもありましたように、本年度の予算につきましては、管理備品購入費は、小学校が８００万、中学校が４８０万、それから学校配当備品購入費は、小学校が１００万円、中学校が５０万円を計上させていただいております。

管理備品購入費につきましては、教材とか机、いす等の一般備品の購入の予算でありまして、学校配当備品購入費につきましては、生活や特別活動等の備品購入費であります。

ご質問にある部活動にかかわる備品につきましては、管理備品購入費に当たります。ちなみ

に、片島の中学校を例にとりますと、８９万円ほど計上をさせていただいております。

配当備品購入は、その名のとおり、均等割、児童生徒割、学級割によって算定をして、各学校に配当をしております。

そして、各学校で計画を立てて、備品購入をしております。

部活動にかかる備品につきましては、それぞれの学校において、各クラブからの要望に応じて、順位づけを行って、配当備品で購入し、足りない部分をそれぞれのクラブで集める部費によって、補完をするような形で購入をしているものがあると理解をしております。

ただ、ご質問にありますように、ＰＴＡ会費を使って、不足額を補って購入をした物もあるようには、聞いております。

中平議員のご指摘のように、義務教育の学校において、みんなが使い、学校の備品となる公の備品につきましては、教育委員会が予算をするべきだとは考えておりますし、それが本来の姿だと思っております。

部活動で使用する備品は、ものにより額が際限がなく、文化部につきましても、担当する指導者によりまして、教材の備品が大きく変わるため、すべての要望にこたえることは、なかなか困難であると考えております。

学校におきましても、購入につきましては、優先順位などの方針を決めて、計画的に実施をしていくよう、今後とも学校と協議調整を行う中で、予算化を図っていきたいと考えております。

教育委員会といたしましても、次代を担う子どもたちに必要な財源の確保につきましては、財務当局とも交渉をする中で、精いっぱいの努力をしたいと考えております。

それから、続きまして、小中学校の耐震の補強についてでございますが、現在、市内小中学校の診断の状況は、平成１５年から１８年までの４年間に、小学校は８校。学校名は、咸陽小学校、宿毛小学校、大島小学校、松田川小学校、橋上小学校、山奈小学校、平田小学校、小筑紫小学校であります。

中学校は４校で、小筑紫中学校、東中学校、宿毛中学校、片島中学校の校舎について、第一次の耐震診断を実施しております。

また、平成１８年度には、咸陽小学校、大島小学校につきまして、校舎の第２次耐震診断、耐震補強診断及び実施計画書を作成をしております。

また、実施計画まで完了している大島小学校の耐震補強についての予算化に向けて、どのような考えで、どう取り組んでいるかとのご質問でありますが、大島小学校の耐震補強工事につきましては、事業費がおよそ１億５，０００万円ほどが必要となります。大変大掛かりな工事となるために、夏休み期間中では、到底に完成することができる工事ではありませんので、数カ月間、仮の仮設校舎の設置も必要になってくると考えております。

それで、この耐震補強工事につきましては、いろいろな角度から、現在、検討中でございます。また、工事中であります咸陽小学校を説明をいたしますと、南の窓側に大きな鉄骨の筋違いが６カ所も入りまして、また、コンクリート柱の部分の補強とか、コンクリート壁の新設によりまして、施設の補強はされましたが、施設利用の制限ができてきました。そして、機能面でのいろいろな問題が生じております。

また、施設自体も新しくなるものではありませんので、市内における学校施設における耐震補強工事そのものにつきましても、これからはいろいろなシミュレーションを視野に入れまして、検討する必要があるのではないかと考えております。

先ほど、市長も話をされましたが、現在、宿毛市の教育審議会の中で、市内小中学校の再編にかかわる審議をしていただいておりますので、今後、この答申が出ましたら、内容を踏まえて市内小中学校再編成を進める中で、大島小学校以外につきましても、第２次の耐震診断、耐震補強診断の実施も含めて、施設の整備につきましても、あわせて検討をしたいと考えております。

以上です。

○副議長（寺田公一君）　６番中平富宏君。

○６番（中平富宏君）　６番、随時再質問をしてまいりたいと思います。

まず、市長の政治姿勢についてからですが、旧宿毛市漁協市場周辺の振興策について、かなり踏み込んだ形で、市長の構想と言いますか、思いのほどを述べていただきました。

その中で、興味深い点が１つあったわけですが、そのフィッシャーマンワーフですか、こちらの方を、ぜひ実現していきたい、そういった思いもありました。

その中で、若干質問してまいりたいと思うんですが、港オアシス、今回、認定を受けたわけですが、こちらの制度を利用する中で、その地域の、特に海の部分になると思うんですが、ハード面の整備、そういったものが補助事業か何かで行っていくことができるのか。そういったことをお伺いしたいと思います。

特に、こういったフィッシャーマンズワーフをつくるとなれば、トイレ、そして駐車場、また建物の整備とかが必要になってくると思います。そういったものが可能なのか、お聞きをしたいと思います。

そして、私の、これからは構想ではあるんですが、今、渡船の方が、各自自分で用意された駐車場、そしてとめる場所に、ばらばらに船をとめていて、そこからお客さんが乗るというような状況になっております。これを、ぜひここの場所に、１カ所に集約して、そしてお客さんを１カ所に集めることによって、できることならば、そのフィッシャーマンズワーフに釣り客のお客さんの家族が遊びに来ていただいて、いつもならお父さんだけが、日曜日に遊びに行くのに、家族サービスもしながら磯釣りができる、そういったような港づくりが可能であるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

２点目の次期選挙に向けて、そしてその目的についての質問に対してですが、何点か、公約といった形ではないですが、市長の今までの取り組み、そしてこれからの思いというのを述べていただいたように思います。

そういった中で、実は私、先日、ある人に、高知県は経済効果の見返りがある事業の予算ばかり削ってきて、見返りのない事業をしてきた結果、有効求人倍率も、県民１人当たりの所得も、全国で下から２番とか、３番とかの県になってしまったんだよ、というふうなお話をされました。

私は、同じような考え方を持っておりまして、高知県も宿毛市も、まず経済効果の高いところに、集中的に予算配分をして、まず経済の底上げ、活力をつけていただかないと、自治体というのは、伸びていかないんじゃないかな、そういうふうな思いをいたしております。

３月議会でも同じような質問をしたんですが、こういったことに対して、次期市長になられたとすれば、経済的な部分に、集中的に力、てこ入れをしていきたい、そういうふうな思いはないのか、市長にお聞きしたいと思います。

そして、３番目、ローカルマニフェストという言葉を使っておりますが、ローカルマニフェストとなりますと、数値目標の設定や、いろいろな取り決めが出てきますので、ローカルマニ

フェストという言葉は使っておりますが、通常使われている、そういった意味ではなくて、せめて公約はホームページ上に載せ、そして自分がやってきたことに対する今の成果、また変更したんならば、変更した理由とかを、広く市民の皆様に公表していく、そういった義務が、市長としてあると、私は思っております。

それで、事例を挙げますと、たくさんあるんですが、近くでいうと、愛媛県の松山市の市長が、松山市のホームページの中に、「市長の部屋」というものを持っております。そちらの中に、自分が１期目から出てきた公約を、すべて載せております。現在は、その公約に対して、どういう結果だったかというのは、ちょっと載ってないようですが、以前は、それに対する結果のようなコメントなんかも、私、見てきたことがございます。

そういった中で、宿毛市の、今現在あるホームページを利用して、今すぐにとは言いません。次、市長になられたら、そういった活動もしていくべきではないかと思いますが、そのことについて、再度質問をいたします。

続いて、子育て支援について、再質問をいたします。

まず、最初にお聞きした（仮称）すくもなかよし公園については、おくれていますが、計画どおりに整備していっているというようなお話でございますので、計画が変更することがないことを願って、あえて再質問はいたしません。

保育園の統廃合についてですが、いろいろお話を聞きました。私立を助けるために、宿毛市がやっている公営の保育所の方から、園児の方の移動を願うべきではないかとか、そういったお話も聞きました。

ただ、私が今、ここでお話しているのは、統廃合をする中で、ぜひ保護者の方々と、今、どういったサービスを求めているのか、ニーズがあるのかというお話をしていただき、統廃合をするという説明だけではなく、経済的に大変だから統廃合する、そういった説明だけではなくて、統廃合することによって、先ほど、市長のお話ありました延長保育するには、余分な保育士さんの配置も必要だとか、そういったのを勘案して、統廃合すれば、残ったという言い方は悪いんですが、ほかの園では、これだけのサービスの充実が図れるんだよと、そういったことも、ぜひ、その話の中で、一緒に計画を立てていただいて、財政的なことばかり言うのではなくて、より充実した保育サービスの提供のために、統廃合も必要なんだと。そういったふうなお話ができるような形で、ぜひ進めていただきたいな、そういう思いがしてなりません。

どちらにしても、早い段階で、きちんとした計画を立てて、十分な保護者の方々との話し合いを持って行わなければいけないと思っております。

このことについて、再度、答弁がありましたら、よろしくお願いをいたします。

そして、続いて認定子ども園についてですが、子どもの数が減っている中で、町は子どもの数がふえて、入るところがないから認定子ども園は要るが、この宿毛市において、子どもの数が減っているのに、なぜ認定子ども園が要るのか、そういったお話がありました。

現実、そういうことなのかもしれませんが、この認定子ども園ができた理由というのは、何も町で待機園児が多いから認定子ども園をつくったわけではありません。あくまでも、幼稚園と保育園、幼保一元化の流れの中で、保護者に対して、よりよい、高度なサービスを提供するために考えてできたのが、この認定子ども園になっております。

また、先ほど市長が言いましたようなとらまえ方をしている方もおられますが、逆に言いま

すと、園児数の少ない、地方の幼稚園、保育園も、現在、経営的にもたない状況になっております。そういった中で、幼稚園と保育園が手を結び合って、統合しなければつぶれてしまう。もうもたない。経営的にもたない。

こういった中で、この認定子ども園の制度を活用していってるのも、事実であります。

そういったことも、認識としてとらまえておいていただきたいと思う中で、１つ、私の思いを申しますと、以前、ある県議が、他県に企業誘致に行った際、企業を呼ぶには、まず子どもの教育機関の充実が必要と言われました。なぜかというと、子どもの教育を理由に、社員が転勤を拒むそうです。そして、会社は、いろいろな理由から、社員に対して単身赴任を、現在、勧めないそうです。

もし、宿毛市に現在の認可保育園しかなければ、また言い方を変えますと、宿毛幼稚園がなければ、例えばけんみん病院に来た先生の園児はどうなるでしょう。きっと、お母さんは専業主婦です。保育園には入れません。その多くの先生は、けんみん病院に来ることをやめることになり、ますます医師不足に拍車がかかると思います。

認定子ども園は、生後６カ月から、両親の仕事の有無に関係なく、入園ができます。

私は、先ほども言いましたが、こういった多様化するニーズに対応するためには、こういった認定子ども園という形の園も必要だと考えております。このことについて、再度、市長に答弁を求めたいと思います。

続いて、備品購入費についてです。

備品購入費の中で、私の理解しているところと言いますか、認識しているところが、少し間違っていたのかもしれませんが、教育長の説明の中で、部活動に使えるお金が、全体で４８０万。管理備品購入費でしたか、ちょっとあれですが、ありまして、片中では８０万円、部活動に使えるんだよというような言い方がありました。これ、８０万円すべて部活動で使えるんですか。その点について、再質問しておきたいと思います。

私の聞き間違いかもしれませんし、私の認識不足かもしれません。その点について、お聞きしておきたいと思います。

それから、続いて耐震補強についてですが、市長の方からも、若干答弁いただきました。その中で、それを受けまして、教育長の方から、新築がいいのか、耐震補強をしていくのがいいのか、そういったのも含めて、全体的なことを、もう一度検討していく必要があるといったような答弁内容だったというふうに理解しました。

まず、咸陽小学校の、機能面でいろいろな不具合が出るというようなお話もありましたが、それは、設計段階でわかっている話で、いまさら、この場で言うべきことなのかなという思いもいたしましたが。

実は、きのう、高知新聞を見ておりまして、その一面に、統廃合が浮上している追手前小学校を、新堀小学校と合併統合をし、新校舎を整備する。

その理由に、財政難で耐震改修ができないからと説明したといった記事が載っておりました。

この内容については、保護者からかなり強い反発が多いようですが、私がここで注目すべき点は、財政難で耐震改修ができないから、新校舎を整備するといったところであります。

私の認識が間違っていなければ、耐震補強に対する補助金は、国と県で３分の２出ると思っております。これは、内容、国が２分の１、そして、ちょっと確認とっておりませんが、平成１８年度から県の６分の１の補助が始まっているんではないかなという思いの中で言っております。

そして、最近、新築されました篠山小中学校を見たとき、たしか２分の１程度の国の負担だったと記憶をしておりますが、例えば、耐震補強の必要な学校が３校集まって統廃合し、そしてそこに１校の新築校舎を建てるとして、耐震や統廃合を理由に、そういった新築をした場合、有利な補助金や、有利な起債があるのか。そして、そのときに、宿毛市の持ち出しは、割合的にどの程度になるのか、その点について教育長に再質問したいと思います。

以上で再質問を終わります。

○副議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、中平議員の再質問にお答えいたします。

まず、フィッシャマンズワーフでございますが、そこは市場的な、先ほど申しました農林水産業からの産物、それから、またそれを、そこで料理をして食べていただくといって、そしてまた、魚を生かしたんであれば、それを見ていただく、そういったことを想定を、自分としてはしておるわけでございますが。

それの中の制度利用、港オアシス制度を利用したハード整備でございます。これは、港オアシス制度そのものが、港の賑わいを取り戻すということでございまして、直接的なハード整備のものはございませんが、いろいろな、今、政府の方では、交付金制度というものがございます。港オアシス制度をすることによって、そういった整備をすることによって、交付金をあげましょうというふうな制度がたくさんございまして、何をもってするか。今、中平議員からも、駐車場の整備、トイレの整備というのがありました。どういったものに、どういった交付金制度がくっつくのか、そういうものを集中的に、やっぱり勉強と言いますか、いろんな交付金をもらってきてやるのが、得策ではないかなと、そんなことを、今、思っているわけでございます。

具体的に、ここでどの交付金でございますというのは、ちょっと手元に資料がございませんので、お許し願いたいと思います。

それから、２点目で、渡船客の駐車場ですね。これは非常にいいことだと思いますし、実は今、あそこの周辺を見ますと、護岸の、いわゆる水たたき部分に駐車場、いわゆる、これは公共物でございますが、そこのところに釣り客の車がずっと、既得権益みたいな形で駐車されております。

釣り客も邪魔にならないような形で置いていただいている。交通の邪魔にはならないような形で置いていただいておるんですが、駐車場の整備もできるんであれば、そういったところに、釣り客はここに置いてくださいというふうな整理もできるんではなかろうかなというふうなことも、思っております。

それから、次期選挙に向かっての話でございますが、経済効果の高いところには、集中投資をしていく考えということでございます。これはもう、もちろんその考えを採用はすべきだろうと思います。

ただ、どれが一番、経済的な効果に当たるのかということも、十分検討しなきゃいけないと思います。そういった経済的な効果がすぐに出る。そしてまた、５年後に出る、１０年後に出るといったものもございますし、この種をまくというのは、そういうもんだろうと思います。

だから、早めに効果の高くなるところに、集中的な投資をしていくということについては、私はやぶさかでないというふうに思っております。

次に、ローカルマニフェストの関係で、すぐにとは言わないがというふうにおっしゃられまして、私、そのものがホームページを余り扱ったことがないものですから、機械音痴なところ

もございます。

そんなところを、ちょっと勉強したり、打ったり、自分でタイプ打つような感じでやらなきゃいけない部分もございますので、そこのところは少し、勉強もしてみたいとは思っております。

それから、（仮称）なかよし公園でございますが、これについては、先ほどの答弁させていただきましたように、ぜひ、市民の皆様が協働で計画を立てたわけでございますので、これはそのとおりやっていただきたいということには変わりございませんので、県の方にも、こういうことを申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、子育ての関係での保育園の統廃合関係でございます。これ、我々もただ、少なくなったから統廃合するんだ、そこをやめるんだというふうな説明は、するべきではないし、今、福祉事務所長が現地へ出向いて行ってくれておりますが、中平議員のおっしゃったような形で、より充実したサービス、それから、余り少ないと、どうしてもサービスがおろそかになるというふうなこともございますので、そういった本質的な面を説明して、ご理解いただくのが、この話じゃなかろうかというふうに思っております。

そういう形での取り組みも、今年度しておりますし、これからもしていく予定にしております。

それから、認定子ども園の関係でございますが、いろんな今、おっしゃられたような、いろんな要素が入っていると思います。いみじくもおっしゃっていただいた、宿毛幼稚園の財政的な問題もございます。

それから、子ども園に認定をした場合に、例えば市からどれくらいのものを出さなきゃいけないとか、具体的な話が、財政が余り言うなとおっしゃられますが、どうしても私の頭の中では、財政の問題が入ってきますし、やっぱりお子さんに楽しく過ごしてもらいたいという気持ちは変わりませんで、やはり、どういった形が、本当に、認定した方が、お子さんたちがこういって、流れがこうなるというふうな、シミュレーション的なものも、やっぱりきちんとやらなきゃいけないんじゃないか。

先ほど、例えばの例で話をさせていただきまた。そういったことも含めた形で、本当にやっぱり幼保一元化ということであれば、本当は、政府も文科省と厚生労働省が一緒になってほしいと。一本化してもらいたいというふうなことも思ってます。

そういったことも含めた形で、子どもたちにとって、どれが一番、本当に選択して一番いいのか、そういったことも含めた形で、認定していく、していかないとかいうふうな判断をすべきだろうというふうに、私自身思っておりますので、そういった、幼稚園の方の経営者の方にも、少し話も聞かなきゃいけないかなというふうなことも思っております。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（岡松　泰君）　教育長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に学校の配当予算でございますが、配当予算の中に、予算配当の中には、需用費、役務費、それから備品購入費とありまして、そこの、今、ご質問をされている箇所につきましては、教材備品費と一般備品費とに分かれております。

その片島中学校の場合は、ごめんなさい、例をとらせてください。具体的に、ちょっと話をさせていただきますが。

教材備品費が６４万３，０００円で、一般備品費が２４万８，０００円となっております。

そして、一般備品費の方から教材備品費を買うことについては、可能ということです。ですから、楽器を買うことも可能ということになっておりまして、ほかの学校では購入しているところもあります。

それから、修繕費につきましても、少額の場合は、学校の配当需用費で対応するようになっておりますが、高額の場合は、教育委員会で対応をしております。

それから、一般備品につきましても、高額の場合につきましては、緊急の場合では、教育委員会で対応をさせてもらっていただいております。

それから、耐震補強の件でありますが、その中で、私が、咸陽小学校の南の側に、大きな鉄骨の筋違いのと申しましたが、筋交いの間違いでございまして、大変申しわけありません。筋交いの、６カ所も入れたということでございます。

それから、咸陽小学校の場合ですが、耐震の補強工事につきましては、５，４００万円ほどの中で、国が２，４９３万４，０００円、それから県の方が５９０万１，０００円と、こういうことになっておりまして、国が２分の１、県が６分の１となっておりますが、先ほど、市長も申しましたように、交付金でございますので、年々変わるということもございます。

それから、校舎の新築の場合には、一般の新築の場合には、国からの補助は３分の１ということでございます。

それから、統合した場合には、２分の１ということでございますが、これも交付金でございますので、その年になってみないとわからないということでございます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君）　６番中平富宏君。

○６番（中平富宏君）　再質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢については、一定、わかりました。今までのお話の中で、次に対する意気込みとかも感じ取れましたので、ここで再質問はやめておきたいと思います。

そして、子育て支援についてですが、認定子ども園についての中で、財政的な話が若干、出てきました。

財政的に、細かく数字を挙げていくいうのもどうかと思いますし、また、園の方の考え方というのもあって、そこら辺が、執行部との話し合いのもとで、同意がまだできてない状況で、私がこの場で財政的な話を、数字的なものを出して言うのはどうかと思いますので、細かい数字的な話はしませんが、冒頭触れたように、ほかの、よその、特に県外になってくるわけですが、市では、公立の保育園を民営化ということで、私立の保育園にという動きをとっております。

これは、何でかと言いますと、単純に公立がするよりも、私立で運営した方がお金がかからないからです。そのサービス内容も、決して悪くなるというふうな、そういった報告は、私は聞いておりません。

そういった中で、宿毛市もほかの指定管理者制度なんかもそうなんですが、公的なものから民への移行をする中で、これが認定子ども園として、認可したから余分に財政的に苦しくなるというふうな結果にはならないと、私自身は思っております。

これに対しては、細かい話になりますので、市長の答弁はあえていただきませんが、そういったふうな、私は思いがあるということを、ぜひ認識しておいていただきたいなと思います。

それで、再質問の方なんですが、私、聞き落としと言いますか、自分が質問したことに対して、答えがちょっと横にずれたので、認識できなかったところもあるんですが、

私が聞きたかったのは、１回目の答弁の中で、片島に８０万円、管理備品購入費が、中学校４８０万あって、片島には８０万あるんだよと。これが、部活動に使えるんだよと言いました。このことに対して、単純に、この８０万円すべてが部活動の備品購入に充てることが、学校として可能なのか、教育長にお聞きをいたします。

そして、耐震補強についてですが、私がちょっと、長々と言ったせいで、肝心なところがわからなかったのかもしれませんが、私が聞きたいのは、今言ったように、補強に対しては、国２分の１、県６分の１で３分の１ですということは、私がいったことです。そのことに対して、新築をすれば、一般で３分の１、そして統廃合したとしても２分の１のカウントで、補助金が入ってくると。２分の１で補助金が入ってくると。

それに対する交付税措置は、年々変化しているのでわからないといったような答弁だったと思います。

それを受けて、耐震補強をするときの補助金の方が、補助率が高いのに、補助率の低い新築が建てれるのかという質問です。

それに対しての答弁をいただきたいと思います。

○副議長（寺田公一君）　教育長。

○教育長（岡松　泰君）　中平議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたように、部活動費、特に文化部についての楽器等における備品については、購入が可能であります。それが、みんなが使うものであれば、なおいいということです。十分可能ということです。

よろしくお願いします。

それから、先ほど、間違いをしましたが、校舎を建てる場合の、国の持ち出しは、交付金ではなくて、国庫負担金ですので、これはまた訂正をさせていただきます。これは、いつも定額で決まっておるということです。新築の場合は、そのまま建てる場合には、３分の１、それから統合の場合は２分の１と、こういうことになっております。

それから、建てる場合は、確かに高額になるとも思いますけれども、いろいろな学校、数カ所も耐震補強を何回も何回もすることよりも、子どもたちに快適な学びやで、それから安心がおけるところで、いろいろな教育活動ができるとするならば、多少の出費は仕方がないのかなと、現在は考えております。

このことにつきましては、市長部局とも話し合いの上に、いろいろ話を進めていきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○副議長（寺田公一君）　６番中平富宏君。

○６番（中平富宏君）　６番、あえて再質問とはいたしませんが、執行部におかれまして、もしも、今から私がお話をすることに対して、答弁がありましたら、それは答弁していただきたいと思いますが。

備品購入費について、楽器というお話が、さっきから出ていますが、私、楽器という言葉は１回も言っておりません。部活動に対して、８０万円使えるのかというのは、野球部とか、テニス部、楽器でいうとブラスバンド部ですか、そういったのもあります。そういったのが、８０万円を８つの部活動があれば８つ全部で８０万円を使えるのかという話をしたかったんです。

中の２万円や３万円は、部活動とは関係ない管理備品購入費で使うよっていうふうなことをしなければ、学校の運営ができないのじゃないか、そういったことを聞きたかったわけであります。

これは、使えるようなご説明が、何度なく教育長の方からあったので、すべてが部活動の予

算として使えるというふうに理解をさせていただきたいと思います。

それから、耐震補強についてですが、補助金的な部分、補助金、国庫負担金とかあるわけですが、それは、金額的には少ないけれども、いろいろな面を考えた上で、統廃合するよりも、新築をした方がいいんであれば、そちらの方に方向転換をしていきたいというようなお話ではなかったかと、そういうふうに受け取らまえました。

南海地震の発生率というのは、年々、当然ですが、高くなってきております。先ほども申しました。

ただ、その中で、今、すごく危惧と言いますか、恐れられているのが、専門家によって、以前から言われておりますが、東海・東南海、そして南海地震が一斉に発生する。要するに、東海地震が発生したエネルギーをもって東南海、そして南海地震が発生するという、そういったことが言われております。

そうなったときに、南海地震の発生率というのは、イコール東海地震の発生率となります。

現在の東海地震の発生率は、率で言っておりません。もう既に、いつ起きてもおかしくないと、専門家に言われております。

そういった状況の中で、耐震補強をするにしても、新築を建てるにしても、どちらにしても１日も早い、そういった計画を立てて、前に進めていく、そういった時期に当然、来ているんですよ。

そういった中で、今になって、耐震補強する予定で、実施設計までやりよったけど、咸陽小学校やってみたら、えらい大変なことになったと。どうしようかなと。新築を建てた方がいいんじゃないかな、そういった猶予、余裕のあるような、そういった話をしている時期でないと、私は思っております。

一刻も早く、きちんとした計画を立てて、保護者にも理解をしていただく中で、教育委員会として進めていただきたいと思います。

答弁がなければ、以上で一般質問を終わります。

○副議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、中平議員の再質問でございますが、地震対策でございます。

教育長の方といろいろ話し合いながらやっておりまして、中平議員、今おっしゃるように、私自身も、この３年間過ごしてきて、やはり地震に対する取り組みというものが、県、国の方からの予算措置が非常に遅いというところもありまして、イライラしている部分がございます。

もう１つは、この間も市長会でもあったんですが、地震対策について、南海地震も起こるよと。東海地震は、既に静岡の方あたりは、強化指定という地域に入っております。ところが、南海地震が起こる、起こると言いながら、さっぱり高知県の方は強化指定地域になっておらないというところがあります。

強化指定になりましたら、また補助率とその耐震関係につきましては、非常に国のお金が出るということも聞いておりますので、我々としては、やはり強化指定を早くしていただきたいというふうなことを、国にも要望しております。

それからまた、今、教育長にということだったんですが、学校の再編計画、私も行革でやらなきゃいけないということはありまして、こうやっていこうというふうなことを思っておりましたが、その耐震補強と学校の再編とを比べたときに、先ほど、教育長も答弁あったかと思いますが、これ、本当に子どもたちのため、それから中越沖地震があったとき、うちの職員も２名ほど派遣をいたしました。その中で、地震が起こった後のことを、非常に学んできたつもりでございますが、そういった起こった後のこと

も、非常に大切になってくると。お年寄りなんかもかなりパニック状態にあるということでございますので、そういったときにも、やはり学校の施設であるとか、体育館の施設、ああいうところがほとんど、宿毛市内ではもたないというところでございまして、こういったものを早くやらなきゃいけない。

自分の気持ちとしては、非常なあせりがございます。中平議員もご指摘のように、一日も早くやらなきゃいけないんじゃないかということは、我々も本当に、心から染み込んでります。

できるだけ早く、教育審議会の方のご意見もいただいて、起債借りる、そしてまた補助金をいただくというふうなこと。そして、最も大切なのが、強化指定にしてもらうことも、いろいろな取り組みの中で大切なことだというふうに思っております。

そこのところ、またご理解と、またご協力も願いたいというふうに思ってます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君）　この際、１５分間休憩いたします。

午後　２時２１分　休憩

―――――・・――――――・・―――――

午後　２時３５分　再開

○副議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

５番浅木　敏君。

○５番（浅木　敏君）　５番、一般質問を行います。

質問通告に従い、質問をしてまいります。

まず、市長の政治姿勢について、お尋ねいたします。

１番目、幡多広域租税債権管理機構の設立についてであります。

これは、この議会に提出されております議案３２号との関連で、質問するものであります。

このたび、設立されようとしている機構は、本来、税務課を中心に、各自治体が収納に取り組むべき市民税や、国保税を、市町村にかわって徴税する新たな官庁組織を、幡多地域の６市町村が財政負担をして、つくろうとするものであります。

職員体制は、関係自治体と、県から派遣の２名を合わせて７名にするようであります。

徴税機構設立の目的は、効率的徴税により、税金の滞納者をなくして、自治体の自主財源を豊かにすることにあるようであります。

宿毛市の１８年度決算における税金の収入未済額は、６億円を超えてしまいました。その他、料金や使用料、負担金なども含めると、約７億６，０００万円もの収入未済となっています。

こうした収入未済額の増加が、宿毛市の財政運営に大きな困難をもたらしていることは、多くの市民の方がおわかりだと思います。

特に、税金の未収額約６億円のうち、その４６パーセントに当たる約２億８，０００万円は、国保税であります。

国保税滞納者は、短期保険証や資格証明などのペナルティーも受け、病気やけがなどでの通院や入院による治療に困難を伴います。

未納となっている市民の多くが、そのことがわかっていても納付できない生活状況に陥っているのではないでしょうか。

小泉政権の構造改革路線を引き継いで、定率減税や老年者控除の廃止などによって、貧困と格差を拡大されるとともに、戦後レジームからの脱却を叫び、日本の戦後の民主主義を根本的に否定する言動を繰り返した安倍内閣は、さきの参議院選挙で、国民の大きな批判を受け、大敗しました。

特に、四国を初め、農山村地域での大きな後退を見ても、安倍内閣の地方切捨て政策に大きな批判が巻き起こったものと思われます。

こうした国民的批判にもかかわらず、人心一新とスタートした第２次安倍内閣ではありますが、金にまつわる不正などで、次々と辞任しております。

この内閣が進める地方いじめ、弱者いじめの悪政によって、宿毛市でも生活の困難を訴える人がふえております。

こうした市民の生活状況を見たとき、新たな徴税機関を設置して、税を強制徴収することは、市民にさらなる生活困難を押しつけることになります。

こうした点から、私は、市長に次のことをお尋ねいたします。

まず、１点目として、税の徴収率を高めるためには、宿毛市行政として、納税者への啓蒙を強めて、理解を得て、みずから納税してくれるようにするべきであります。

私は、こうしたことから、議案にある新たな徴税機構はつくるべきではないと考え、議案の撤回を求めます。

２つ目には、宿毛市は、機構に取り立てを委託する対象者を、１００人としています。

高額、長期、悪質を対象の条件としているようでありますが、具体的な基準と悪質納税者の定義をご説明いただきたい。

３番目に、委託で１００人分の納税、３，０００万円を徴収しても、負担額１，３５０万円を差し引けば、宿毛市の収入メリットは１，６５０万円になってしまいます。本当に悪質滞納者として掌握しているのであれば、宿毛市行政として、法的手段をとるべきであり、１人当たり１３万５，０００円もかけて委託する必要はないのではないか。

４番目に、前段で述べたように、納税することの重要性を理解しながらも、生活困窮のため、払いたくても払えない人もあります。こうした人からは、強制徴収をせず、税の減免制度を生かした対応をするべきであります。

また、仮に徴税機構が設立されたとしても、国保税については、特に悪質な対象者以外は、委託から外すように求めるものであります。

５番目に、この徴税機構は、納税滞納を解決するための組織だと説明がありましたが、滞納処理が済んだ後、この機構がどうなるのかご説明願いたい。

以上５つの問題点を提起いたしましたが、強制的な徴税により、生業の手段が奪われ、生活困難に陥る、あるいは自殺する市民が出ることのないような市政運営を求めるのであります。

次に、公共施設等の安全管理について、お尋ねいたします。

先日、高知地方裁判所は、南国市が管理している子ども広場で、当時４歳の子どもが転落し、大けがをした事故の判決で、安全管理が不十分だったとして、１，０５０万円の支払いを命じました。広場の柵の高さ７５センチだったようですが、柵に衝突したはずみで、幼児の体が回転して、その柵を乗り越えて転落し、大けがをしたようであります。

南国市は、事故後、転落防止策として、高さ２メートルのフェンスを設置したと報道されております。後日の報道によると、南国市は、この１審判決を受け入れたようであります。

また、昨年の６月には、青森県の国立公園内にある遊歩道を散策中の観光客に、ブナの枯れ枝が落ちて負傷し、下半身まひの後遺症を負った女性の訴えに対し、東京地裁は、国と県の管理責任を明確に認め、１億４，８００万円の支払いを命じております。

判決の中で、裁判長は、枯れた木の枝が落下することは通常見られる現象であり、回避しがたい事故とはいえない。現場の山林は、森林管理署が環境庁などと毎年点検し、国も危険性を認識していたと判断を示しています。

昨年の夏休み中に、埼玉県の公営プールで子どもの死亡事故がありましたが、このときにも、管理責任が論じられ、学校を含め、全国一斉にプールの安全点検が行われたことは、記憶に新しいことであります。

この２つの判例を紹介させていただきましたが、７５センチの柵が不適切なのか、また、遊歩道上の枯れ枝の落下まで想定しなくてはならないのか、行政側としては、いずれも厳しい判決ととらえているようであります。

そこで、市長にお尋ねしたいのは、市民の命と財産を守るという点から、また損害賠償の支払いという財政上からも、こうした事故を発生させないよう、求めるものであります。

そのためには、まず公共施設における危険箇所の情報を掌握することが、第一だと思います。

全職員が常に危険箇所はないか、安全に気を配り、施設を見て、危険箇所があれば担当課へ報告することが大切かと思われます。

また、年に何回かは専門職員等を中心に、施設の全般的点検をして、不安全箇所をリストアップする必要もあります。

また、市民からの危険箇所についての通報体制も大切であります。そして、こうした危険箇所情報は、担当課のみの聞き置きにすることなく、リスト化して、市政全体が承知しておくことも大切かと思われます。

２番目に、職員や市民から届いた情報に基づき、危険箇所を改善する早急な対応策が必要であります。

基本的には、危険箇所をすぐに修理修復して、危険な状態を排除すべきであります。その間がないときには使用禁止、進入禁止、あるいは程度によって、注意喚起等の緊急措置をとるべきではないかと思います。

大きな手術を伴う場合には、応急措置をしておいて、後日、予算を組み、抜本的対策となるでしょう。

以上、危険箇所の情報収集と対策について、市長のお考えをお尋ねいたします。

なお、市民の安全を守るという市政の立場から、国や県所管の公的施設についても、危険箇所の情報が入れば、それぞれの機関に危険を回避する措置を働きかける必要があると思いますので、あわせてこの点についてもお尋ねいたします。

３番目に、妊婦健康診査の公費負担についてであります。

昨年の１２月議会で、私は少子化対策の全般について質問させていただきました。その中では、行政としての子育て支援の一環として、妊婦健康診査の。

訂正いたします。その後、厚生労働省から子育て支援の一環として、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知が出されました。この通知では、高齢の妊婦、ストレスに悩まされている妊婦などが増加しているにもかかわらず、仕事などの関係から、健康診査を受診していない妊婦も見られることなども挙げ、妊婦健康診査の重要性や必要性が、一層、高まっているとしています。

また、少子化対策の一環としても、自治体における妊婦健診の公費負担の重要性を強調しています。その上で、１９年度の地方財政措置で、妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充しているとされています。

この中で、国は、妊娠期間中に１４回程度の健診が望ましいとしながらも、そのうち5回程度は、公費負担を実施することが原則であるとしています。

親にとっては、授かった命を、健全な母体で持ちこたえ、無事な出産を迎えることは、大きな喜びであるとともに、子どもの出生と健全な成長は、社会的にも重要なことだと、私は思い

ます。

ところが、昨年の人口動態概況を見ても、高知県では出生数６，０１５人に対して、新生児死亡１４人、周産期死亡２９人、死産１７８人となっております。

新生児死亡率は、全国ワーストワンとなっています。この要因は、さまざまあろうかと思いますが、妊婦健診も重要な要因だと思います。

そこで、市長に次の３点についてお尋ねいたします。

まず、１番目に、市長は妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての厚生労働省通知で示された、最低5回の妊婦健診への公費負担の必要性について、どのような認識を持っておられるのか。

２番目に、この厚生労働省通知を含め、妊婦健康診査の公費負担について、高知県下の自治体での実施状況がどうなっているのかを、ご説明願いたい。

３番目に、地方財政の厳しさはありますが、母子の命と健康を守る最低ラインとして、厚生労働省通知の内容を、宿毛市でも実施すべきだと思いますが、市長はどう対応されるのか、お聞きいたします。

最後に、夕張市問題について、お尋ねいたします。

全国で今、第二の夕張にならないためにという言葉が飛び交っています。この宿毛でも、市民の会話の中にも出てきますが、市の行政担当者が行政サービスを低下させる方針を説明する場合に、あるいは、市民からの要望を自粛させる言葉としても、安易に使っているように思われます。

こうした現象は、他の自治体でも、ところどころで見られるようでありますが、これは夕張効果とも言われ、地方行革を推進していく方策の１つにもなっているようであります。

財政再建団体となった夕張市では、市税を最高税率にするとともに、施設使用料や保育料の大幅な引き上げ、小学校７校を１校に、そして中学校も４校を１校に統合。市民病院も、民間委託の小さな診療所となり、市立養護老人ホームは２年後に廃止されるなど、市民生活に直結するサービスが大幅に切り下げられています。

市の職員も、３０９人が１６５人と半減し、給料は３０パーセントのカット、退職金は４分の１へと切り下げられました。

夕張市長が、これからの１８年間はいばらの道だが、理解と協力をお願いすると述べていますが、まさに市民にとっては、住民負担は全国最高水準、公共サービスは全国最低水準とされ、苦難の初年度となっているわけであります。

こうした大変な困難に立ち至っている夕張市民の現状を思うとき、私は、これを夕張効果として地方行革推進に利用することは不適切だと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

夕張市は、１９６０年には人口が約１２万人、市内には２４の炭鉱がある、まさに炭鉱の都として発展してきました。しかし、今日では、すべての炭鉱が閉山、人口は当時の１０分の１に減少し、負債総額が６３０億円にもなり、財政再建団体となってしまいました。

財政再建団体から脱出するために、夕張市が解消すべき赤字額は３５３億円となっており、標準財政規模の約８倍にも及んでいます。

年間４４億円の一般財政の中から、毎年度約１９億円を返済するという、極めて困難な再建計画となっています。

なぜ夕張市が財政破綻を起こしたか、その第一の原因は、炭鉱の都といわれる夕張市において、石炭産業が国策で打ち切られたことによって、経済が崩壊させられ、炭鉱会社が撤退した後の水道、住宅などの社会基盤整備負担金、５８３億円を国が負担せず、市に押しつけたこと

にあります。

原因の第二は、炭鉱の閉山後の産業として、市は、当時、国が旗振りをしていたリゾート開発政策にのって、観光開発を拡大しました。しかし、リゾートブームは去り、破綻した施設の買取が市の財政をさらに圧迫しました。

さらに、第三の原因は、政府が２００１年に産炭地域振興臨時措置法を失効させたこと。さらに、産炭地補正を廃止し、三位一体改革によって１９９１年度で、この年との比率で地方交付税を０５年度には３８億円削減したことが致命傷となっております。

解消すべき赤字額３５３億円のうち、夕張観光開発など第３セクターによる借入金が１８６億円で、全体の５３パーセントを占めていることからもわかるように、観光開発への過大投資、さらに観光事業会計の一時借入金が９０億円にもなっているなど、市財政の不適切な会計処理が債務を増大させた原因にもなっています。

また、議会による施政チェックが不十分だったことも考えられます。

こうした教訓から、私は第二の夕張にならないために、まず１点としては、国の政策変更で、特別な被害があった自治体は、安易に自治体負担で対策するのではなく、国に責任を求める毅然とした態度が必要だと思います。

２番目に、地方自治体は、リゾート政策や開発政策など、政府の政策に安易にのるのではなく、地域にあった堅実な政策をつくり、遂行する必要があると思います。

３番目に、地方自治体は、地方交付税の削減政策中止を求め、国の制度改変によって、財政困難に陥らないよう、地方財政強化の主張を強める必要があります。

４番目に、第３セクターについては、財政状況、人事その他経営の実態を全面的に公開し、議会がチェックすることが必要であります。

以上４点を考えてみましたが、第二の夕張にならないために、宿毛市の市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

以上で、私の第１回目の質問を終わります。

○副議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、１点でございますが、幡多広域租税債権管理機構の設立についてでございます。

５点ほど質問がございました。

まず、１点目でございますが、その管理機構の設立の要否というふうに承りました。

市税等の自主財源の確保でございますが、本市にとっては、これ最も重要な課題でございまして、浅木議員も先ほどおっしゃられました、非常に収入未済があるというふうなことでございます。

長引く不況で、都会の景気はなかなか田舎の方には回ってきておりません。そういった形で、税収が減少している一方で、滞納額が増加傾向にあります。

こんな状況から、滞納額の縮減は、市町村、県とも緊急の課題でございますので、納税者への啓発でございますとかは、従来から市内の量販店であるとか、支所などに納税を促す立て看板、それから広報「すくも」や、ホームページへの掲載、ＳＷＡＮテレビの行政チャンネルでの広報等を行うなどしまして、納税者に対して、幅広くピーアールを行っているところでございます。

また、徴収につきましては、法的措置を含め、行政としてできる限りのことの対策を講じて、税務課、市民課中心にしまして、職員一丸となって取り組んでいる状況でございます。

前年度より滞納額がふえる結果となっていますが、このままでは市税の滞納額が増加するということが予想されるために、税負担の公平性

と自主財源の確保を図ることを目的としまして、幡多広域市町村圏事務組合に、滞納市町村税等を、広域的、専門的、効率的に徴収する組織として、租税債権の管理に関する機構を設立しようとするものでございます。

機構ができますと、この機構と市町村との役割分担をしまして、効率的な事務処理を行うことができるもの、そういうふうに考えております。

滞納整理は、法的知識だけではなくて、実務的なノウハウが重要でございまして、宿毛市からは、職員１名を租税債権管理機構へ派遣しまして、より優秀な人材育成を図っていくことが大切であるというふうに考えております。

２点目の機構への移管基準でございます。

機構への移管対象者としては、選定するには、一定の目安を考えておりまして、先ほど、浅木議員からは１００人というふうな話を聞いておりました。私は、数はまだ聞いておりません。

この一定の目安と申しますのは、まず長期の滞納者でございます。これは、１年以上の滞納、それから高額滞納者とは、おおむね３０万円以上滞納しているケースを考えております。

それから、悪質滞納者というのはどういうことかということでございますが、納税指導に従わない人。担当職員が、電話や訪問を繰り返しても、全く会えませんで、全く連絡がない人でございます。

それから、納税の約束を何回しても守らないといった、納税意識や誠意が薄弱で、対応に苦慮しているケースを想定しています。

機構への移管の判断としましては、高額、長期、悪質の条件を個々に判断しまして、移す、移管していきたいというふうに考えております。

次に、３点目の悪質滞納者に対しては、本来、宿毛市が法的手段を講ずるべきじゃないかということでございますが、宿毛市におきましても、従来から悪質な滞納者に対しましては、法的な措置は講じております。

差し押さえ件数は、１７年度は１８件ございました。１８年度は６３件の差し押さえをしております。悪質滞納者に対しては、今後とも適正な法的手段を講じてまいる所存でございます。

４点目の減免関係でございますが、生活困窮者にかかる減免につきましては、地方税や宿毛市税条例等の減免規定の中で、その他特別の事情があるものに該当する場合に適用となります。

このその他特別の事情があるものとは、失業等によりまして、当該年の所得が著しく減少した方など、あくまで客観的に見て、担税力を喪失した方を言います。

特に、市民税と国民健康保険税の所得割につきましては、前年所得に対する課税でありますので、こういった方が多く見受けられます。税務相談の中で、制度の説明もしております。減免につきましては、個人個人の預貯金、資産、収入の状況等から、客観的に判断しなきゃならないものというふうに考えております。

５点目の、今回の機構はいつまでやるつもりかということでございますが、本機構は、平成２０年度４月を初年度といたしまして、その後５年間の活動を予定しております。５年後に機構を存続させるか、それとも廃止するのかというふうな見直しを行う予定としております。

次に、公共施設等の安全管理でございます。

るる判例等を紹介をしていただきまして、ご説明もいただきましたが、私ども市管理施設内のいろいろな公共施設がございます。このような施設に関しましては、定期的には、調査点検をしております。

また、今、先ほど浅木議員がおっしゃいましたような、事故が、報道等で起こった場合がございます。ついこの間は、呉市の子どもが、池に落ちて、水難事故に遭って亡くなったという

こともあります。

こういった類似のケースが出た場合は、特にこういった報道がなされて、事故があったよということで、庁議でも申し上げまして、定期点検のほかに、こういったことがないかどうか、再確認をするようにというふうなことを、指示をしております。

そういった形で、定期の調査点検のほかに、ほかで事故が起こった場合は、そういったものについて、ぜひ再点検を促しております。

そういった、もちろんお子さん方、また市民の方々が、市の公共施設の管理不備でけがをされたりということがないようにということは、十分気をつけておるつもりでございます。

また、市民の方々から、そういったものが通告が来ました場合には、そこに行って点検をするというふうな措置もしておりますし、台風等でがけ崩れ、ちょっとありましたときにも、必要ならば通行どめしたり、柵を張ったり、その場その場に応じた対応をとって、市民の方々が安全に暮らせるような、措置はとっておるつもりでございます。

それでもまだ、ここが足りんぞというふうな話がございましたら、また地域の人々から、たくさんの情報寄せられるというふうなことではないかなというふうに思っております。

近ごろの判例を見ますと、非常に公共的な事故がありましたときは、被害者さんの方に、今いう、有利という言葉を使っていいかどうかわかりませんが、そういった判例が多く出ているということは、承知はしております。

そういった形で、やっぱり被害者の保護というものは、大切なことではないかなというふうなことを思います。

それよりも増して、我々は市民の安全を守る意味から、公共施設の安全点検というのは、きちんとしていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、次に妊婦の健康診査の公費負担の件でございますが、私は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長、長ったらしい名前の課長通達が来ております。

これについてコメントを申し上げますと、公費負担数の考え方というのがございまして、少しおかしいんじゃないかと思う通達でございますが、公費負担についても、１４回程度行われることが望ましいこと、望ましいと考えられることというふうな１項目があります。

その次に、財政厳しい折、１の公費負担が困難な場合、５回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられることというふうな文書になっております。

１４回行われることが望ましいといって、また５回程度の公費負担が原則というふうな形でございます。ちょっと、その面はおかしな通達だなという感じはいたします。ただ、原則５回という言葉を出しておりますが、私自身も、少子高齢化の中で、妊婦の方々に公費で全部負担してあげられるにこしたことはない。

それから、厚生労働省は、こういった通達を出す以上は、厚生労働省からそれに見合う公費負担を、できるだけの国の助成というものがあってしかるべきということでございますが、この通達の中には、何らそれがうたわれておりません。

そういったことで、ちょっと中途半端な通達じゃないかなというふうなことを、私は思っております。

それから、次に、県の中では、公費負担の実施状況でございます。

妊婦の健康診査を５回、今年度実施しておりますのは、県下で８市町村。４回を実施している市町村が、１。２６市町村が２回の実施となっております。

それから、来年度の方針でございますが、新たに４市町村が５回の公費負担をするということで、１２市町村が５回をする。

それから、宿毛市は、現在検討中でございまして、ちょっと予算の要求の話がまだでございますが、今、我々宿毛市を含めた２０市町村が検討中でございます。

それから、来年度も５回は実施しないよといってますのが、３町村という状況でございます。

妊婦の健康診査でございますから、やっぱり胎児の健やかな成長と、妊婦の健康管理の向上ということであります。私ども執行部といたしましても、原則５回の公費負担、ほかの市町村にあわせた形で取り組んではまいりたいと思っております。

ただ、まだ予算要求の段階ではございません。

ちなみに、１９年度での予算額を、妊婦健康調査の公費負担の２回実施したとして、予算額は２５０万でございます。来年度、公費負担５回を実施したといたしますと、３５６万の予算が計上されなきゃいけないというふうなことでございますので、やはり少子高齢化の折に、妊婦さんの健康診査を公費でする。本来なら、厚生労働省から１４回分の補助、助成をもらってやるべき話かなというふうなことは思っております。

次に、夕張市の話がたくさん出ました。夕張市のことをるるご説明していただきました。私もいろいろ、今初めて聞くような話もございました。

まず、一言言っておきますのは、私は、夕張市のようにならないようにというふうなことでは、指示もしておりませんし、私自身、そういうふうな言葉を使ったことはございません。

ただ、財政的に非常に大変でございますということは、何回も、この場でも言わせていただいております。

夕張市そのものも、余り存じ上げておりませんし、夕張メロンで有名、炭鉱で有名だったというところでございます。

それから、新聞報道で、多額債務を抱えて、財政再建団体になったということは存じておりますが、その中身について、私はその夕張市の中身、細部の状況というものは存じ上げておりませんが、私自身は、宿毛市のことで手いっぱいでございます。宿毛市が財政再建団体にならないようにという努力は、これからもしていかなきゃいけないし、行政改革の集中プランで、そういったプランを実行していって、また議会の方でもチェックもしていただかなきゃいけない。

そういったことで、少しずつ、今までの債務を返していきながら、むだのない行政をしていくのが、自分に課せられた課題だというふうに思っております。

決して、夕張市にならないようにというふうな言葉を使って、財政を、お金を余り使わんようにとか、負担が少なくなるようにとか、そういったふうな言葉は、使ったような覚えはございませんし、これからも、職員に対しても、そういう言葉というのは、やはりよくないということは指導してまいりたいし、恐らく職員も使ってないんじゃないかなとは思いますが。

こういったことで、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君）　５番浅木　敏君。

○５番（浅木　敏君）　５番、再質問をいたします。

質問の前に、先ほどの私の発言の中で、一部訂正させていただきます。

「新たな徴税機構はつくるべきではないと考え、議案の撤回を求めます」といったくだりにつきましては、「ないと考え、議案に反対しま

す」というふうに、表現をかえます。

まず、幡多広域租税管理機構の設立についてでありますが、これについての答弁がございました。現実に、宿毛市の自主財源を確保するために、納税率をどう向上させるかという面は、共通した考え方ではあるとは思います。しかし、その納税の進め方について、違いがあるわけでございます。

あくまでも、私は市の税務課を中心にして、本人の事情をよくわかっている人が説明に行き、そして納税をきちっとしてもらうようにする、こういうことが原則であります。

そういった面で、いろいろな努力をして、先ほど市長がお話のありました、悪質なものに対しては、そら法的手段もやむを得んかと思います。

最近でも、安芸市で法的手段をとったというふうな報道がされております。払える能力があるのに、払わない。これは、確かに不公平という言葉にもなろうかと思いますが、実際に払えない人もおるということも、承知すべきではないかと思います。

それと、昨年度の法的手段について、前年度よりもふえたということでございますが、私の聞いておりましたのは、一般的に預貯金の差し押さえが多かったというふうに聞いているんですが、前年度の分について、もしわかれば、どういう形での差し押さえがあったのか、そういうものについてお聞きいたします。

それと、移管対象者の中身ですが、高額が３０万円ということですが、これは恐らく、その年度だけではなしに、滞納額がかさんで３０万円になった人もあるかと思うわけです。そういった面で、その家庭の財政状況により、３０万円が非常に負担になっている部分もあるかと思うわけです。そういったものを機構の方へ移して、無理に取り立てていくということについては、私は、これは非常に困難なのではないかと思います。あくまでも悪質滞納者に限るべきだと考えるわけでございます。

次に、公共施設の安全管理についてですが、これについては、市長の方から、私の指摘したような方向で実行もしていくし、今後もやっていくというふうな答弁がございました。

市民の生活を守っていくということと同時に、やはりこういう、今、市長もお話がありました、被害に遭った人を救済するという考え方が、今、広く定着してきつつあるという状況の中から、市の財政を、大幅な支出をしての救済に出る前に、やはり財政厳しくとも、必要な箇所については、早いうちに危険な状況を排除するという考え方が必要であります。

そういった面で、不安全な部分、情報が入った部分については、早い時期に修理その他の対応するということが必要なわけであります。

それから、妊婦の健康診査についてですが、市長は、この通達が少しおかしいと言われました。確かにおかしいといえばおかしいわけですね。望ましいのは１４回だけど、公費負担は5回ですよという、そういうふうに私は受け取っています。

１４回全部公費負担でやれればいいけど、今の財政事情から言うたら、5回程度しかできんのじゃないかというふうな文書の書き方と、読み取るわけでございます。

そういった面で、しかし、この１４回も、人によれば、もっと回数が必要なと。厚生省通達は１４回ですが、もっと必要なという人もおりますが、厚生省通達は、望ましいのは１４回と。そのうち、5回については公費負担、こういう方向でやるべきではないかということでございます。

これとの関係で、市長もご存じのように、先般、奈良県で周産期に入った妊婦が、なかなか

受け入れてくれる病院がないままに、以前には妊婦が死亡した。今回の場合は、死産というふうになっているわけでございます。

この内容につきましても、今回の部分につきましては、６カ月になってたということではございますが、妊婦健診を受けてなかったというふうにも聞いているわけでございます。きちっとした妊婦健診を受けておれば、こういった事態が防げたのではないかと思います。

医療体制の問題は、また別な角度からの、いつか議論にしたいと思いますが、医療体制の問題ではなしに、やはり妊婦健診をして、早目に流産の危険性があると、そういう医師の判断があれば、それなりの対応をしていたはずでございます。

本人の考え方の問題か、それとも働く職場の問題か、いろいろ経済的な問題か、あろうかと思いますが、やはり、せめて経済的な問題から見ても、５回程度の公費負担を実施するということであれば、こういうものが防げるのではないかと。また、そういう制度をつくって、こういう制度があるので、健やかな出産をするためには、妊婦健診を受けてくださいというふうに進めるべきではないかと思います。

財政厳しい中でという、何となく市長の話が消極的なようにも聞こえるわけでございますが、やはり、先ほど中平議員とのやり取りの中でも、子育て支援、そしてまた子どもを多くしていく。若い世帯をふやしていく、こういった面から、妊婦健康診査、これについて、宿毛としても真剣に考えていただきたいと。

他の市町村では、この実施に基づき、既に実施しているところが、先ほどご紹介いただきましたようにあるわけです。そのほかも検討中ということで、宿毛も検討中の中へ入っているのかとは思いますが、ぜひとも実施する方向で、検討をお願いしたい、こう思うわけでございます。

それから、夕張市問題について、私が提起いたしましたのは、夕張市の問題を宿毛の市長に解決つけてくれと言うても、それはできませんことですので、やはり夕張市の現状、これをわかってもらう中で、先ほど市長、お話いただきましたように、安易にこういう言葉を使わないようにということで、提起したわけでございますので、市長自身も使わないと。そしてまた、職員にも、こういう安易な使い方をしないようにしていくということですので、そういう方向でのご指導をお願いしたいと思います。

なお、私が第１回目の質問の後段で述べましたように、やはり財政再建団体になっていかないためには、いろいろな面で、国の進める開発等、そういった単なるブームにのって、財政出動、こういうものをしたつけは多くなってくるという面がありますので、こういった面については、各市町村が実施しておりますように、それぞれ独自の経済発展政策、こういったものを考えていくべきではないかと思います。

以上で再質問を終わります。

○副議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、納税の進め方でございます。浅木議員のおっしゃることにつきましては、税務課の職員等、皆さんやっぱり、それぞれの実情がございますということで、それぞれの皆さんの実情を把握しながら、何度も何度も足を運んだりして、努力をしているつもりでございます。

決して市民の皆さんの実情が、わけわからないで、昔の悪代官みたいな取り立てをしているつもりはございませんし、また、所得の少ない方に対しましては、減免の規定もございます。そういったことも説明しているつもりでございますので、税務課の職員としては、それぞれ皆

さん、やっぱり市民でございますから、困ったときには、困った人に対しては、こういう方法がある、ああいう方法があるといったことも説明しながら、回っているところでございますので、ここのところはご理解を願いたいと思います。

安芸市の法的手段というのは、恐らくは車のわっかを買って、その車に、動けないようにしたとか、そういう部分だろうと思います。そこまでするかどうかにつきましては、ちょっと判断をしかねるところもございますが、法的にできるものについては、税務課の職員も、余り市民の方と険悪な仲にならない形での取り扱いは、しているつもりでございます。そこのところもご理解を願いたいと思います。

それから、差し押さえの形ですが、これについては、件数が幾らあったということは申し上げましたが、どういった形でやっているかについては、税務課長の方から、後で答えさせていただきます。

それから、移管の対象者でございますが、これはやはり悪質であるとか、長期とか、納税が高いとか、滞納が高額であるとか、そういうものを、やはり個々の、先ほど、私が答弁したと思います。個々の事例に応じた形で判断していくというふうに申し上げたつもりでございますが、そういった三悪のような形をとっておりますが、それぞれ個々に、いろいろな問題があると思います。その問題を把握した上で、移管対象にするかどうかということをやっていくつもりでございますので、そこのところもご理解願いたいと思います。

それから、妊婦の健康診査につきましては、先ほど、私、答弁でやる方向で検討したいということを申し上げておりますし、厚生省からも、やはり１４回やるのが適当であるということは、公費負担でやることが適当であると、適切であるというふうな言葉ですから、できれば厚生省、労働省にもそういった通達を出すんであれば、裏づけ的なものを、我々の方によこしていただいて、本当に妊婦の健康に留意をしたい。

我々は、そういうふうにしたいわけでございますので、ただ、財政的なものがあるから、原則５回というふうな通達になっております。

だから、厚生省が本当にそういうことを考えているんであれば、その１４回分の公費負担の国費を、やはりつけてくれるのが本当じゃないかなというふうなことを申し上げたわけでございますし、できるだけのことは、妊婦さんとか子どもの教育、赤ちゃんから、先ほど、中平議員の質問にも、やはり保育園の問題も出ました。

そういったところまで、ずっと我々、考えていかなきゃいけないし、できるだけことはしたいというふうなことも思っております。

それから、財政再建団体ということでございますと、これは、我々やっぱり地方として、都会と地方の格差が、非常に三位一体改革で生じております。こういったものを、やはり受けとめた上で、宿毛市としてどれだけ頑張っていくかということが、我々に課された使命でございますので、どうか皆様も、ご協力をぜひお願いをしまして、むだのない行政を進めていくというふうなことでございます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君）　税務課長。

○税務課長（美濃部　勇君）　税務課長、５番、浅木議員の再質問にお答えいたします。

平成１８年度差し押さえといたしましては、６３件実施しております。その内訳といたしまして、預貯金２８件、所得税還付金１２件、簡易保険６件、生命保険４件、特別療養費４件、給与５件、年金２件、不動産２件、以上６３件の件数の内訳でございます。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君）　５番浅木　敏君。

○５番（浅木　敏君）　５番、再質問をいたします。

先ほど、徴税機構の問題、市長からの説明はわかりましたが、私は特に、１回目の質問で求めました４番目の問題ですね。国保税の問題です。

国保税については、特に悪質な対象者以外は、委託から外すように求めるということを言いましたが、やはりこれにつきましては、国保税滞納によって、本人は、病院も、行くにもなかなか行けないというような状況になっているという部分もありますので、こういう部分については、先ほど市長が言うた、いよいよ悪質なもの以外については、移管することのないようにしてもらいたい。

特に、政府の方では、保険証を取り上げる、こういうペナルティーを加えることによって、短期保険証にする、そしてまた資格証明にする、こういったことで国保税を引き上げるように、納入を引き上げるようにしてきたわけですが、これに加えて、国民年金を払ってないから、この人まで国民健康保険証を取り上げるという、そういう制度さえつくったわけですね。

幸いにして、高知県でも、市長会でこういうものはいかんということは確認されたということですので、政府の方としても、やはり問題を、住民への負担を押しつけているという現状にあるわけです。

こういったことから、この国保税滞納者についての移管については、慎重にしていただきたいと。

それと、公共施設の安全管理について、それについて、市の部分の一つひとつを言えば果てしないですが、やはり、私も森林管理署で勤務中に、道路ののりがしらの松の木が落ちてきて、車に当たりそうになったとか、また、よそでは事故があったということもあるわけです。

今、どこでも山林にマツクイムシが入って、大きな松が枯れつつあります。これがいつの日か、倒木となって落下してくるわけでございます。

そういった面で、私が勤務しておりました職場でも、のりがしらにある危険なものについては、除去して、特に国の管理する林道上での被害を発生させないように取り組んできたわけでございます。

宿毛市の市道についても、のりがしらにマツクイムシによって枯らされた木が、いつ落ちるかもわからんような部分もあるのではないかと。そういうものについては、やはりきちっと掌握して、必要な措置をとる必要があると。

これは１つの例でございますけれども、こういうふうに、だれから見ても、あの木が落ちて、枯れ木が落ちてきたら大けがをするよ、危ないよと判断されるものを残しておった場合には、やはり管理責任が問われるというふうになってきますので、そういう場合には、市と地権者が話し合って、危険な状態を回避するようにするべきではないかと。これは１つの例ですが、そういう意味も含めて、今後の管理について、さらなる対応を求めたいと思います。

以上です。

○副議長（寺田公一君）　市長。

○市長（中西清二君）　市長、浅木議員の再質問ですが、質問の、どういう答えをしていいのか、ちょっとわからない部分がありますけれども。

国保税の滞納者で、病院にかかれないとか、そういうものについては、やっぱり、体の弱い人は病院にかかるのは、これは当然の権利でございますから、この部分については、先ほど申しましたように、個々の状況に応じた判断を、やっぱりしなきゃいけない。しているつもりで

はございますが、困難者については、また窓口でいろんな説明もしていただきたいし、また、担当の者がお家の方へ伺ったときにも、そういったことを説明していただきたいと思います。

また、年金の不払い者と、保険証の取り上げの話なんですが、これは、私どもは、市長会にはかる前に、もう幹部会の方で既に、こういったことを、全然法律体系が違うものについて、こっちで罰則規定をするというのは話にならないということで、実施をしないということを、既にもう決めております。

その関係で、先日、市長会での新聞記事が出ましたけれども、あれは議題に出たところの市長さんのお話だけ出ておりますが、その前に、もう宿毛市では既に実施しないと決めておりますということで、市長会の中で表明をさせていただいております。

そういったことで、歩調をあわせようということで、県の市長会として、ああいう決定をしたということでございます。

それから、公共施設の安全管理につきましては、一例が挙げられましたけれども、これはもう、既に我々職員としても、みんなわかっている話でございまして、木が落ちてグラグラ、市道をふさぐ。そこを通っている車がいたら、これは車が壊れる。そしたら、市道の管理が悪いじゃないかということは、言われる恐れは多分にございます。

だから、公共施設の管理問題につきましては、先ほど、一番最初に申し上げました、やはり市民の方々の通報というふうなものにつきましても、それは尊重して、現場に行ってみるというふうな体制もとっておりますので、裁判沙汰にならない。そして、市民の方に危害が加わらないということを、事前にやらなきゃいけない、このように思っています。

以上でございます。

○副議長（寺田公一君）　５番浅木　敏君。

○５番（浅木　敏君）　ただいま、市長から答弁いただきましたが、国保税等の問題については、市民のそういう状況も把握して考えていくという、また、市長会に出した部分についても、宿毛市としては、こういうものについては、年金を払ってないから取り上げると、保険証を取り上げるということには、早いうちから反対という確認だったということですので、市民の暮らしを守るということで、今後とも対応していただきたいと思います。

それから、安全対策につきましては、一例を挙げたわけでございますが、やはりこういったことがないように、やっていただくということでございますので、それを受けまして、私の再質問は終わります。

○副議長（寺田公一君）　おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（寺田公一君）　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後　３時４４分　延会

平成１９年
第３回宿毛市議会定例会会議録第３号

１　議事日程

第７日（平成１９年９月１１日　火曜日）

午前１０時　開議

第１　一般質問

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程追加　議案第３５号　平成１９年度宿毛市一般会計補正予算について

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１６名）

１番	今城誠司君	２番	岡﨑利久君
３番	野々下昌文君	４番	松浦英夫君
５番	浅木　敏君	６番	中平富宏君
７番	有田都子君	８番	浦尻和伸君
９番	寺田公一君	１０番	宮本有二君
１１番	濵田陸紀君	１２番	西郷典生君
１３番	山本幸雄君	１４番	中川　貢君
１５番	西村六男君	１６番	岡崎　求君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

な　し

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	夕部政明君
次長	岩本昌彦君
議事係長	岩村研治君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	西野秋美君
収入役	中上晋助君
企画課長	岡本公文君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君

税務課長	美濃部　勇	君
会計課長	安澤　伸一	君
保健介護課長	三本　義男	君
環境課長	岩本　克記	君
人権推進課長	土居　利充	君
産業振興課長	茨木　隆	君
商工観光課長	立田　明	君
建設課長	豊島　裕一	君
福祉事務所長	沢田　清隆	君
上下水道課長	頼田　達彦	君
教育委員長	奥谷　力郎	君
教育長	岡松　泰	君
教育次長兼学校教育課長	小島　正樹	君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	有田　修大	君
学校給食センター所長	小野　正二	君
千寿園長	村中　純	君
選挙管理委員会事務局長	野口　孝夫	君

ーーーーー・・ーーーーー・・ーーーーー

午前１０時００分　開議

○議長（宮本有二君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

７番有田都子君。

○７番（有田都子君）　おはようございます。７番、一般質問をいたします。

この４月、避けては通れない選挙という橋を、温かい心の手を重ねていただき、私の背中をそっと押し、渡していただきましたことへの、市民の皆様への感謝を胸に、今、ここに立たせていただいております。

本日の一般質問者は私１人。私が議員としての道を歩いてきた中で、初めての形となりました。胸の鼓動が、マイクを壊さなければと案じております。

質問に入らせていただきます。

今回の質問事項は、１度、２度出させていただいた件が大半ではありますが、質問への意図への重さ、繰り返すことの必要性の、私の心に占める位置の高さをご理解いただきますこと、お願い申し上げます。

質問１点目、四国８８カ所遍路文化の世界遺産化運動につながる質問としての、宿毛遍路道ウォーキングについて、市長のお考えをお聞きいたします。

四国四県がしっかりと手を握り合い、各地域の活性化のために、薄れいく心の再生のために、等々の目的を掲げて、今、四国遍路文化をユネスコ世界遺産へとの動きが、種々の段階、霊場会、大学研究所、住民の間で静かな中にも熱く、ますますの高まりを見せてきております。

４県が共同で、ことし１月、世界遺産の国内候補を載せる暫定リストへの１回目の提案をし、本年度も１２月２８日期限の暫定リストへの再提案を目指しており、目下資料整理を急いでいる状態にあります。

当宿毛市においても、行政、市民ともに古い遍路道の整備、案内板の予算化、清掃活動、お接待、種々のイベントへの協力など、世界遺産への認識の深まりと、実行が数多く見られるようになりました。

１１月には、宿毛市も共催のトレッキングあいなんと銘打っての遍路道ウォーキングが実施されます。

このように、遺産化へ向けての前向きの流れの中、宿毛市民のみを対象とした宿毛遍路道ウォーキングを計画してはと、提案させていただきたいと思います。

遍路道を知るための市民講座的意味と、知ることにより、お遍路さんへの道案内をさせていただくというお接待の意味、市民の世界遺産化への熱意、意識の高揚を図る意味などからも、宿毛に存在する唯一の札所、延光寺を出発点として、歩き遍路道をたどっていく宿毛遍路道ウォーキングの計画をご検討いただけたらと思います。

終点をどこにするかということに始まり、ウォーキングの細部に至っては、さきにゆだねる形になるでしょうが、ぜひこの計画を前向きにお考えいただきたいと存じます。お答えを求めます。

２点目、地球温暖化対策について、お聞きいたします。

世界のエネルギーの９０パーセント以上が、化石燃料によって賄われ、その燃焼に伴う二酸化炭素の発生が、温室のガラスのように、地球をすっぽり囲む状況により、地球温暖化をもたらす。この地球温暖化の問題は、単に気温の上昇にとどまらず、海面水位の上昇、台風の大型化等々、数多くの問題を伴うゆえに、今世紀、人間に突きつけられた最も大きな課題であると

いわれています。

人間が科学技術によって命を延ばし、便利さを極限まで高めていった２０世紀、その結果、資源が消費され、環境が荒廃し、人間自体が損なわれかねない状況に陥ってしまっているのです。そして、また温暖化の影響は、我々自身よりも、将来の世代、子どもや孫たちに、より大きな影響があらわれてくるといわれます。

しかし、幸いなことに、人間のつくり上げたこの問題を、人間の手によって解決していこうという意識の高まりが、未来の子どもたちに灼熱地獄の地球を残してはいけないとの思いを胸に、温暖化対策への動きが、地球規模で高まっております。

確かに、この課題は地球規模で取り組むべき重要な問題ではありましょう。しかし一方、地球に住む人間の、まず１人から、炭酸ガスの削減のために、まずできることから取り組むべき課題であることも、また事実であるはずです。

過去、市庁舎の温暖化対策について質問をいたしました折、市庁舎の温暖化対策、市民への啓発等の取り組みを把握させていただきましたし、その後もご努力されていることは承知しております。

今、さらにこの課題を重く受けとめられて、庁舎外の事業体等の協力も含めて、市民の一人ひとりへの耐えざる啓発を含め、地球温暖化対策、炭酸ガス削減へのための強い行動を起こしていく、リード的立場をとっていただきたいと願うものです。

今後、市内全域における温暖化対策として、どう動いていくのか、施策と市長のお考えをお尋ねします。

さらに、教育長より、この温暖化への思い、教育の場における温暖化対策について、お伝えいただければと存じます。

続いて、３点目、子ども議会についてお尋ねします。

広がる経済的格差、政治家たちのモラルの低下、不祥事、大人から子どもへの許されざる行為。命の軽視、家庭力の低下、地球環境悪化、絶えざる紛争、フリーター、ホームレス、ネットカフェ難民等々、大人たちの悲しき陰は、子どもたちの目に今、どう映り、どのような思いを胸にしているのでありましょうか。

今、大人たちは子どもたちの思いを、声をしっかりと受け取り、反省のよすがとしなければならない、待ったなしのときにあると思います。

そして、その声を聞く機会、場の設定の数には、多過ぎるという言葉は不要であると考えます。

平成１３年第２回定例会において、子ども議会、女性議会への取り組みについて質問を出させていただいて以後、今日までに、同年１１月には、この議場にての中学生による子ども議会が、１５年７月と１７年２月には、行政と女性団体の代表者との懇談会がもたれております。

また、小学生については、市長が学校の方へ出向いていかれ、生徒とのお話の会を持っていただいているという流れを、承知しております。

今回、提案させていただきました点は、この議場にての中学生による第２回の子ども議会の実施についてであります。

１回目の実施から５年ほど経ているという状況。１回目質問時、行政より議場にて、中学生が思いを発表するということは、１つの貴重な経験として、心に残る意味ある企画と思われるので、続けていきたい旨の答弁をいただいている点等を考えるとき、毎年は無理であっても、中学生による議場にての意見発表という子ども議会を、絶やすことなく定着させていくことは、教育的見地からも大切なことであると思います。

今年度中か来年度初期の近々のうちの実施を求めたいと思いますが、教育長のお考えをお聞

かせください。

４点目、運動会の開催時期について、２点目の地球温暖化対策についての質問より、水を引く意図にて質問させていただきます。

大阪府高槻高校体育祭、３２人熱中症、追手前高、西高体育祭、水、塩で慎重対応、高知市台風でフェーン現象、気温１１５年ぶり更新、３６．９度等、地球温暖化はこれまでの気象が通用しない厳しい暑さを夏にもたらし、さらにその暑さは長期化するということが、予測されていたことが実証されるようなニュースが飛び込んでくるこの９月の日々、この状況の中、各小中学校の運動会の実施日が、年々早くなっており、９月中にはほとんど終了してしまうという点に、今、少なからぬ不安と疑問を覚えます。

批判的観点からの提案ではありませんが、この時期というものに対して、今一度、検討してほしいと願われます。

授業時間、数多くの各種の文化的、体育的行事と、カリキュラム作成については、細部にわたっての配慮から決定作成されていることは、理解できます。しかし、児童・生徒全員参加の、しかも体育て、心育ての大切な行事、運動会が、その練習も含めて、酷暑の中で、また夏期休暇後の近々の時期に実施されるという点については、避ける方向性を考える必要があるのではと思います。

本年度の変更は不可能でありましょうし、十分な熱中症対策をとる中での実施という形になるかとは思いますが、今後に向けて、真摯なるご検討がいただけたらと存じます。

教育長のお考えをお聞かせください。

以上で１回目の質問を終わります。

〇議長（宮本有二君）　市長。

〇市長（中西清二君）　市長、おはようございます。

有田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に宿毛遍路道のウォーキングの実施でございます。

先ほど来、有田議員の四国遍路道を世界遺産にという熱意というものが、非常に感じられるご質問内容でございました。

四国遍路道を世界遺産にということで、四国各県の商工会議所関係、それから婦人部ですか、そういった方々。そしてまた、経済界もいろいろ一緒になって、こういった取り組みを、ぜひということで意見が一致しておりますし、私どもも、四国西南サミットでの市長会のときに、やはりほかの市長さん方も、そういうことには賛成であるということで、行政としても取り組んでいるというふうなことも聞いておりますし、これは、この四国遍路道が世界遺産への登録ということになれば、また市民、県民の皆様方が、いろいろな遍路道についてのお接待の心とか、今、有田議員がおっしゃったようなことが、非常に、四国全体として、盛り上がるんじゃないか。非常にすばらしいことになるというふうに、私も思っております。

その中での一部をなす、我々宿毛の遍路道でございますが、古い、いわゆる遍路道、恐らく国道とか、大きな道路がなかった時代からの道だろうと思いますが、これについての啓発の意味も込めてのウォーキング大会実施でございます。

宿毛市におきましても、先ほど、ちょっと有田議員のお話の中にもありました、１７年度から愛南町、宇和島市との共催事業で、トレッキング・ザ・空海あいなんと称しまして、宿毛市から宇和島市までの遍路道を利用したウォーキング等の事業を実施しておるところでございます。

ただ、過去２回は、ちょうど我々の行事とぶつかったりしまして、行政の方が、余りお手伝いができなかった部分がございます。

ことしは１１月にやるということで、全面的なお手伝いしていくということにしております。

このトレッキング・ザ・空海あいなんにも、宿毛市民の方々が、今までずっと多くの参加をしていただいておるわけでございます。

最近は、やはり歩きお遍路さんですか、車ばっかりじゃなくて、本当に８８カ所を歩きながら巡礼をする方々が、国道等でも多く見受けられます。

宿毛市内のちょっとしたところでも、休んでおられるというふうなお姿も、よく見かけているのが現状でございます。

このようなことで、先だっては、宿毛の市民有志が、あれはたしか６月だったと思いますが、延光寺から中山に抜ける遍路道の清掃活動を行っていただきました。

より多くの巡礼者の皆様が、利用できる状況に整備をしていただいているところでございます。

昔の道を、少しずつ、少しずつこうやって清掃したり、草を刈ったりというふうなことを、宿毛の市民の有志の方々が、こういった取り組みをしていただいていることに対しましては、私ども感謝を申し上げたいところでございます。

行政、市としましても、案内板の設置であるとか、遍路道を記載した地図であるとか、案内ステッカーの掲示等によりまして、市民へのピーアールとか、巡礼者への情報提供も推進していかなきゃいけないということで、既に予算化して取り組んでいるものもございます。

また、先ほどのお話の中で、１１月の中旬には、これはＮＰＯ法人の宿毛市体育協会で、市内から松尾峠までのハイキングでございます。

ご提案の延光寺から松尾峠までのハイキング計画でございますが、大変、よいご提案と思っております。ただ、距離がちょっと長いということと、それから、時間の配分であるとか、やっぱり交通の安全面、全部が全部、山のような遍路、古い遍路道を通るわけではございませんので、ちょっとその交通の安全面とか、いろいろな配慮をしなきゃいけないもの。それから、関係団体と協議をしなきゃいけないことがたくさんあろうかと思います。少し、こういったことが実現できるように、今後、関係団体とも話し合いをしながら、実現の方向で協議をしてまいりたいと思います。

実現できれば、非常にいいんですが、先ほど申しましたような課題があるということを、ご承知おき願いたいというふうに思います。

次に、地球温暖化対策でございます。非常に、これは大きな問題で、これは地球市民が、全員が取り組んでいかなきゃいけない。宿毛市だけがということではなくて、宿毛市もやっていかなきゃいけないというふうな問題でございまして、私どもの認識しているところを、ちょっと申し上げさせていただきますと、今回、発表されました気候変動に関する政府間パネル、これはＩＰＣＣと称してますが、第４次の評価報告書では、近年、気象変化における人為的原因が再確認され、同時に、地球規模での雪氷圏における変化などは、予想以上に早く進みつつあることが確認された。

さらに、このままのペースで排出を続けると、人類は、これまで体験したことのない温暖化の時代に突入すると。

限りある自然の吸収力を考えますと、温室効果ガスの排出を、現在の半分以下にまで削減しないと、気候は安定化しないともいわれております。

地球温暖化の仕組みは、人間活動の拡大により、大量の温室効果ガスを大気中へ排出したことによって、温室効果作用が強まり、地球が過度に温暖化しているものと、そのように認識もしておりますし、いろいろなところでも話され

ております。

温暖化を防ぐには、ＣＯ$_2$の削減と同時に、強力な温室効果ガスであるフロン類を回収して、大気中への排出を防ぐことが重要となっております。

市民の一人ひとりが、二酸化炭素の排出を減量して、私たちにできるごみ減量のための４Ｒへの取り組みを初めといたしまして、アイドリングストップなど、経済速度を守るといったエコドライブ、こういったことを実施する。待機電力を９０パーセントぐらい削減する等のことを、実施する必要があろうと、そういうふうに思います。

企業におきましても、ＩＳＯ１４００１、これはＩＳＯ国際標準化機構の１４００１の認可を取得するというふうな努力をしていただいております。

ただ、このＩＳＯの１４００１取得については、非常にお金もかかりますということで、今、景気が余りよくないというところから、最近では、エコアクション２１という、比較的安価なプログラムを取得している企業が、市内に見受けられます。

しかし、地球温暖化防止は、国際的な緊急課題でございます。環境省から配布されるパンフレット等も活用をしながら、企業への啓発にも努めさせていただきたいというふうに思います。

また、ことし１０月７日の市民祭のふれあいまつりにおきましては、環境コーナーを例年どおり設置をいたしまして、マイバッグの配布を初めとして、地球温暖化防止に向けた小学生向けのプログラムをふやすなどしまして、いろいろ工夫しながら、市民への啓発ということに努めてまいりたいと、このように思っております。

この温暖化防止につきましては、有田議員おっしゃるとおり、一人ひとりがこういうことを認識していただくことが大切でございますし、可能なことといえば、今すぐできることといえば、ごみの減量化。このごみの減量化につきましては、毎月毎月、環境課を中心にしまして、広報でも市民の方々に訴えているところでございます。

そういったことによって、市民の一人ひとりが、こういった問題について考えを持っていただくということが、大切な取り組みではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　教育長。

○教育長（岡松　泰君）　教育長、有田議員のご質問にお答えをいたします。

地球の温暖化防止に向けての学校の取り組みと、子どもたちに対する啓発、教育についてのご質問でありますが、まず、学校におきましては、使用していない空き教室の電気を切る。それから、用紙の両面利用だとか、リサイクルによるごみの分別等、できる範囲の中で取り組みを実施をしております。

それから、児童・生徒につきましては、地球の環境を考えて、温暖化防止の心を育てる教育につきましては、総合的な学習の中に、環境の分野がありますので、環境に対する関心を深め、環境保護に対する学習の取り組みを実施をしております。

また、理科の教科などでは、科学的な知識を習得するための授業も実施をしておりますし、また、社会科や保健体育などの教科におきましても、関連学習をいたしております。

いろいろな教科で、横断的に、また総合的な扱いが必要な問題であります。

小学校におきましても、中学年で実施をしております社会科見学の中で、ごみの処理施設を見学をしたり、ごみの状況、リサイクルについて、学習を進めるなど、社会科、理科、生活科でも、環境に関する学習を進めております。

学習の取り組み内容につきましては、学校間で違いはありますが、例えば、大島小学校におきましては、廃油を石けんに加工する等、実際にリサイクルや自然環境保護にも取り組んでおりますし、橋上小学校におきましては、山の学習支援事業におきまして、山林の清掃活動や間伐体験等を実施する中で、豊かな森が豊かな海を育てることを、体験学習で学ぶなど、森林環境保全についても、学習をしております。

教育委員会といたしましても、かけがいのない地球を守るために、身近な問題といたしましても、自分たちが住む郷土の自然や環境を守り、大切にする子どもの育成を目指した環境教育を実施をしております。

引き続きまして、将来の宿毛市を担う子どもたちに、議場という独特の雰囲気の中で、将来の夢や希望、意見を発表する機会を提供してはどうかと、そういうことでございますが、市政に関心を持って、市の行政や議会の仕組みについて理解を深めることは、教育面からも、非常に大切なことであり、必要なことだと思っております。

宿毛市におきましても、平成１３年度に、中学生を対象に子ども議会を行っておりますが、議場に出席できる人数は限られておりますし、全員参加ということができないために、その後は市政に対して関心を持ってもらう取り組みの一環といたしまして、市長、教育長がさまざまな行事を通して、子どもたちと交流をいたしております。

平成１８年度には、小筑紫地区、宿毛地区で、水泳記録会に市長が参加をし、子どもたちとの交流を図っておりますし、また、東中学校及び平田小学校では、自分の住んでいる地域や、地方自治への関心を高めることを目的に、市長みずから学校に出向き、授業を行っています。

今年度におきましても、教育長が直接学校に出向き、授業参観を行う等、子どもたちとの交流を図っております。

学校におきましても、小筑紫小学校の３年生が、６月議会の傍聴をする等、市政に関心を持たせるために、学校独自の取り組みも実施をしております。

中学校では、教育課程の履修をしっかりと行い、対外的な体育的行事や文化的行事への参加、職場体験学習等の行事を行っております。

基礎学力の定着と、学力向上のための時間確保や、行事の参加に伴う練習時間や職場体験等の体験学習を行うための事前、事後の学習の時間などは、各学校で時間確保に苦慮しながら、計画を立てて、児童・生徒の健全育成のために、日々教育活動を行っております。

このような状況ではありますが、あらゆる機会を通じて、将来の宿毛市を担う子どもたちの要望、意見を市政に反映させるとともに、市の行政や議会の仕組みについて、理解を深めてもらうように努めてまいりたいと思っております。

今後は、学校の計画やニーズを把握して、校長会等で話し合いを進めながら、検討をしてまいります。

先ほど、学校におきまして、小筑紫中学校の３年生が、６月の議会の傍聴をしたということですね。小筑紫小学校と申しましたが、小筑紫中学校の３年生が、６月議会を傍聴したということに訂正をさせてください。

最後に、運動会の開催が早くなっていることについてでありますが、大変、議員が申しましたように、酷暑の年といわれておりまして、その中で、宿毛市の今年度の運動会の開催期日は、中学校は主に９月の第３日曜、それから小学校が主に第４日曜に実施するようになっております。

このように、９月じゅうに運動会を行うようになったのは、１０数年以上も前からのことで

ありますが、その理由といたしましては、議員もおっしゃられましたように、２学期には学校行事や、対外の文化的、体育的な行事が多いことが挙げられております。

運動会実施後は、陸上大会、小学校においては陸上記録会ですが、音楽祭や市、郡、県展への作品づくり、マラソン大会等に向けての準備もありまして、少しでも児童・生徒の負担を軽減をして、学校行事を順調に、ゆとりを持って進める中で、運動会を、そういう進める上で、運動会を早める必要があったのではないかと考えられます。

各学校の熱中症への対策といたしましては、教職員に対しましては、熱中症への予防方法や、緊急措置の徹底を図っております。児童・生徒には、屋外で活動をするときには、帽子を着用したり、水筒を持参するなど、水分を十分補給すること、休息を十分とることなど、日常の生活、保健指導とともに、保健だよりの配布、学級での指導を通じて、予防を周知をしております。

また、緊急な場合におきましては、氷の準備や、それからいろいろな保温・冷却、そういうパック等の準備をしている学校もあります。

学校では、できる限り、熱中症に対する予防とか、対策を講じる中、児童・生徒の健康、体調管理に十分注意をしながら、運動会の練習を行っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本有二君）　７番有田都子君。

○７番（有田都子君）　７番、再質問をいたします。

再質問の前に、訂正箇所ありまして、申し上げさせていただきます。

先ほど、CO_2、二酸化炭素を炭酸ガスと申し述べましたことの訂正をさせていただきます。

４点にわたります質問に対して、ご丁寧なるご答弁、ありがとうございました。

１点目、宿毛遍路道、宿毛における遍路道のウォーキングにつきましては、前向きに検討していただけるお答えをいただきましたので、あえて再質問はいたしませんが、少し私のこの５月に訪れました四国一国を、私も回ってまいりましたけれども、机上の空論だけではいけない、私も商工会女性会の一員でもあり、この運動に力を注いでいる者として、この連休、四国一国を回ってまいりましたが、最初の霊場、霊山寺の中で強く感じたことは、本当に若者が、この四国遍路に多く歩いていこうと決心しているということ。

その中で、私は、このときの目的に、できるだけ多くの方にインタビューというしゃれたことは言いませんけれども、お話をお聞きしてまいりました。

父親が全く家庭を顧みずに、家庭崩壊の寸前のとき、その父親が、あるとき、ふと思いついて四国遍路をした。その結果、帰ってきたときの様変わりに、家庭の崩壊が救われた。これは何なんだろう、とその思いから、若い、２３歳の女性でしたが、歩いてみよう。

また、非常にこの社会に対して苛立ちを持っている。だれかにこの苛立ちがあたりそうである。そのために、私はその気持ちを薬に逃れるのではなく、そして暴力に逃れるのでなく、この道に救いを求めた等々、本当に若者の、その道が救いの道である。命再生の道、命に光を与える道であるという再認識を、この道で、この最初の霊山寺で、特に得たことでございましたけれども。

また、知床の方にも参ったときも、その世界遺産について申しますと、世界遺産という言葉があるだけで、非常に商品的な価値が上がっていくという、その経済的効果。そして、また、

屋久島、そして五箇山、世界遺産の知床、その他もありますけれども、回った中で、本当に観光客が多い。

先日、世界遺産になりました石見銀山も、世界遺産になった途端の観光客の増加は、目を見張るものがあるとのことでございます。

とにかく、宿毛市も、そして四国四県も、その経済的活性化のためにも、そして心の、本当に救いのためにも、この世界遺産化には特に努力していかなければならないという再認識を、本当にしてまいったわけでありますけれども、市としても、この方向性に対して、ご参与いただいているということ、そしてさまざまなご協力をいただいているということ、本当にうれしく存じます。

そして、そのウォーキング、先ほど、その１つとしてのこのウォーキングでございますが、出発点が松尾峠の入り口。昔の番所の、関所ですか、のあとからがほとんどでありまして、そして、延光寺からの道、そして貝塚へ抜けて、小深浦、大深浦と行く道を、お遍路さんは非常に多くたどりますが、そちらの方のウオーキングが、いまだまだなされていないということを考えたときには、先ほども申しましたように、市民の皆さんの周知のためにも、ぜひ、重ねて申し上げますが、この実行に早く取り組んでいただきたいと思います。

そのためのもろもろの歴史を探る会、そして私どもも、商工会の女性会も、その中にはめていただければ幸いですが、そうした協議会を、早々に立ち上げていただいて、このウォーキングに向けての具体的な動きに、できるだけ早く入っていただきたい。

そして、距離が長いということもありましたけれども、例えば、二、三人でグループを組んで、そしてその遍路行程を分けて、そして１グループでその全体をこなしていく。そして、後でその道の検証をするという方法も、いろいろあると思いますし、何分にも、延光寺というか、その札所を出発してのウォーキングの実行に向けて、早々にご検討をいただきたいと思います。

その協議会の立ち上げの時期というか、そういう早々に立ち上げるおつもりがあるかどうか、それを再質問とさせていただきます。

２点目の地球温暖化の問題でございますが、本当に各種、いろいろな面で、いろんな団体にしろ、その機運が盛り上がってはきておりますが、宿毛市としても、昼休みの消灯、そしてコピー用紙の裏面利用等々、それからゴーヤの、緑のカーテンですか、屋外の。いろいろと工夫も、その他にもアイドリングの協力とか、いろいろしていただいております。ごみの減量、もろもろしていただいておりますが、この、先ほども出ましたアイドリングストップ、これは徳島を回ったときにも、お遍路さんの札所の駐車場に、アイドリングストップと、そういう文字が非常に目につきました。結局、遍路の世界遺産化と同時に、環境にも配慮したお寺、お寺の取り組みが伺えたわけですけれども。

この宿毛市全域のアイドリングストップ、駐車場にステッカーとかワッペン、シール、そういうものを張っていくということ。また、このような、以前、市役所が一人ひとりの温暖化対策というチラシを広報に挟んでいただいたと思うんですけれども、こういうものを、少し拡大して、市内の各掲示板に、常に張っておく。

それから、また広報にいろんな方面からの、環境に対しての思いとか、温暖化対策に対しての思いとかを募集して、また市の職員の皆様方の意見を募って、広報に絶えざる、一過性のものでなく、絶えず広報にのせていただきたい。そういう方法。

また、市外に出て行かれて、先ほど言いましたように、事業所も含めてと申しましたけれど

も、銀行、大型店、それから、その他の公共施設に出向いていかれて、そして可能な限りの消灯、それから、そういった資源の節約、それから冷え過ぎを生じるほどのクーラー温度の検討などのご協力を、１環境課だけでなく、全課体制で、そういう形の時間もつくってほしい。

それから、そういった身近な可能性を真剣に検討いただいて、市民にこの温暖化対策に対しての啓発を、必死にしていただきたいと願うものです。

その点について、そういう具体的な考えに対して、これは市の職員さんの、これからもまた、時間的負担もかかってもまいりますけれども、お願いしたい。そして、リード役をとっていただきたいということですので、負担もかかるかとは思いますが、そういった意味のご検討もしていただきたい。その点について、何かご意見を求めます。

それから、３点目の子ども議会ですが、事実、今の段階で、子ども議会第２回、１回目で一応、それはそれでおいて、子ども議会という、この議場の形態は、今のところ、具体的にご検討がないという意味にとれるご答弁でございましたけれども、いま一度、そこの確認をさせていただきたいと思います。

確かに、この議場で発表する方は、ある意味、選ばれたというか、代表者の少ない人数ではあるかとも思います。

しかし、前にもこのことは申させていただきましたが、その宿毛市を見詰めて、そしていろいろ周りの、社会を見詰めて、皆で、何を、大人たちに訴えていこう。そしてまた、友情の面、学校生活の面、それは各学校で、生徒たちが大勢の中で、語り合い、話し合ったお話の上に、この場で語る人は、話す人は、意見を発表する。生徒は少人数でありましょうけれども、その人の話すことの背中には、各中学生の声が、思いがあるはずです。

そういった意味も含めて、総合学習、今、授業時間がふえ、そして総合学習の時間が減っているという中での教育界のとまどいもありましょうけれども、総合学習の時間の利用なども考えていただいて、ぜひとも、この子ども議会を、この議場でという形を、１回限りで終わることなく、続けていただきたい、そう申させていただきます。

そのことに対して、思いがありましたならば、お伝えいただきたいと思います。

それから、４点目の、この酷暑の中での運動会について、さまざまな行事にかんがみて、この１０年以降、ここ早い時期になってきているということでございますが、１００年前に、この地球の温室効果ということは出て、そしてここ３０年前ぐらいから、特にこの地球温暖化の問題は、みんなの大切な関心事になり、この対策に入るようになってきております。

そして、１０年のころより、その運動会が９月、早い時期にもたれるという形が変わってないとしても、変わってきたのは、この暑さです。

その暑さの中で、カリキュラムの関係をもってこのことを検討しないということは、私は、それは少し疑問に感じるわけです。

昔なら、根性、少々暑くても我慢しろ、運動部のクラブ練習でも、水を飲むことは、余り与えなかったらしいんですけれども、とにかく根性だ、根性で人間の性格をつくろうというような時代は、今のこの温暖化の時代には通用しない。私はそう考えます。

命の前を歩くものはありません。もちろん、十分なる熱中症対策はとられているでしょう。しかし、その熱中症対策に心砕く先生、現場の先生方、運動会のプログラムを教えることと、また重ねて温暖化対策への心づかいとで、非常に、より大きい負担が、教師にも、先生方にも

かかってくるということもありましょう。

文化的な、室内でする行事を、比較的先に持ってきて、そして運動会を少し、１０月半ば以降まで、１０月にしていく。そうすると、練習自体も少しおくれてくる。そういった方法を、早めに考えるとするならば、その取り組みが早めからできていく。文化的事業、そういう、今、カリキュラムの組み方に対して、いま一度、真剣にご検討をしていただく、そういうときに来ているのではないかなと、私はそのように思えてなりません。

確かに、運動場で、熱中症になるのは、高齢者は路上で、子どもたちは運動場でという例もたくさん、もちろんそれはうなづけることですけれども、いま一度、このカリキュラムの検討に対しての、これから先の検討に対しての、教育委員会のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

〇議長（宮本有二君）　市長。

〇市長（中西清二君）　市長、有田議員の再質問にお答えいたします。

まず、遍路道ウォーキングの件ですが、当初、再質問はやりませんということで、私、安心して、やんわりメモをしてたんですが、最後になって、どうなっているかと、どうするんだということになって、慌てたところでございますが。

これの実現のための協議会の立ち上げということですが、そういったものも含めまして、やっぱり全体のものがありますので、そういったものを含めまして、ちょっと検討させていただきたいということでございます。

だから、いつごろになるかというのは、ちょっと済みませんが、まだ用意をしておりませんので、ご了解願いたいと思います。

それから、地球温暖化防止のためのできることからということでございます。いろんなご提案を、るるいただきました。これは、我々も思っていることでございます。

ただ、行政も、いろんな体制と予算という形での、限りがございまして、市民の方々に啓発して、お願いしていくということは、やらなきゃいけない。最低限の努力はしなきゃいけないとは思っております。

そういったことも含めまして、今、ご提案いただいたこと、できるだけ実現するような形で、内部のものと、いろいろと話し合いをして、実現できるように努力はしてまいりたいと思います。

やはり地球温暖化に向けての、先ほど申しましたように、やっぱり市民一人ひとりの方々がこういった認識を持ってくださるということが、一番大切なことだと思いますし、親御さんがそういうことを思っていただけは。先ほど、教育委員会にもお話がありましたような形も、解消できるのではないかなと、そういうふうなことも思っております。

以上でございます。

〇議長（宮本有二君）　教育長。

〇教育長（岡松　泰君）　教育長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、１点目の子ども議会の件でありますが、大変、そういう、実際この場で、子どもに、その市政について関心を持って、それから議場の雰囲気を体験させて、発表する、活動をするということ、大変大切なことであるとは、承知しております。

そのことについて、教育委員会といたしましても、学校のニーズに対応できるようにしたいし、それから、校長先生とも話し合いをする中で、いろいろな議員の指摘されたことについて、再度、話し合いの用意は十分ありますので、再度検討をさせていただきたいと、このように考えております。

それから、２点目の運動会の開催日につきましては、文化的な行事、それから体育的な行事も、市主催のものではなく、例えば子ども県展だとか、結構、我々の思いの届かないところの行事もあったりしますので、なかなか行事を変更というところは難しいかもしれません。

十分、この酷暑の中で練習をすることについては、大変、子どもたちにとっては厳しい中での練習だと思っております。

しかし、いろいろなことを総合的に判断を、学校がしまして、ここ幡多管内では、大体、９月の中学校は中旬、小学校は終わりの方に実施をしていると思いますけれども、大体、いろんなことを総合的に判断して、子どもの健康管理も考え、それからその後の教育活動のことも考えて判断していることでありますので、なかなか教育委員会の方から、かえるように指示はできないかもしれませんけれども、校長とも話し合いの中で、再度、確かに議員のおっしゃったように、９月、こういうような状況で練習をすることについて、子どもの生命が確保できるか、保健衛生の面から、どんなことかも提案をしまして、再度、校長会、それから学校とも話し合いをもつことをお約束をいたします。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　７番有田都子君。

○７番（有田都子君）　再質問に対してのお答えをお聞きいたしまして、４点にわたっての質問事項に対して、前向きの方向性を感じ取らせていただきました。

なお、先ほど、教育長の方から、学校教育の環境に取り組むお姿をるるお話いただきましたこと、ありがたく思っております。

以上で、私、さらなる質問はいたしませんが、最後に、本当にこの８月、私がある記事で目にした言葉です。広島の被爆者の文字でございます。

死んでもよい人たちとして選ばれた私たちの絶望がわかりますか。その被爆者の言葉、胸をえぐられました。とにかく、すべてのまつりごとの究極の目的は、たった２つ。１つは平和、人の輪、そしてできるだけ多くの国民が、安定した幸せな生活をおくることであります。それが今、この格差、この地方の痛み、私は本当に、このことが今、日々胸をとらえております。

平和な世の中に向かって、一人ひとりが考えていきたいと願われます。その思いを胸に、質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本有二君）　これにて一般質問を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま、市長より「議案第３５号」が提出をされました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議案第３５号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第３５号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君）　追加議案の提案理由の説明をさせていただきます。

今まで、３４議案出しておるところでございますが、追加といたしまして、議案第３５号をお願いをしたいと思います。

議案第３５号は、平成１９年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、ケーブルテレビ事業経営安定化資金貸付金として、２，０８２万円を増額するものでございます。

ケーブルテレビは、地方と都市部の情報格差の解消を目指す上で、大変有効な手段の１つで

あり、本市においても、市民の皆様が情報化時代に対応し、情報の活用ができるよう、基盤整備をしてまいりました。

ＳＷＡＮテレビにおいては、平成１９年６月末の株主総会において、新たな代表取締役を迎え、経営改善や加入者の獲得に努めております。

昨年度末より、１４６件増の３，２１７世帯に、現在、サービスを提供しているところでございますが、目標の４，０００世帯には、まだ達しておりません。

こうしたことに加えまして、初期投資のために借り入れました資金についての償還や、目前に迫っているテレビのデジタル放送に必要な機器の導入費用が計画を大きく上回ることということから、本年度も極めて厳しい経営状況になる見込みとなっております。

このため、今議会に経営安定化のための貸付金をご提案いたしまして、市民の皆様への継続的なサービスの確保と、当該企業の経営安定に向けた取り組みを支援しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（宮本有二君）　これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時５８分　休憩

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－－

午後　２時２７分　再開

○議長（宮本有二君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案第３５号を、先議いたします。

これより、議案第３５号について、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　格別質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第３５号」については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、「議案第３５号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第３５号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第３５号」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君）　全員起立であります。

よって、「議案第３５号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、議案第３５号が議決されました。議案第１４号との関連がありますので、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしまし

た。

本日はこれにて散会いたします。

午後　２時２９分　散会

平成１９年
第３回宿毛市議会定例会会議録第４号

１　議事日程

第８日（平成１９年９月１２日　水曜日）

午前１０時　開議

第１　議案第１号から議案第３４号まで

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号から議案第３４号まで

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１６名）

１番	今城誠司君	２番	岡﨑利久君
３番	野々下昌文君	４番	松浦英夫君
５番	浅木　敏君	６番	中平富宏君
７番	有田都子君	８番	浦尻和伸君
９番	寺田公一君	１０番	宮本有二君
１１番	濵田陸紀君	１２番	西郷典生君
１３番	山本幸雄君	１４番	中川　貢君
１５番	西村六男君	１６番	岡﨑　求君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

なし

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長	夕部政明君
次長	岩本昌彦君
議事係長	岩村研治君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

６　出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	西野秋美君
収入役	中上晋助君
企画課長	岡本公文君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部　勇君

会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木　隆君
商工観光課長	立田　明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松　泰君
教育次長兼学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	有田修大君
学校給食センター所長	小野正二君
千寿園長	村中　純君
選挙管理委員会事務局長	野口孝夫君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－－

午前１０時００分　開議

○議長（宮本有二君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１「議案第１号から議案第３４号まで」の３４議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

４番松浦英夫君。

○４番（松浦英夫君）　おはようございます。４番、松浦でございます。ただいまから質疑を行いたいと思います。

今期定例会には、３４議案が提出されておりますけれども、私の質疑は、議案第１４号の平成１９年度宿毛市一般会計補正予算についてであります。

市長の提案理由の説明のときにも触れられましたように、今議会における補正予算は、４月の人事異動に伴う給与関係が主たる補正でありますが、私といたしましては、以下２点について質疑を行います。よろしくお願いをいたします。

まず、１点目でありますけれども、ページ１２ページの１４款県支出金の第３項６目３節において、「子どもと親の相談員」活用調査研究委託事業といたしまして、３５万円が計上されております。それを受けまして、ページ３４ページの第９款教育費の第１項３目の教育研究所費の中で、支出の補正予算を提案されておりますけれども、この事業についての支出の内訳が、少し私にはわかりにくい点がありますので、ご説明をいただきたいというふうに思います。

次に、２点目でありますけれども、ページ３７ページ、１０款災害復旧費の第２項１目１５節工事請負費についてでありますが、土木施設災害工事費といたしまして、1億３，２５７万１，０００円が計上されております。これは、さきの台風４号並びに５号による災害復旧に伴う補正であろうと思われますが、総件数並びに主な工事名等をお示ししていただきたいと思います。

あわせて、今回の補正により、台風４号並びに５号にかかわる市内の復旧工事はすべて完了するのか、お示しをお願いいたします。

以上、２点であります。

○議長（宮本有二君）　学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君）　教育次長兼学校教育課長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、ページの１２ページですが、款・項・目の１４の３の６の３、「子どもと親の相談員」活用調査研究事業費の３５万円の歳入につきましてのご質問だったと思います。

歳出でご説明をしたいと思います。

ページ３４ページの款・項・目、９の１の３の教育研究所費の中で、説明がわからんというご質問だったと思いますが、これにつきましては、教育相談員が、内容につきましては、教育相談員が小学校におきまして児童や保護者からの相談を受け、不登校児童等の早期発見、未然防止に努める事業でございますが、予算の内訳といたしましては、８節の報償費３３万６，０００円、９節の旅費１万円、１１節の需用費５，０００円、計３５万1，０００円の補正であります。１，０００円につきましては、継ぎ足しをしております。

その他、２つの事業につきまして、科目構成をしておりますので、節の積み上げではあわんと思いますが、ちょっと付記説明が不足している面がありますので、次回からは気をつけたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮本有二君）　建設課長。

○建設課長（豊島裕一君）　建設課長、４番、

松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、平成１９年度宿毛市一般会計補正予算第３号、ページ３７ページ、１０款２項１目１５節の工事請負費、金額１億３，２５７万１，０００円。土木の施設災害工事費、これにつきまして、総件数、主な工事の内容、そしてこの金額によりまして市内の復旧が全部終わるかということでございます。

まず、今回、計上させていただいております予算につきましては、７月１２日から１５日にかけての台風４号、８月２日から３日にかけての台風５号によります土木施設の災害復旧工事費でございます。

当初予算におきまして、５，０００万１，０００円を計上しておりました。今回、１億３，２５７万１，０００円計上して、トータルで、工事費で１億８，２５７万２，０００円となります。件数につきましては、台風４号によるものが、道路災害が１３件、河川災害が１１件で２４件、台風５号によるものが、河川の災害が２件でございます。

主な工事でございますが、主な箇所につきましては、沖の島の市道母島古屋野線の道路災害復旧工事、これはのり面の崩壊でございます。次に、宇須々木の市道三島線の道路災害復旧工事、これは路側の決壊でございます。あと、大島の市道大島南線の道路災害復旧工事、これはのり面の崩壊でございます。

あと、松田川沿いの市道中角線の道路災害復旧工事、これにつきましては松田川沿いの路側の洗掘、川のはたのとこが、これも洗掘しております。

あと、河川災害で与市明の浄土寺横の石神谷川の護岸決壊でございます。これが主な工事です。

市内の災害が、これで全部復旧するかということなんですが、これは、土木施設災害でございますので、あと農地災害とか、がけ崩れとかは別途にありますので、一応、これによって河川とか、道路の土木災害はこれによって、あと査定を受けまして実施して、申請して工事復旧することになります。

以上です。

○議長（宮本有二君）　４番松浦英夫君。

○４番（松浦英夫君）　簡単な質疑でありましたけれども、ご説明をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

以上をもちまして、私の質疑を終わらせていただきます。どうも。

○議長（宮本有二君）　３番野々下昌文君。

○３番（野々下昌文君）　皆さん、おはようございます。３番、質疑をいたします。

私の質疑は、議案第１４号別冊、平成１９年度宿毛市一般会計補正予算（第３号）の議案についてでございます。

初めに、２１ページ、第３款民生費、第１項第２目障害者福祉費、１８節で備品購入費、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業として５０万円が補正計上されております。内容の説明を求めます。

続いて２２ページ、第３款民生費、第２項５目母子福祉費の中で、２０節扶助費、母子家庭医療費扶助が２，０００万円の減額補正をされ、ひとり親家庭医療費扶助として、同じく２，０００万円が補正計上されておりますが、このことについてご説明を求めます。

２７ページ、第５款農林水産業費、第２項２目林業振興費、１９節の中で負担金補助及び交付金として、森林整備推進事業費交付金１，１１７万８，０００円が減額補正され、森の腕たち育成事業費補助金として２９３万３，０００円が計上をされております。

当初予算１，７４５万８，０００円に対し、１，１１７万８，０００円と大変大きな減額に

なっております。この減額の理由について、ご説明を求めます。

また、森の腕たち育成事業の内容についても、ご説明をお願いいたします。

続いて２８ページ、第５款農林水産業費、第３項２目水産振興費、１９節負担金補助及び交付金の中で、宿毛市漁業就業支援事業費補助金が２５６万５，０００円減額補正され、土佐の魚流通販売促進事業費補助として、１８７万５，０００円が計上されております。この減額の理由について、また土佐の魚流通販売促進事業の内容についてのご説明を求めます。

続いて、３２ページ。第７款土木費、第４項１目住宅管理費、１１節の需用費、市営住宅修繕料として２３０万円が計上されておりますが、どこの市営住宅か、どのような修繕なのか、ご説明を求めます。

同じく２２節補償補てん及び賠償金、住宅明渡し強制執行予納金として１５０万円が計上されておりますが、この内容についてご説明を求めます。

続いて３５ページ、第９款教育費、第４項１目社会教育総務費として、１３節委託料、放課後児童健全育成事業委託料として１１万７，０００円が計上をされております。この内容についての説明を求めます。

そして、最後に、３６ページです。第９款教育費、第５項３目社会体育振興費として、８節から１１、１２、１４、１５、１６節までの関連したことと思いますが、ドリームベースボール関連についてご説明を求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本有二君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君）　おはようございます。３番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、宿毛市一般会計補正予算。歳出２１ページ、第３款民生費、第１項社会福祉費、第２目障害福祉費の第１８節備品購入費５０万円の補正につきまして、お答えいたします。

この補正は、さきの６月議会一般質問で、野々下議員からご指摘のございました視覚障害者用活字文書読み上げ装置等の購入にかかる補正でございます。

答弁でもいたしましたように、県の補助要綱が制定されたことに伴いまして、今回、備品購入費の補正を計上しているものでございます。

その内訳といたしましては、活字文書読み上げ装置２台、これは１０万円のものを２台で、設置場所といたしましては、福祉事務所窓口と社会福祉協議会を予定いたしております。それと、拡大読み書き機１台、２０万円のものを１台、これは図書館に設置予定でございます。その他が、スタンドルーペでございますが、これは１０万円で買える範囲のものを、福祉事務所、市民課、図書館の各窓口に設置予定となっております。

続きまして、２２ページ、民生費、第２項児童福祉費、第５目母子福祉費の第２０節扶助費の補正について、お答えいたします。

これまで、父子家庭に対する福祉施策につきましては、今まで経済的支援は行っておりませんでしたが、県が母子家庭医療費助成事業の補助対象を、平成１９年１０月から父子家庭へも拡大したことに伴いまして、宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例及び施行規則の一部改正を行い、父子家庭へも支援策を充実させたもので、このことによる名称の変更でございます。

ちなみに、対象となる父子家庭でございますが、所得税非課税世帯でございまして、宿毛市では２７世帯であろうと思われます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　産業振興課長。

○産業振興課長（茨木　隆君）　産業振興課長、３番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、平成１９年度宿毛市一般会計補正予算（第３号）の歳出２７ページの５款２項２目１９節の負担金補助及び交付金の中の森林整備推進事業費交付金１，１１７万８，０００円の減額と、森の腕たち育成事業費補助金２９９万３，０００円の減額、増額補正の理由についてでございますが、これは両事業関連してますので、一括で説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

両事業は、宿毛市森林組合が事業主体となって、久礼ノ川地区の山林を団地化して、高性能機械により間伐等を行うために、作業道等を開設する整備事業補助金を交付するものです。

森林整備推進事業は、事業費に対して県６０％、事業主体４０％の補助率となっており、交付金１，１１７万８，０００円を交付する予算が既決予算となっています。

県より、県補助金及び事業主体の負担額が削減できる有利な国の補助制度の森の腕たち整備事業に乗りかえすることができると通知を受けましたので、森林整備推進事業交付金１，１１７万８，０００円を減額して、新たな森の腕たち育成事業を、２９９万を交付するため、増額補正をしてます。

その中で、森の腕たち育成事業費２９３万３，０００円の増額の内容につきましては、作業道開設事業費１，７２５万円に対して、国の補助率６８％、１，１７３万円が国庫補助金として、それから県補助金が１７％の２９３万３，０００円です。組合負担金が２５８万７，０００円となっています。そのうち、国庫補助金は１，１７３万円は、直接、国の方が事業主体の方へ補助金として交付しますので、市の方は県補助金２９３万３，０００円を受け入れて交付しますので、増額補正をしたものです。

次に、ページ２８ページの５款３項２目の１９節負担金補助及び交付金。宿毛市漁業就業支援事業費補助金２５６万５，０００円の減額につきましては、沿岸漁業の後継者を育成を図ることを目的に、基幹産業として活性化を図る地元後継者、それから新規就労の方を支援する事業補助金です。

本年度、県外の２名の方が新規就労を希望しており、すくも湾漁業協同組合が事業主体となって、自立するために漁業研修期間、５月から来年３月の末まで１１カ月間の研修を実施するために、事業費予算を当初で計上しています。

事業実施に当たって、同じ研修内容で、県と市の補助金及び事業主体の負担金が伴わない、１００％国庫補助の制度事業が入れることが可能となりまして、その事業が来年の１月末まで、その事業で対応することができますので、２０年２月、３月分の２カ月分を残して９カ月分の事業補助金を減額するために補正したものです。

内容につきましては、研修生の生活費、１名につき１４万、それから技術指導費、１名につき５万が、支援を受けることができまして、その１１カ月分２０９万円の２名分で４１８万円が補助対象事業費となってます。

そのうち、５０％の県補助金、２０９万円と、それから２５％の市補助金、１０４万５，０００円を合わせた３１３万５，０００円が既決予算となってますが、国の制度事業を入れたことによって、２カ月分の補助だけで対応できますので、研修生の生活費５６万円と技術指導費２０万円を合わせた７６万円が、２名分の補助対象事業費として変わりますので、そのうち５０％の県補助金３８万円と、２５％の市補助金１９万円を合わせた５７万円を、事業主体へ交付しますので、既決予算の３１３万５，０００円から５７万円を引いた２５６万５，０００円を減額補正するものです。

それと、もう１点、土佐の魚流通販売促進事業費補助金１８７万５，０００円につきましては、すくも湾中央市場に水揚げされた魚を、個人、もしくは業務筋へ直接届ける、新規顧客を獲得するための流通販売体制を構築するための事業補助金でございます。

事業の内容につきましては、現在、郵便局のゆうパックの事業とか、またまき網でとれた漁獲物を直販で販売しておりますが、さらに今度、販路拡大するために、宅配会社と協力して、商品案内を実施して、それで新規顧客を獲得する計画としてます。

その計画に当たっては、賞品の販売カタログ、それからホームページに掲載するとか、また生産者に顔が見えるシールを作成するとかいう事業費に充てることができますので、それをやるためのものです。

事業主体は、すくも湾漁業協同組合です。事業費は、総事業費が３４３万2，０００円を計画してますが、そのうち、補助対象事業になるのが３００万です。その補助金は、県補助金５０％の１５０万と、それから宿毛市１２．５％の３７万５，０００円と、それから大月町１２．５％の３７万５，０００円と、事業主体２５％の７５万円で構成されてます。

県補助金１５０万円と市補助金３７万５，０００円を合わせたものが、うちの事業主体へ交付する補助金となりますので、１８７万5，０００円を増額補正させてもらったものです。

以上でございます。

済みません。森の腕たち育成事業費補助金の中で、予算を、金額の方を２９３万3，０００円を2回にわたって２９９万3，０００円と読み上げておるようですので、ちょっと訂正させていただきます。どうも済みません。

○議長（宮本有二君）　建設課長。

○建設課長（豊島裕一君）　建設課長、３番、野々下議員の質疑にお答えいたします。

議案第１４号別冊、平成１９年度宿毛市一般会計補正予算（第３号）。ページ３２ページ。７款４項1目１１節の需用費、住宅の修繕費２３０万円についての工事の内容、その場所ということでございますので、お答えをいたします。

市営住宅につきましては、２３団地、管理戸数が２１８戸、改良住宅８団地で１６６戸、３８４戸管理しております。非常に老朽化が激しく、住宅費がかさんでおりまして、今回、２３０万円を計上させていただいております。

その内容につきましては、改良住宅の貝礎第一団地の便槽が、沈下によりまして便槽等に穴があいておりますので、それが３件。あと、貝礎の改良住宅、貝礎第一でシロアリによりまして、柱等が被害を受けておりますので、それの修繕。

あと、改良住宅貝礎におきまして、便槽等にひびが割れておりますので、その修繕。あと、改良住宅正和におきまして、フローリング等が劣化して危険な状態でございますので、その修繕等で、改良住宅の方で１１０万円。

あと、市営住宅でございますが、西町の市営住宅、フローリングが劣化して危険な状態でございますので、これが５件。あと、同じく西町で雨漏りがありますので、屋根のふきかえ。あと、貝礎団地で防犯灯が、今度の台風で倒れておりますので、その修繕等で、市営住宅の方で１２０万円を今回、計上させていただいております。

あと、２２節の１５０万円、住宅明渡しの強制執行予納金につきまして、これにつきまして、当初予算で２０万円計上いたしまして、長期滞納者にいたしまして、明渡しの請求しておりまして、裁判所の方から明渡しの判決が出ましたので、今回、その長期滞納者に対しまして、裁判所の方から執行官によります明け渡しをして

いただくために、裁判所の方に予納金、１件で３０万円を裁判所の方へ予納金を納めまして、長期滞納者に対して明渡しの請求をするものでございます。

○議長（宮本有二君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君）　生涯学習課長兼文教センター所長。

３番、野々下議員の質疑にお答えをいたします。

議案第１４号別冊、平成１９年度宿毛市一般会計補正予算（第３号）、３５ページの社会教育総務費、９款４項１目の１３節放課後児童健全育成事業委託料１１万７，０００円の内容について、ご説明をいたします。

これは、宿毛小学校の放課後児童クラブ、小学校１年生から３年生までの共稼ぎ家庭等の児童を対象とした青空学級の運営に伴う委託料でございます。

当初予算で２７０万２，０００円を計上していましたが、その後、県補助金単価の見直しがありまして、基準額が２８１万９，０００円に増額となったため、増額分１１万７，０００円を補正するものであります。

次に、３６ページ。３６ページの社会体育振興費、９款５項３目のドリームベースボール関係についてでございます。

１０月２０日土曜日、２１日日曜日の２日間にわたって、高知県・宿毛市・財団法人自治総合センターの主催で、宝くじスポーツフェア「ドリームベースボール名球界ＯＢクラブがやってくる」という事業を、宿毛市野球場で開催することになりました。

この事業は、青少年の健全育成と長寿社会に対応した明るいまちづくりに資するとともに、これらの事業を通じまして、宝くじの普及広報を行うものであります。

元巨人の名投手でありました、プロ野球名球界、金田正一会長以下、往年のプロ野球名選手２４名をお招きしまして、少年少女野球教室や、開催地チーム等の親善試合等、多彩なアトラクションやイベントを実施することになりました。

当日は、市内外から多数の観客の来場が予想されますので、仮設トイレを設置するとともに、無料のシャトルバスを運行しようとするものであります。

当事業に伴います経費の大半は、自治総合センターが負担いたしますけれども、一部の経費について、地元の自治体が負担することになりましたので、このほど、各節で予算要望をしております。

まず、具体的な内容でありますけれども、８節のドリームベースボール報償費１万８，０００円は、ドリームゲームの審判報償費６人分でございます。１２節ドリームベースボール手数料３万９，０００円は、仮設トイレのくみ取り料３万円と、運転手手数料９，０００円でございます。１４節のドリームベースボール借上料１８万４，０００円は、仮設トイレの借上料７万円と、バスの借上料２台分の１１万４，０００円でございます。

次に、１１節の消耗品費４０万円でございますが、これは野球場の冬芝の種代でございます。昨年、野球場の管理を受託しておりますすくもグリーン企画が、試験的に冬芝の種をまいていただきました。キャンプにおいでていただいております日本生命野球部を初め、すべての合宿野球部から、大変好評をいただきましたので、今年度につきましても、種をまこうとするものであります。

次に、１５節野球場音響施設改修工事費９６万６，０００円についてでありますが、これは、野球場の音響施設が老朽化によりまして、正常に機能しなくなっていることから、ドリームベースボールの開催等にも支障が生じますので、

改修しようとするものであります。

また、１６節の原材料費、野球場原材料費２０万円についてでありますけれども、これも野球場の表土が、永年の雨水によりまして流出をしております。そういうことから、黒土を内野に補充しようとするものでございます。

以上であります。

○議長（宮本有二君）　３番野々下昌文君。

○３番（野々下昌文君）　３番、担当課長様、大変詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

私の方から、再質問、２点、再質問したいと思います。

初めに、２２ページ、第３款民生費、第２項５目母子福祉費、２０節の扶助費。これは2，０００万円の減額。そして同じく、２，０００万円の増額になっておりますが、父子家庭が加わることで、当然、人数はふえるんじゃないかと思いますが、予算が増額となるのではないでしょうか。

また、宿毛市の現在の母子家庭の世帯数、また父子家庭が加わることで、対象となる家庭数は何世帯になるのかお聞かせください。

そして、２点目ですが、３５ページの放課後児童健全育成事業のことなんですが、これは宿毛小学校というお話ですが、ほかの小学校では、これはやっていないんでしょうか。それをお聞きします。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮本有二君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（沢田清隆君）　福祉事務所長、３番、野々下議員の再質疑にお答えいたします。

ページ２２ページ、第３款民生費、第２項児童福祉費、第５目母子福祉費の扶助費の補正でございますが、ご指摘のとおり、予算の額については、変更いたしておりません。

これにつきましては、当初予算の時点で前年度実績１，６００万に２５％アップしたもので組んでおりますので、父子世帯該当２７世帯がふえても、十分、既存の予算で対応できるということで、額については今回、変更はいたしませんでした。

それと、該当の母子世帯でございますが、母子の世帯が現在、宿毛市で２１６世帯でございます。これも、該当要件といたしましては、所得税の非課税世帯が該当世帯となっております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（有田修大君）　生涯学習課長兼文教センター所長。

野々下議員の再質疑にお答えします。

宿毛小学校以外では実施していないのかということでございますけれども、この事業については、宿毛小学校だけとなっております。

ただし、類似した放課後子ども教室という事業につきましては、今年度、橋上小学校で取り組みをしております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　３番野々下昌文君。

○３番（野々下昌文君）　大変よくわかりました。

各担当課長さん、大変ありがとうございました。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第１４号から議案第２３号まで」の１０議案については、会議規則第３７条第３項の規

定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって「議案第１４号から議案第２３号まで」の１０議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第２４号から議案第３４号まで」の１１議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、９月１３日及び９月１４日の２日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、９月１３日及び９月１４日の２日間は、休会することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

９月１３日から９月１７日までの５日間休会し、９月１８日午前１０時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前１０時４３分　散会

議案付託表

平成１９年第３回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会 （　７件）	議案第２４号	政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第２５号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第２６号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第３０号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について
	議案第３１号	高知県市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について
	議案第３２号	幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について
	議案第３３号	宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
産業厚生 常任委員会 （　４件）	議案第２７号	宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第２８号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第２９号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第３４号	沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて

平成１９年
第３回宿毛市議会定例会会議録第５号

1　議事日程

第１４日（平成１９年9月１８日　火曜日）

午前１０時　開議

第１　議案第１号から議案第３４号まで

（議案第１４号から議案第２３号まで、討論、表決）

（議案第２４号から議案第３４号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

（議案第１号から議案第１３号まで、特別委員会設置、付託）

第２　陳情第２号外２件

第３　委員会調査について

第４　意見書案第１号及び意見書案第２号

意見書案第１号　道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

意見書案第２号　割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

2　本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号から議案第３４号まで

日程第２　陳情第２号外２件

日程第３　委員会調査について

日程第４　意見書案第１号及び意見書第２号

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

3　出席議員（１６名）

１番	今城誠司君	２番	岡崎利久君
３番	野々下昌文君	４番	松浦英夫君
５番	浅木敏君	６番	中平富宏君
７番	有田都子君	８番	浦尻和伸君
９番	寺田公一君	１０番	宮本有二君
１１番	濵田陸紀君	１２番	西郷典生君
１３番	山本幸雄君	１４番	中川貢君
１５番	西村六男君	１６番	岡崎求君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

4　欠席議員

なし

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

5　事務局職員出席者

事務局長　夕部政明君

次長	岩本昌彦君
議事係長	岩村研治君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

6　出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	西野秋美君
収入役	中上晋助君
企画課長	岡本公文君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	安澤伸一君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	土居利充君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	立田明君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	沢田清隆君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	岡松泰君
教育次長兼学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	有田修大君
学校給食センター所長	小野正二君
千寿園長	村中純君
選挙管理委員会事務局長	野口孝夫君

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－－

午前１０時００分　開議

〇議長（宮本有二君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１「議案第１号から議案第３４号まで」の３４議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時０１分　休憩

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－－

午前１１時００分　再開

〇議長（宮本有二君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第１４号から議案第２３号まで」の１０議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第１４号から議案第２３号まで」１０議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

〇議長（宮本有二君）　全員起立であります。

よって「議案第１４号から議案第２３号まで」の１０議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第２４号から議案第３４号まで」の１１議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

〇総務文教常任委員長（中平富宏君）　総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました、付託議案の審査のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第２４号、２５号、２６号、３０号、３１号、３２号、３３号の計７議案であります。

議案第２４号は、政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

本案は、証券取引法等の一部を改正する法律が、平成１９年９月３０日に郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による郵政民営化法等が、平成１９年１０月１日より施行されることに伴い、証券取引法を金融商品取引法に改正し、郵便貯金を削除するなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第２５号は、宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成１９年８月１日に施行されたことに伴い、育児休業を取得した職員の職務復帰後の給与の調整規定の改正や、１日２時間以内とされていた部分休業を緩和するなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

担当課から、詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するべきものと決しました。

議案第２６号は、宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されることになったため、国に準じて条例の一部を改正しようとするものであります。

平成１９年１０月１日施行予定の内容につきましては、採用後、短期の勤務で退職した職員

の退職手当についての受給資格を、６カ月以上から１２月以上に改正しようとするものであります。

また、平成２２年４月１日施行予定の内容につきましては、船員保険の一部が雇用保険制度に統合されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第３０号は、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正しようとするものであります。

議案第３１号は、高知県市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分についてであります。

両案は、春野町と高知市が平成２０年１月１日に合併することに伴う規約の変更並びに財産処分について、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第３２号は、幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合の規約の一部を改正しようとするものであります。

本案は、税の公平性と自主財源の確保を目的として、同組合に租税債権の管理に関する機構を新たに設置し、専門的、効率的な徴収体制を整備することに伴い、規約の変更をする必要が生じたため、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第３３号は、宿毛市土地開発公社定款の一部を改正しようとするものであります。本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による郵政民営化法等が、平成１９年１０月１日より施行されることに伴い、定款から郵便貯金の語句を削除するなどの整備を行うこと。また、理事、監事の定数について不慮の事故等で欠ける場合に対応するため、それぞれの定数に「以内」という規定を設けるため、公有地の拡大の推進に関する法律第１４条第２項の規定に基づき、同公社の定款の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました７議案についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君）　産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中川　貢君）　産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました議案の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第２７号「宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第２８号「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第２９号「宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第３４号「沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて」の、以上４議案であります。

議案第２７号は、高知県が平成１９年１０月より母子家庭医療費助成事業の補助対象を父子家庭にも拡大することに伴い、宿毛市においても同様に、宿毛市母子家庭医療費の助成に関す

る条例の一部を改正し、父子家庭も助成対象にしようとするもので、「母子家庭」を「ひとり親家庭」に変更するなど、名称等を改めるものであります。

議案第２８号及び議案第２９号は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を、宿毛市営住宅並びに宿毛市営改良住宅の入居資格者から除外するとともに、入居が判明した暴力団員に対して、市営住宅、改良住宅の明け渡しを求めることができるように、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第３４号は、高知県が沖の島町弘瀬字弘瀬３３０番２地先から、同７９７番２地先に至る公有水面４８１．７９平方メートルを、漁港施設用地として計画している埋立免許の出願にかかわり、宿毛市に意見を求められているものであります。

宿毛市として異議のない旨を高知県に答申するために、公有水面埋立法第３条４項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、４議案につきまして、執行部の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上、ご報告いたします。

○議長（宮本有二君）　以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第２４号から議案第３１号まで及び議案第３３号並びに議案第３４号」の１０議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第２４号から議案第３１号まで及び議案第３３号並びに議案第３４号」の１０議案を、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（宮本有二君）　全員起立であります。

よって「議案第２４号から議案第３１号まで及び議案第３３号並びに議案第３４号」の１０議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第３２号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第３２号」について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（宮本有二君）　起立多数であります。

よって「議案第３２号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議案「第１号から議案第１３号まで」の１３議案については、すべて決算認定にかかる議案でありますので、この際、８人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案については、８人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま設置されました「決算特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、今城誠司君、松浦英夫君、浅木　敏君、中平富宏君、浦尻和伸君、濵田陸紀君、中川　貢君、岡崎　求君、以上８人を指名いたします。

「決算特別委員会」の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（夕部政明君）　事務局長。

「決算特別委員会」の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、岡崎　求君。副委員長、浦尻和伸君。

以上でございます。

○議長（宮本有二君）　日程第２「陳情第２号外２件」の３件を一括議題といたします。

これより、「陳情第２号及び陳情第４号並びに陳情第５号」の３件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中平富宏君）　総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託されました陳情について、審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第２号「原爆症認定制度を抜本的に改めることを求める意見書の提出について」、陳情第４号「地方財政の充実を求める意見書の提出について」の２件であります。

陳情第２号は、第２回定例会からの継続審査となっている案件でありますが、その間に国が原爆症認定基準の見直しを明言したために、一定、願意が達成されたとの理由から、陳情者より取り下げしたい旨の申し出があり、全会一致をもってこれを承認すべきものと決しました。

陳情第４号も、第２回定例会からの継続審査となっている案件であり、地方交付税の堅持と、自治体破綻法制を導入しないことという２つの点を求める意見書を提出していただきたいという陳情であります。

審査の過程で、地方交付税の堅持については、委員全員から異論はなかったものの、自治体破綻法制については、自治体が巨額の債務を抱えて破綻することがないよう、健全な財政運営に努める仕組みをつくるための法案であり、本陳情の趣旨には賛同できないとの意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情２件についてのご報告を終わります。

○議長（宮本有二君）　産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中川　貢君）　産業厚生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情の審査結果を、ご報告いたします。

本委員会に付託されました陳情は、…………………………………から提出されました陳情受理番号第５号「市道二ノ宮野地線及び平井蕨尾線の早期改良について」の１件であります。

本件につきましては、陳情者から取り下げたい旨の報告がありまして、本委員会といたしましては、全会一致をもちまして承認することに決しましたので、ご報告をいたします。

○議長（宮本有二君）　以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りま

す。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第２号及び陳情第５号」の２件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第２号及び陳情第５号」の２件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第４号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

５番浅木　敏君。

○５番（浅木　敏君）　５番、討論を行います。

陳情受理番号第４号について、不採択と決した委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この陳情は、………………………………が、日本政府に対して地方財政の充実を求める意見書の採択を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

内容は、１番目として、地方交付税が７，０００億円も削減され、自治体の財政運営は厳しさを増しているので、これ以上、地方交付税を削減しないこと。

２番目に、新型交付税については、財源保障機能を維持し、対象を拡大させないこと。

３番目には、自治体の破綻法制を導入せず、当該自治体の自主的な再建努力を支援する仕組みをつくることを日本政府に求める意見書、これの提出を宿毛市議会に要請してきたものであります。

まず、１番目の地方交付税を削減しないことについては、財源保障機能と財政調整機能をあわせ持つ地方交付税制度を引き続き堅持するとともに、さらに充実させて、自治体間の税源の偏在をなくしていくことを求めるものであり、先ほど、委員長の報告にありましたが、宿毛市議会としても政府に求めて当然であります。

２番目の新型交付税については、今年度から新たに制度化された交付税であり、多くの問題点が提起されており、全国町村会と全国長村議会議長会は、新型交付税は小規模な自治体が犠牲になると懸念を表明しております。

この新型交付税の問題のまず第１点目が、その財源がこれまでの地方交付税を削減して、新型交付税に充てられます。当面、地方交付税の１割、約１兆５，０００億円を削減して新型交付税に回されます。３年後には５兆円規模を、新型交付税に移管すると言われており、これまでの交付税はますます削減されます。

２点目としては、これまでの交付税は基本的に財政力の弱いところを補って配分されるという性格のものでしたが、この新型交付税は、農村部の交付税を激減させ、財政力の強い都市部ほどふえる内容となっています。

これまでの交付税は、スクールバスの運行や、北の国では除雪対策など、各行政需用項目に補正をかけ、きめ細かに地方への配分を設定していました。

ところが、新型交付税は、面積や人口などか

ら割り出す方式としたため、農村部は削減され、都市部との格差はさらに拡大されます。

例えば、年間３，０００億円程度の地方交付税支援措置で、頑張る地方応援プログラムを実施するとしていますが、その内容は、転入者の多い自治体、若者の就業率の高い自治体、子どもの出生率の高い自治体など、政府が決めた９項目に合致する自治体へ支援するものであります。

政府の政策により、過疎が進行している農村部の自治体はますます切り捨てられます。高齢者福祉に非常に力を入れている自治体はあっても、それは政府の政策９項目にはないので、応援プログラムの対象外とされます。

先日の報道でも、頑張る地方応援プログラムによる交付税が、高知県内では高知市を除くすべての市が１億円を超え、お隣の四万十市が１億８，４００万円であるのに対して、宿毛市はなぜわずか７，０００万円なのかと指摘されていました。

国民宿舎「椰子」の債務や、土地開発公社が保有する土地の処理など、市の債務削減への努力は評価されていないことのあらわれでもあります。

本来は、国の補助金政策で実行してきたものを、交付金に持ち込むのではなく、新型交付税といえども、財源保障機能を維持し、その対象を拡大しないことを求めた陳情であり、宿毛市議会としても同じ考えにたてる内容であります。

最後の財政破綻法制については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、通称、財政健全化法の関係であります。私が一般質問でも提起いたしましたが、夕張問題に端を発した法律であります。

夕張市の問題は、政府の責任と夕張市行政による会計間操作の違法行為であり、内部、外部のチェックで防ぐべきでありました。にもかかわらず、これを機会に、政府が地方への圧力をかけようとしているのが、新しい財政再建法であります。

新法では、健全化判断技術の公表や、財政の早期健全化など、大きくは５点を、地方自治体がやるべきことを定めています。

財政健全化法制の２００８年度決算からの適用を前に、政府は財政健全化計画や公営企業健全化計画を策定する自治体に対して、２００７年度から３年間で約５兆円規模の公的資金の繰上償還をさせようとしております。将来負担率等の手法を改善させるため、繰上げ償還を迫られる自治体は、職員や住民にさらなる負担を押しつけることになります。

また、公営企業、金融公庫などの廃止に伴い、これからは自治体が地方債を発行して、民間の金融機関から金を借りるという事態になります。行き詰った地方自治体では、貸した金融機関から自治体行政の財政運営や政策に口をはさんでくることも考えられます。

このように、財政破綻法制は、従来の財政再建制度を、中央政府による統制を中心に強化し、地方自治体ががんじがらめにされるものであります。

これは、地方分権に逆行するものでもあります。陳情は、こうしたことから、この自治体破綻法制の２００８年度からの導入をせず、関係自治体の自主的な再建努力を支援することを求める内容であります。

私は、自治体の健全な独立を維持し、地方自治と市民生活を守る観点からも、この意見書は採択するべきであることを主張し、皆さんのご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（宮本有二君）　以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第４号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

〇議長（宮本有二君）　起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第３「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第１０４条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第４、「意見書案第１号及び意見書案第２号」の２件を、一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第１号及び意見書案第２号」の２件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第１号及び意見書案第２号」の２件は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

〇議長（宮本有二君）　ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君）　閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る９月５日に開会いたしました今期定例会は、本日までの１４日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきまして、ご提案申し上げました３５議案のうち、決算認定議案の１３議案を除きまして、いずれも原案のとおりご決定をいただきまして、まことにありがとうございました。

今議会を通じましてお寄せいただきました数々の貴重なご意見とかご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、どうかご健康にご留意いただき、より一層のご活躍をご祈念申し上げます。

閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君）　以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成１９年第３回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前１１時３７分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長　宮本有二

宿毛市議会副議長　寺田公一

議員　浅木　敏

議員　中平富宏

平成１９年9月１２日

宿毛市議会議長　宮　本　有　二　殿

総務文教常任委員長　中　平　富　宏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１０３条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第２４号	政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第２５号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第２６号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第３０号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第３１号	高知県市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適当
議案第３２号	幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第３３号	宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について	原案可決	適当

平成１９年9月１２日

宿毛市議会議長　宮本有二　殿

産業厚生常任委員長　中川　貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１０３条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第２７号	宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第２８号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第２９号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第３４号	沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて	原案可決	適当

平成１９年9月１２日

宿毛市議会議長　宮　本　有　二　殿

総務文教常任委員長　中　平　富　宏

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１３６条第１項の規定により報告します。

記

受理番号	件　名	審査結果	意　見
第　２号	原爆症認定制度を抜本的に改めることを求める意見書の提出について	取り下げ	／
第　４号	地方財政の充実を求める意見書の提出について	不採択	不適当

平成１９年9月１８日

宿毛市議会議長　宮　本　有　二　殿

産業厚生常任委員長　中　川　　　貢

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第１３６条第１項の規定により報告します。

記

受理番号	件　名	審査結果	意　見
第　５号	市道二ノ宮野地線および平井蕨尾線の早期改良について	取り下げ	／

平成１９年9月１２日

宿毛市議会議長　宮　本　有　二　殿

総務文教常任委員長　中　平　富　宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１０４条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　総合計画の策定状況について
　　　　　　（２）　行政機構の状況について
　　　　　　（３）　財政の運営状況について
　　　　　　（４）　公有財産の管理状況について
　　　　　　（５）　市税等の徴収体制について
　　　　　　（６）　地域防災計画について
　　　　　　（７）　教育問題について

２　理　由　議案審査の参考とするため

平成１９年9月１２日

宿毛市議会議長　宮　本　有　二　殿

産業厚生常任委員長　中　川　　貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１０４条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　農林水産業の振興対策状況について
　　　　　　（２）　商工業の活性化対策状況について
　　　　　　（３）　観光産業の振興対策状況について
　　　　　　（４）　市道の管理状況について
　　　　　　（５）　環境、保健衛生の整備状況について
　　　　　　（６）　下水道事業の運営管理状況について
　　　　　　（７）　保育施設の管理状況について
　　　　　　（８）　介護保険制度について

２　理　由　議案審査の参考とするため

平成１９年9月１８日

宿毛市議会議長　宮　本　有　二　殿

議会運営委員長　山　本　幸　雄

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第１０４条の規定により申し出ます。

記

１　事　件　（１）　議会の運営に関する事項
　　　　　　（２）　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
　　　　　　（３）　議長の諮問に関する事項
　　　　　　（４）　議会報に関する事項
２　理　由　議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第１号

道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成１９年9月１８日

提出者　宿毛市議会議員　中川　貢
賛成者　宿毛市議会議員　岡﨑利久
〃　〃　松浦英夫
〃　〃　浦尻和伸
〃　〃　寺田公一
〃　〃　山本幸雄
〃　〃　西村六男
〃　〃　岡崎　求

宿毛市議会議長　宮　本　有　二　殿

説明　口頭

道路特定財源の確保を求める意見書

政府は、昨年１２月に道路特定財源の見直しに関する具体策を閣議決定した。

この中で、平成１９年度中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成することや、毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とすることが示された。また、計画の作成に当たっては、特に、地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえて、地域の自主性に配慮することとしている。

中央経済圏から遠隔の四国西南地域において、高速交通網の整備の遅れは地域の産業・経済の発展と生活文化の活性化を阻害する大きな要因となっている。

また、一般国道５６号平田・宿毛間は洪水時には道路冠水等により交通が遮断される区間があり、生産物の輸送や、救急医療、台風、地震等の防災対策上大きな支障となっており、一日も早い幹線道路の整備が喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成２０年度の概算要求基準においても公共事業の３パーセント削減が閣議了承されており、地域格差の是正のための絶対に必要な地方の道路整備がますます遅れることを懸念するものである。

ついては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

１　中期計画の作成に当たっては、最低限絶対に必要な道路整備の総量を把握したうえで、そのなかでも特に緊急を要する道路整備が中期計画に位置付けられることを明確にすること。
２　道路整備の中期的な計画は、地域の現状を踏まえて地方の意見を反映したものとすること。
３　地域間格差を是正するため、道路整備の遅れている地方に予算を重点的に配分すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１９年９月１８日

高知県宿毛市議会議長　宮　本　有　二

内　閣　総　理　大　臣殿
国　土　交　通　大　臣殿
財　　務　　大　　臣殿

－－－－－・・－－－－－－・・－－－－－

意見書案第２号

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成１９年９月１８日

提出者　宿毛市議会議員　中平富宏
賛成者　宿毛市議会議員　野々下昌文
〃　　　〃　　　今城誠司
〃　　　〃　　　浅木　敏
〃　　　〃　　　有田都子
〃　　　〃　　　濵田陸紀
〃　　　〃　　　西郷典生

宿毛市議会議長　宮　本　有　二　殿

説明　口頭

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

高齢者に対する寝具・リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには、多額のクレジット債務に負われた消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生している。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは、代金回収と商品の引渡しを分化したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにも関わらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられる。

ついては、こうしたクレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには、消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、以下の事項について地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

記

１　クレジット事業者の既払金返還責任（無過失共同責任）

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場

合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとすること。

2　クレジット事業者の不適正与信防止義務契約書型及びカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとすること。

3　過剰与信防止義務

クレジット事業者に、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事効を認める等、同義務が実効性のあるものとすること。

4　契約書型クレジットに関する規制強化

契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、且つ契約書面交付義務を明記すること。

5　指定商品（権利・役務）制及び割賦要件の廃止

原則として、指定商品（権利・役務）制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとすること。

平成１９年９月１８日

高知県宿毛市議会議長　宮　本　有　二

衆　議　院　議　長殿
参　議　院　議　長殿
内　閣　総　理　大　臣殿
経　済　産　業　大　臣殿

一般質問通告表

平成１９年第３回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	４番 松浦英夫君	1　市長の選挙公約について（市長） 2　宿毛市障害福祉計画について（市長） 3　沖の島の歴史や文化の発信について（市長、教育長）
2	２番 岡﨑利久君	1　台風の被害状況について（市長） 2　防災意識の普及、啓発の推進について（市長） （１）自主防災組織について （２）防災リーダーの育成について （３）災害時要援護者対策について 3　地域担当職員制度の導入について（市長）
3	６番 中平富宏君	1　政治姿勢について（市長） （１）旧宿毛市漁協市場周辺の振興策について （２）次期選挙に向けて （３）ローカルマニフェストについて 2　子育て支援について（市長、教育長） （１）仮称・すくもなかよし公園について （２）保育園の統廃合について （３）認定こども園について （４）小・中学校備品購入費について （５）小・中学校耐震補強について
4	５番 浅木　敏君	1　市長の政治姿勢について（市長） （１）幡多広域租税債権管理機構設立について （２）公共施設等の安全管理について （３）妊婦健康診査の公費負担について （４）夕張市問題について
5	７番 有田都子君	1　宿毛遍路道ウォーキングについて（市長） 2　地球温暖化対策について（市長、教育長） 3　子ども議会について（教育長） 4　運動会開催時期について（教育長）

平成１９年第３回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議　　案

議案番号	件　　　　　　　　名	議決月日	結　　果
第　１号	平成１８年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第　２号	平成１８年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第　３号	平成１８年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第　４号	平成１８年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第　５号	平成１８年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第　６号	平成１８年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第　７号	平成１８年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第　８号	平成１８年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第　９号	平成１８年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第１０号	平成１８年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第１１号	平成１８年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第１２号	平成１８年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	９月１８日	継続審査
第１３号	平成１８年度宿毛市水道事業会計決算認定について	９月１８日	継続審査
第１４号	平成１９年度宿毛市一般会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第１５号	平成１９年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第１６号	平成１９年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第１７号	平成１９年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	９月１８日	原案可決

第１８号	平成１９年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第１９号	平成１９年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第２０号	平成１９年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第２１号	平成１９年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第２２号	平成１９年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第２３号	平成１９年度宿毛市水道事業会計補正予算について	９月１８日	原案可決
第２４号	政治倫理の確立のための宿毛市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について	９月１８日	原案可決
第２５号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	９月１８日	原案可決
第２６号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	９月１８日	原案可決
第２７号	宿毛市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	９月１８日	原案可決
第２８号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	９月１８日	原案可決
第２９号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	９月１８日	原案可決
第３０号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	９月１８日	原案可決
第３１号	高知県市町村総合事務組合から春野町が脱退することに伴う財産処分について	９月１８日	原案可決
第３２号	幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	９月１８日	原案可決
第３３号	宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について	９月１８日	原案可決
第３４号	沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて	９月１８日	原案可決
第３５号	平成１９年度宿毛市一般会計補正予算について	９月１１日	原案可決

陳　　情

受理番号	件　　　　名	議決月日	結　　果
第　２号	原爆症認定制度を抜本的に改めることを求める意見書の提出について	９月１８日	取り下げ
第　４号	地方財政の充実を求める意見書の提出について	９月１８日	不 採 択
第　５号	市道二ノ宮野地線および平井蕨尾線の早期改良について	９月１８日	取り下げ